

第2次上尾市緑の基本計画

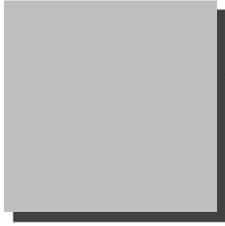
上 尾 市

令和3（2021）年3月

目 次

第 1 章	計画の前提	1
第 1 節	緑の基本計画とは	2
第 2 節	計画の背景と位置づけ	5
第 3 節	上尾市の概況	8
第 2 章	上尾市の緑の現状	10
第 1 節	緑の現況	11
第 2 節	上尾市緑のアンケート調査	18
第 3 節	前計画の進捗状況	21
第 3 章	緑の評価と課題	24
第 1 節	系統別の評価・課題	25
第 2 節	緑の課題	30
第 4 章	計画の基本方針	32
第 1 節	緑の将来像	33
第 2 節	基本方針	36
第 3 節	目標量の設定	38
第 5 章	緑の配置方針	40
第 1 節	施設緑地の配置方針	41
第 2 節	地域制緑地の配置方針	43
第 6 章	施策の内容	45
第 1 節	まちの骨格となる緑や自然を“守り創り育てる”	47
第 2 節	地域の拠点となる緑や自然を“守り創り育てる”	51
第 3 節	身近な緑や自然を“守り創り育てる”	55
第 4 節	緑や自然をみんなで“守り創り育てる”仕組みづくり	57
第 7 章	地域別の緑の取組み	61
第 8 章	緑の重点プロジェクト	87
重点 1	あげおの緑のパートナーシップ プロジェクト	89
重点 2	あげおの水辺と森をみんなでつなぐ プロジェクト	90
重点 3	上尾駅周辺地区の緑化 プロジェクト	93

第9章	計画の実現へ向けて	95
第1節	緑のパートナーシップの形成	96
第2節	実現のための計画推進	97
第3節	国・県や周辺市町との連携	97
	用語説明	98
	資料編	105



第 1 章



計画の前提

第 1 節	緑の基本計画とは	2
第 2 節	計画の背景と位置づけ	5
第 3 節	上尾市の概況	8

第1章 計画の前提

第1節 緑の基本計画とは

(1) 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、市町村が都市緑地法に基づき定めるもので、緑地の適正な保全や緑化の推進を、総合的かつ計画的に実施するために、緑地の保全から公園・緑地の整備、その他の公共施設、民有地の緑化の推進まで、市民・事業者・行政が一体となって緑豊かなまちづくりを進めていくための指針となるものです。

本計画では、今後10年間で実施する、緑の保全・創出・活用に向けた考え方や具体的な取組みを示します。

(2) 緑の役割

本計画では、緑に求められる次の役割を重視して検討します。

都市環境を守り 良くする役割

環境保全機能

大気を清浄に保つ効果や、雨水浸透地として自然の水循環機能を高める効果、植物の蒸散機能などにより都市のヒートアイランド現象を緩和する効果などを有し、都市環境の保全に寄与します。

レクリエーション 需要に応える役割

レクリエーション機能

運動や遊びなどのレクリエーション活動、地域のコミュニティ活動の場としての役割があります。また、環境学習や文化活動の場ともなります。緑の保全活動や緑化活動を通し、地域コミュニティの核となる役割も担います。

特徴ある景観を 創出する役割

景観形成機能

緑のネットワークを形成し、暮らしの中にゆとりや安らぎを生み出す役割を持っています。また、緑は地域固有の歴史や文化を背景として、緑の都市景観を充実することは、上尾市らしい景観を保全することにもつながります。

災害による被害を 軽減する役割

防災機能

緑化による火災時の延焼防止、公園緑地や生産緑地の避難地・復旧拠点としての活用など、防災性の向上につながります。農地や草地などの地下水涵養機能により、集中豪雨時などの安全性を高めます。

様々な生態系を 維持する役割

生物多様性の確保機能

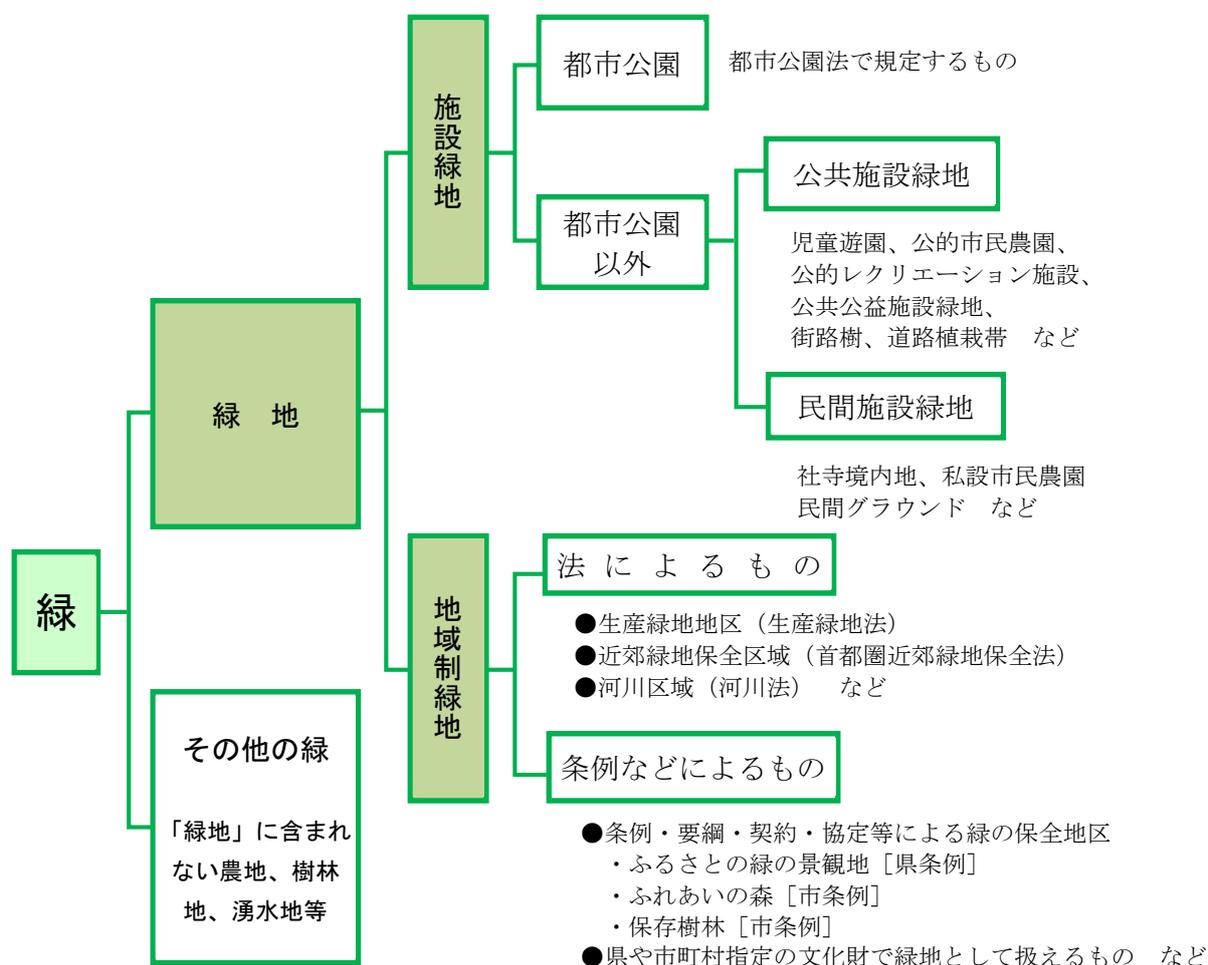
野鳥や昆虫、野草などの動植物の生息・生育空間として、自然との触れ合いの場としての役割を担います。公園や緑道、河川など、身近な緑の空間をつなげることで、生き物の回廊（移動ルート）が形成されます。

(3) 「上尾の緑」の種類

本計画では、次の5項目のいずれかに当てはまる空間を上尾の「緑」とします。

また、「緑」のうち、持続性や公開性が確保されている空間として、都市公園等の施設緑地と法律や条例等の指定に基づく地域制緑地を「緑地」とします。

- 樹林地（平地林や雑木林など）、草地などで自然的な緑に被われている区域
- 田や畑など農地
- 河川、池沼、湿地、水辺など
- 公共施設（公園、広場を含む）、民間施設（ゴルフ場、工場など）、住宅の庭先などで、植栽がされている区域
- 公園、広場、公共施設の緑やオープンスペース、民間グラウンドなどで持続性や公開性が高い区域



【計画対象の「緑」及び「緑地」】

※平成 29（2017）年 6 月に施行された都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）により、緑地の定義に「農地」が含まれることが明記され、良好な都市環境の形成に係る農地が都市における緑地保全施策の対象に位置づけられました。

※本計画における緑地と都市緑地法における緑地は、定義が異なります。

【施設緑地】：公園や学校の校庭、公共施設の空地、民間施設緑地など

都市公園



上尾丸山公園



こどもの城公園

都市公園以外

公共施設緑地



上尾市民体育館



北上尾駅西口

民間施設緑地



アリオ上尾

【地域制緑地】：法（荒川近郊緑地保全区域、河川区域、農業振興地域農用地、生産緑地など）

協定（緑地協定、条例に基づくものでは、ふるさとの緑の景観地、ふれあいの森、保存樹林など）

法によるもの



生産緑地地区



荒川近郊緑地保全区域

条例などによるもの



保存樹林（八合神社）



ふれあいの森 2000

第2節 計画の背景と位置づけ

(1) 計画改定の背景

社会情勢の変化

- 前計画策定時からの社会情勢の変化
- 関連法の改正

平成13(2001)年に策定された「上尾市 緑の基本計画」(以下「前計画」という。)は2020年度に最終年度を迎えます。全国的な傾向として、人口増加時代から人口減少、少子・高齢化時代への転換、都市の経済状況の変化、生活の多様性による都市へのニーズの多様化等、社会情勢が大きく変化しています。

また、平成29(2017)年には都市緑地法等の一部を改正する法律が施行され、民間活力の導入やみどり・オープンスペースの整備・保全等に関する制度が充実するなど、従来の新たな公園・緑地等の創出から、既存ストックの保全・活用や維持管理へと方向性を転換しています。

平成27(2015)年の都市農業振興基本法の制定により、それまでは宅地化すべきものとされてきた都市の農地の位置づけが、都市にあるべきものへと大きく転換されました。これに伴い都市緑地法が対象とする緑地に「農地」を含むことが明記され、計画的に農地の保全や活用を取り込むことが求められています。

これらに伴い、市町村が策定する「緑の基本計画」についても、都市公園の管理の方針や農地の保全を計画に位置づけるなど、記載事項が拡充されました。

さらに、国際的に地球規模での環境問題への関心が高まるなか、平成27(2015)年に国連では17の目標から構成される「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、緑の基本計画に掲げる施策はこれらの目標達成に向けた取組みにつながると考えられています。

本市の変化

- 本市のまちづくりの変化
- 上位関連計画との整合性

本市の人口は令和2(2020)年でピークを迎え、その後は減少傾向で推移すると予測されています。また、上尾道路の開通や、高速道路(新大宮上尾道路)の延伸構想が具体化する等、都市構造が変わる可能性があります。

前計画では、目標年次の2020年度に向け、緑の保全や緑化の推進に努めてきました。

計画満了と改定時期を迎えるにあたり、市内の緑の状況を見直し、緑に求められる機能や効果に合わせた取組みへの検討が必要です。

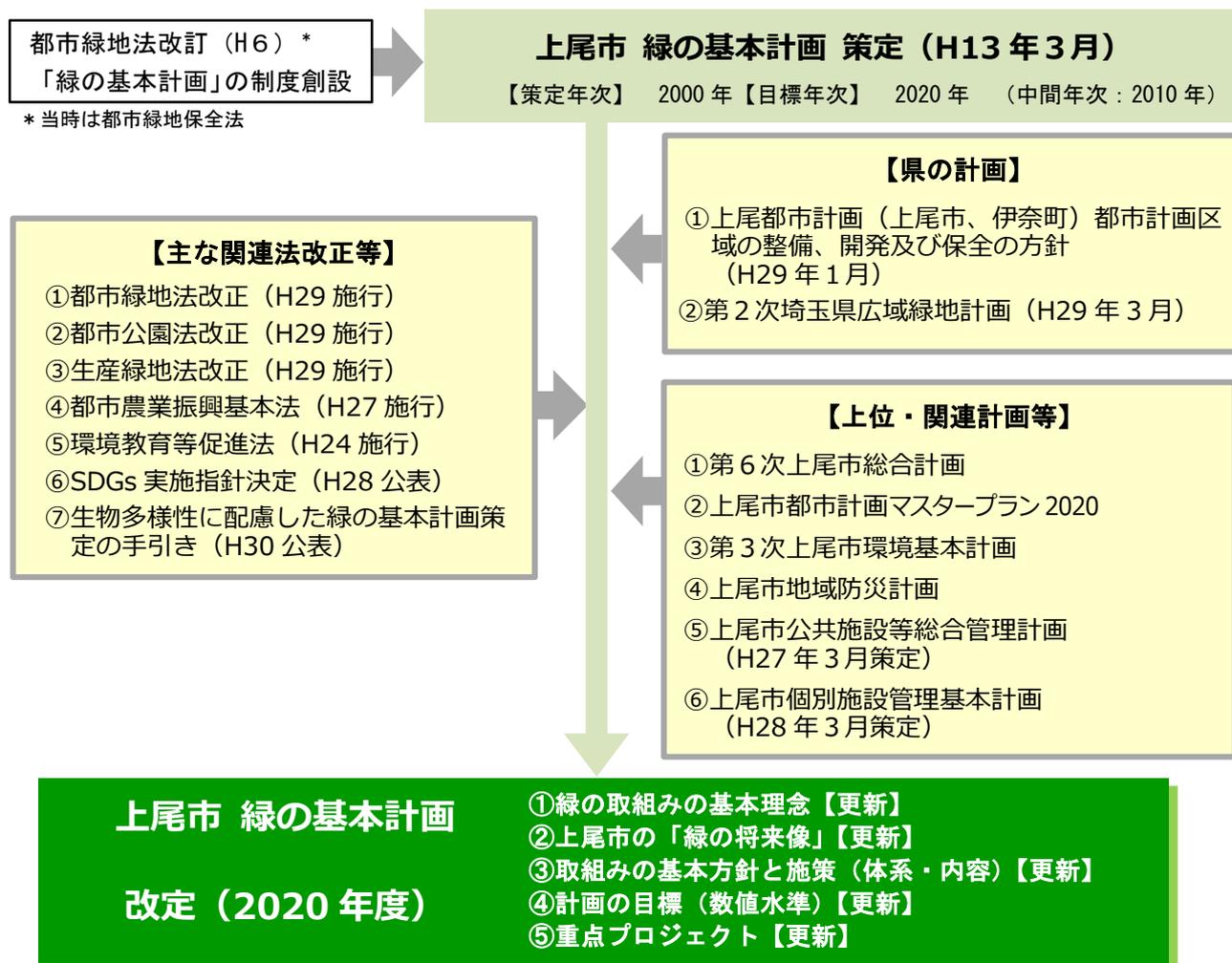
また、市の上位計画である「上尾市総合計画」や「都市計画マスタープラン」等の改訂を受けて、計画の整合性を図るとともに、これからのまちづくりを見据えた計画の見直しを求められています。

(2) 計画改定の趣旨と位置づけ

前計画は令和2（2020）年度に計画の最終年度を迎えます。

このたび、上位計画である上尾市総合計画や、関連計画である上尾市都市計画マスタープラン・上尾市環境基本計画が見直されることから、今までの計画の達成や施策の検証を行い、以下を踏まえて改訂しました。

- ①上尾市総合計画や上尾市都市計画マスタープラン・上尾市環境基本計画等の上位関連計画と連携を図るとともに、法改正を踏まえる。
- ②「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を踏まえた内容とする。
- ③平成30（2018）年度に実施した上尾市みどりの実態調査（緑被・緑地率の調査）の結果を反映する。



(3) 計画期間

本計画は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度の10年間とします。

SDGs について

SDGs (Sustainable Development Goals [持続可能な開発目標] エス・ディー・ジーズ)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsが目指すところは、「世界の貧困をなくす」ことや「持続可能な世界を実現する」ことです。

そのために、大別して5つのP (People [人間]=世界の貧困をなくす、Prosperity [繁栄]=「つづく経済」をつくる、Planet [地球]=環境を守り育てる、Peace [平和]=仕組みづくり、Partnership [協働]=実現のための資金と協力関係を作る) からなる5分野、17個のゴールが設けられています。



【SDGs17の目標】

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 貧困をなくそう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 2 飢餓をゼロに | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 12 つくる責任、つかう責任 |
| 4 質の高い教育をみんなに | 13 気候変動に具体的な対策を |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 14 海の豊かさを守ろう |
| 6 安全な水とトイレを世界中に | 15 陸の豊かさも守ろう |
| 7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに | 16 平和と公正をすべての人に |
| 8 働きがいも経済成長も | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |
| 9 産業と技術革新の基盤を作ろう | |

第3節 上尾市の概況

(1) 位置と地勢

上尾市は、埼玉県の南東部に位置し、東京都心から約35kmの距離にあります。東は伊奈町及び蓮田市に、南はさいたま市に、西は川越市と川島町に、北は桶川市と隣接しています。市域は東西方向の延長距離は約10.48km、南北方向は9.32km、面積45.51km²（令和2年時点の都市計画区域面積は45.55km²）となっています。

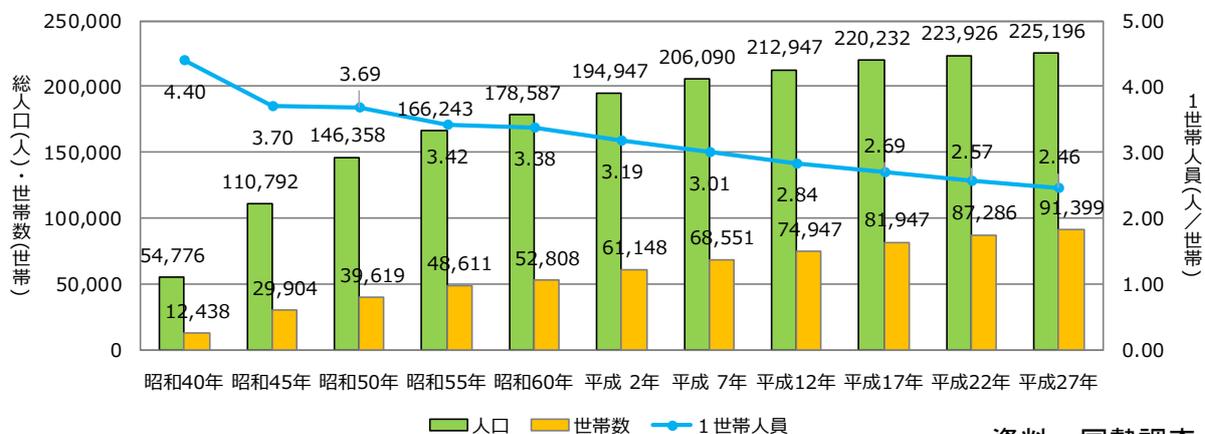
地形は大宮台地の中央部に位置する起伏の少ない平坦な地形を持ち、西境に荒川、東境に原市沼川、中心部に鴨川と芝川が平行して流下しています。海拔は約17mで、最も高い場所で約20m、最も低い場所で約9mとなっています。また、市の周辺部にはクヌギやコナラなどの雑木林が残り、豊かな自然環境が生態系基盤を形成していますが、市域の中央部を中心に都市化が進行しており、宅地が増加し、農地や樹林地は減少傾向にあります。

(2) 人口・世帯

上尾市の人口は、昭和40年と比較して平成27年には約17万人の増加、増加率は300%を超える水準に達するなど増加傾向です。しかし、5年ごとの増加率においては鈍化する傾向にあり、平成22年から平成27年には約0.6%の低い水準です。

世帯数では、昭和40年と比較して平成27年には約8万世帯の増加、増加率は600%を超える水準に達するなど、人口増加を上回る比率で増加しています。

【人口・世帯数の推移】



資料：国勢調査

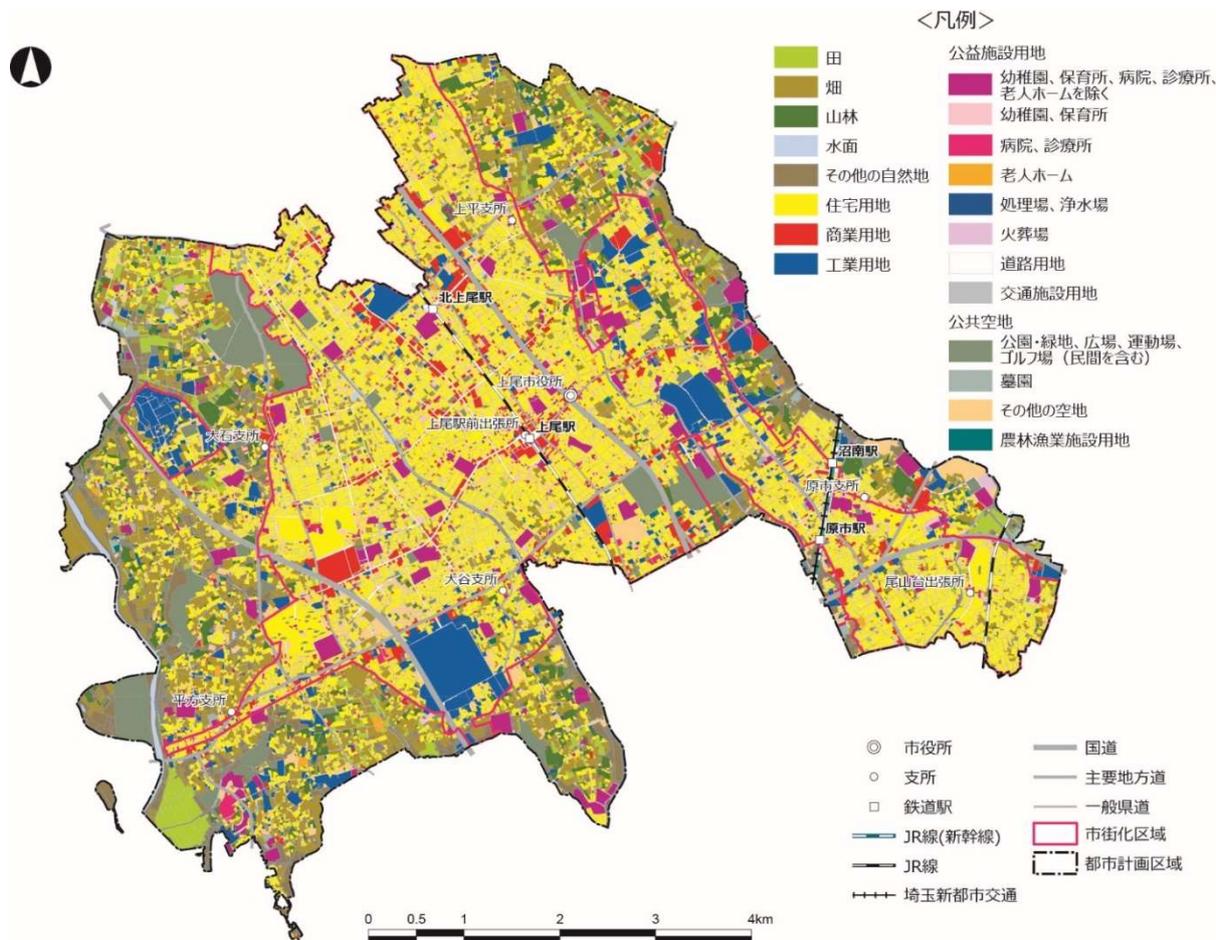
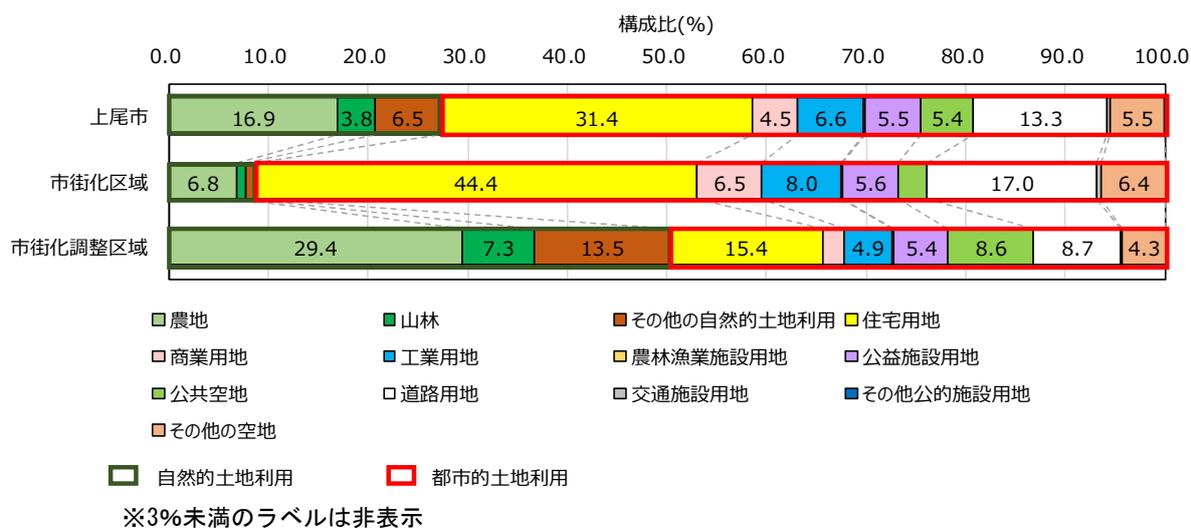
(3) 土地利用

土地利用の面積を区域区別にみると、農地等の自然的土地利用が市街化区域面積に占める割合は8.6%である一方、住宅用地等の都市的土地利用の割合は91.4%となっており、大半を都市的土地利用が占めています。

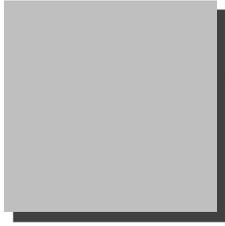
市街化調整区域では、自然的土地利用が50.3%、都市的土地利用が49.7%となっており、自然的土地利用の比率は市街化区域に比べて高いものの、市街化を抑制する区域としては都市的土地利用の比率が高いといえます。

市域全体においても、自然的土地利用が27.2%である一方、都市的土地利用は72.8%となっており、全体においても都市的土地利用の比率が高くなっています。

【土地利用現況】



資料：都市計画基礎調査（平成28年度）、上尾市都市計画マスタープラン2020



第 2 章



上尾市の緑の現状

第 1 節	緑の現況	11
第 2 節	上尾市緑のアンケート調査	18
第 3 節	前計画の進捗状況	21

第2章 上尾市の緑の現状

第1節 緑の現況

(1) 上尾の緑の特徴

上尾市では、以下のような緑の特徴を有しています。

■ 河川、水路が多く、地形は平坦で斜面等は少ない

上尾市の西境には荒川・江川、東境には原市沼川・綾瀬川が流れ、市の中心部では鴨川、芝川が南北に流れています。市域は大宮台地のほぼ中央に位置し、海拔約17mの起伏の少ない平坦地で形成されています。

そのため、西境の荒川・江川、東境の原市沼川・綾瀬川の周辺に見られる、水辺から台地の斜面地形は貴重な自然空間となります。

■ 希少生物に富み、湿地、沼地など野生動植物の生息地も多い

樹林地が高木となり、オオタカの生息しやすい環境の場が増えています。コウノトリが営巣する可能性もあります。

■ 市域周辺部は武蔵野の面影を残す雑木林が多いが、市街地内は緑が減少

市街地には生産緑地地区が比較的多く点在し、周辺部にはコナラやクヌギ等の武蔵野の面影を残す雑木林や農地が一团となって残されています。しかしながら、開発による樹林地や農地、湿地などの減少も見られ、緑の保全が大きな課題となっています。

■ 大規模な公園は充実、近隣公園や街区公園など身近な公園は不足

上尾運動公園、上尾丸山公園、上平公園など、大規模な公園の整備は進んでいます。近隣公園や街区公園など身近なレクリエーションの場は、土地区画整理事業の行われた地区では充実していますが、それ以外の地区では不足しています。

■ 市民団体や、住民による緑の保全活動が活発

荒川、江川、原市沼川などの川沿いにある貴重な緑地を保全・活用する市民団体による活動や、上尾丸山公園では住民参加による水辺再生の取組みである「かいぼり」事業などが行われています。

(2) 緑被の状況

①市全域

平成 30 (2018) 年度に実施した「上尾市みどりの実態調査」において全域の緑の総面積は、1,711.72ha で、市域の 37.6%を占めています。また、緑被地は 1,574.63ha で市域の 34.6%を占めています。

緑の内訳をみると、畑が 501.24ha (29.3%) で最も多く、次いで草地在 340.77ha (19.9%)、植栽地が 226.96ha (13.3%) となっています。

一方、スギ・ヒノキ等の人工林は 15.76ha (0.9%)、竹林は 25.85ha (1.5%) と少ない状況になっています。また、自然林については、該当はありません。

②市街化区域と市街化調整区域

市街化区域の緑の総面積は、451.88ha、17.8%を占めています。このうち緑被地は 394.64ha (87.3%) であり、その内訳は、植栽地が最も多く 132.22ha (29.3%)、次いで畑が 110.10ha (24.4%) であり、市街化区域の緑の過半は植栽地と畑です。

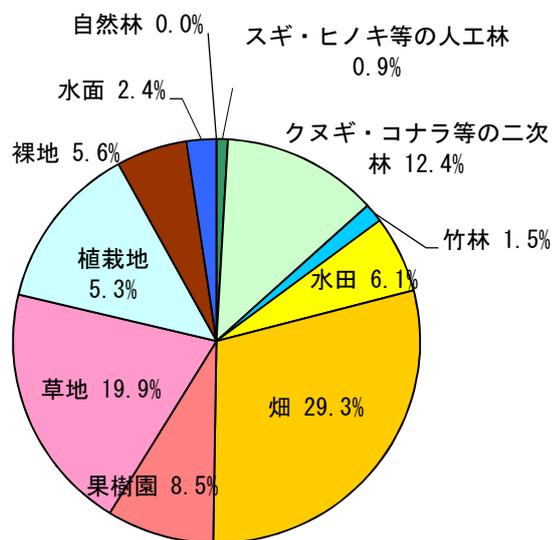
市街化調整区域の緑の総面積は、1,259.84ha、62.2%を占めています。このうち緑被地は 1,179.99ha (93.7%) であり、その内訳は、畑が最も多く 391.14ha (31.0%)、次いで草地在 297.33ha (23.6%) であり、市街化調整区域の緑の過半は畑と草地です。

市街化区域と市街化調整区域の緑の構成比を比較すると、市街化区域では、植栽地の構成比が高く、市街化調整区域では、草地や水田、畑等の農地の構成比が高い状況です。

【市全体の緑被地・緑の構成 (区域区分別) (平成 30 年時点)】

【市全域の緑の構成】

区 分	市 全 域		市街化区域		市街化調整区域		
	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	
緑 被 地	自然林	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0
	スギ・ヒノキ等の人工林	15.76	0.9	1.49	0.3	14.27	1.1
	クヌギ・コナラ等の二次林	212.78	12.4	49.64	11.0	163.14	12.9
	竹 林	25.85	1.5	3.95	0.9	21.90	1.7
	水 田	105.05	6.1	5.49	1.2	99.56	7.9
	畑	501.24	29.3	110.10	24.4	391.14	31.0
	果 樹 園	146.22	8.5	48.31	10.7	97.91	7.8
	草 地	340.77	19.9	43.44	9.6	297.33	23.6
	植 栽 地	226.96	13.3	132.22	29.3	94.74	7.5
	緑被地計	1,574.63	92.0	394.64	87.3	1,179.99	93.7
裸 地	96.54	5.6	50.28	11.1	46.26	3.7	
水 面	40.55	2.4	6.96	1.5	33.59	2.7	
合 計	1,711.72	100.0	451.88	100.0	1,259.84	100.0	
緑被地/区域面積(%)	34.6		15.6		58.3		
緑量/区域面積(%)	37.6		17.8		62.2		



※ 緑被地は、樹林・草地・農地など緑に覆われた土地を示します。緑被地に裸地・水面を加えたものを緑と称して整理しています。

※ 一団で 100 m²以上の緑被地を対象として調査しています。

※ 四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

③経年比較

上尾市全域の緑量は、平成 30 年は 1,711.72ha であり、平成 21 年から 180.40ha 減少しています。

緑の割合は、平成 21 年が緑量：41.5%、緑被率：38.6%であったのに対して、平成 30 年では緑量：37.6%、緑被率：34.6%となっており、4.0ポイント減少しています。

内訳をみると、全体的に減少傾向ですが、特に果樹園とクヌギ・コナラ等の二次林の割合の減少が顕著です。

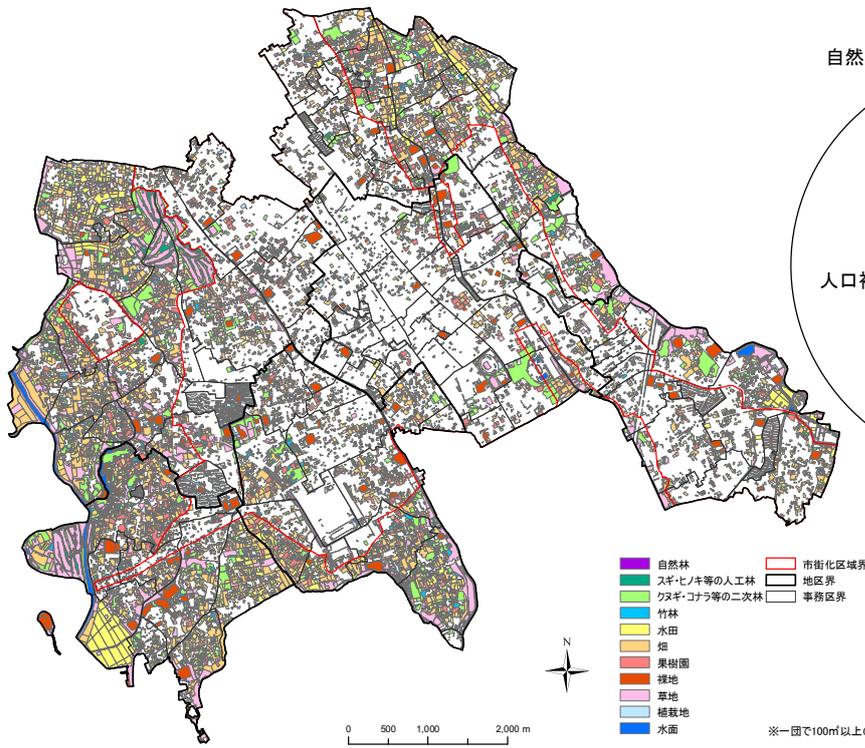
【緑被地・緑の経年変化】

			平成 21 年		平成 30 年	
緑	緑被地	区 分	市 全 域		市 全 域	
			(ha)	(%)	(ha)	(%)
		自 然 林	0.00	0.0	0.00	0.0
		スギ・ヒノキ等の人工林	16.47	0.9	15.76	0.9
		クヌギ・コナラ等の二次林	258.00	13.6	212.78	12.4
		竹 林	29.25	1.5	25.85	1.5
		水 田	121.27	6.4	105.05	6.1
		畑	552.94	29.2	501.24	29.3
		果 樹 園	180.03	9.5	146.22	8.5
		草 地	357.77	18.9	340.77	19.9
		植 栽 地	241.16	12.7	226.96	13.3
		緑被地 計	1,756.89	92.9	1,574.63	92.0
		裸 地	94.25	5.0	96.54	5.6
		水 面	40.98	2.2	40.55	2.4
		合 計	1,892.12	100.0	1,711.72	100.0
		区域面積(ha)	4,555		4,555	
		緑被地／区域面積(%)	38.6		34.6	
		緑量／区域面積(%)	41.5		37.6	

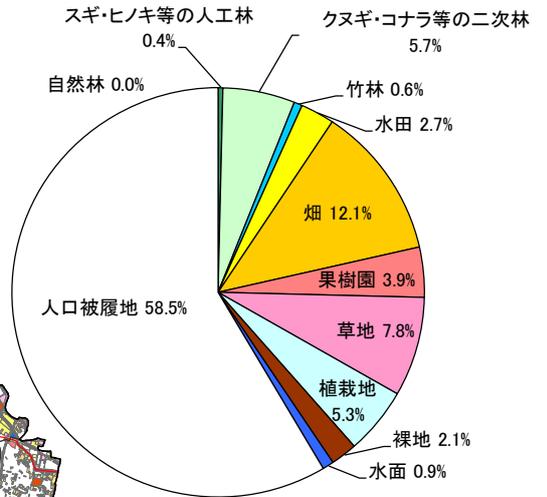


【緑の現況図】

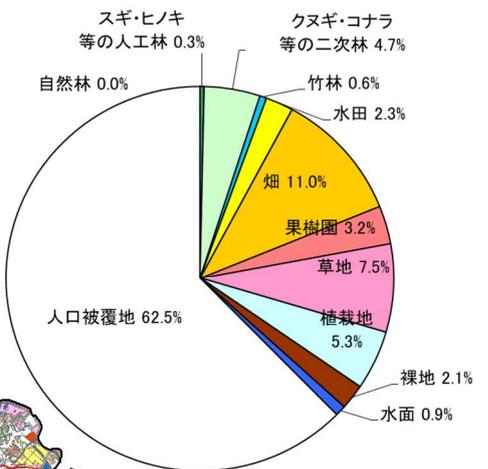
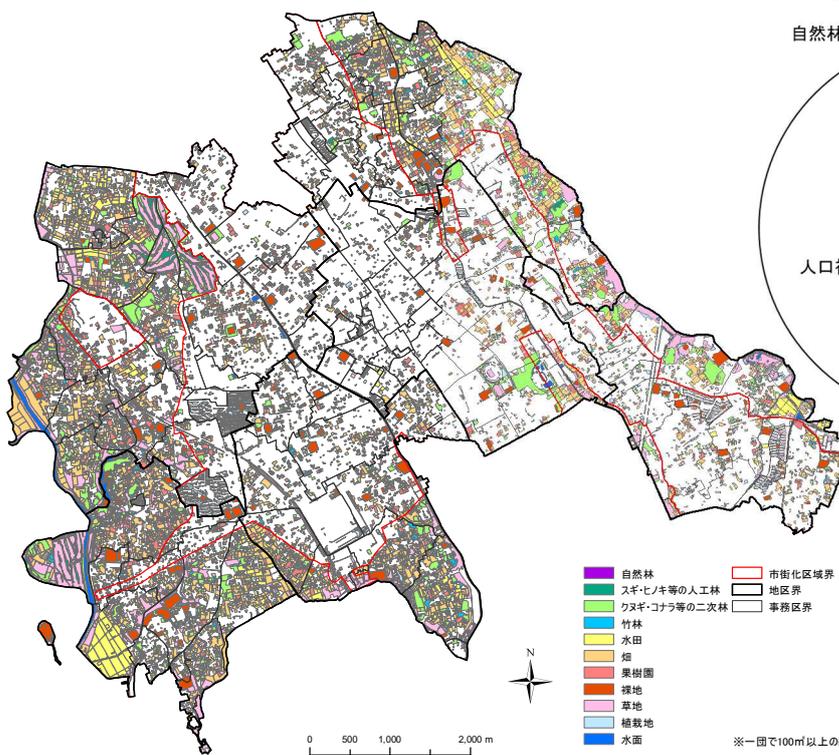
平成 21 年



【緑の構成】



平成 30 年



(3) 緑地の状況

上尾市の緑地面積は、1,265.66haであり、市域面積の27.8%です。また、市民1人当たりの緑地面積は55.39㎡/人、市民1人当たりの都市公園面積は3.92㎡/人です。

【緑地現況総括表（平成30年時点）】

				全域			
				箇所数	面積(ha)	㎡/人	
施設緑地	1.都市公園	住区基幹公園	街区公園	124	15.10	0.66	
			近隣公園	4	5.85	0.26	
			地区公園	1	3.64	0.16	
		都市基幹公園	総合公園	2	26.99	1.18	
			運動公園	1	37.10	1.62	
		都市緑地		1	0.90	0.04	
		(都市公園 計)			133	89.59	3.92
	2.公共施設緑地	開発等の公園		36	6.85	0.30	
		占用、借地の緑地等		3	1.68	0.07	
		公共団体が設置している市民農園		1	1.75	0.08	
		公開している教育施設(国公立)		39	94.98	4.16	
		農業公園		1	6.60	0.29	
		児童遊園		12	1.88	0.08	
		公共団体が設置している運動場やグラウンド		4	12.77	0.56	
		遊水地		1	0.26	0.01	
		公共公益施設における植栽地		33	5.68	0.25	
	(公共施設緑地 計)			130	132.45	5.80	
	3.民間施設緑地	市民農園(上記以外)		11	1.44	0.06	
		公開している教育施設(私立)		2	9.61	0.42	
		寺社境内地		62	26.83	1.17	
		ゴルフ場		2	84.57	3.70	
		(民間施設緑地 計)			77	122.46	5.36
	施設緑地間の重複				-	1.55	-
	(小計)				340	342.94	15.01
	地域制緑地	1.法によるもの	生産緑地地区		453	112.25	4.91
			近郊緑地保全地区		-	155.00	6.78
			農業振興地域・農用地区域		-	561.20	24.56
河川区域			4	189.36	8.29		
地域森林計画対象民有林			75	76.23	3.34		
(法によるもの 計)			532	1,094.04	47.88		
2.協定		(協定 計)		-	0.00	0.00	
3.条例等によるもの		条例等による緑地の保全地域	ふるさとの緑の景観地	2	11.12	0.49	
			ふれあいの森	8	6.49	0.28	
			保存樹林	10	3.43	0.15	
			空地	33	5.07	0.22	
(条例等によるもの 計)			53	26.11	1.14		
地域制緑地間の重複				-	169.12	-	
(小計)				585	951.03	41.62	
施設緑地と地域制緑地の重複				-	28.32	-	
総計				925	1,265.66	55.39	
市域面積に対する割合				27.8%			

※1 公園面積は、上尾丸山公園を含め、供用面積で集計しました。

※2 施設緑地面積は、㎡単位の面積の積上げとしました。

※3 人口は、228,519人(平成31年1月1日)で計算しました。

※4 四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

(4) 施設緑地の状況

①都市公園

上尾市の都市公園は、住区基幹公園として、街区公園 124 ヶ所 (15.10ha)、近隣公園 4 ヶ所 (5.85ha)、地区公園 1 ヶ所 (3.64ha) が指定されています。また、都市基幹公園として、総合公園 2 ヶ所 (26.99ha)、運動公園 1 ヶ所 (37.10ha)、その他に都市緑地 1 ヶ所 (0.90ha) が指定されています。

②公共施設緑地

上尾市の公共施設緑地は、開発等の公園、占用・借地の緑地等、公共団体が設置している市民農園、公開している教育施設 (国公立)、農業公園、児童遊園、公共団体が設置している運動場やグラウンド、遊水池、公共公益施設における植栽地、自転車歩行者専用道路が挙げられます。

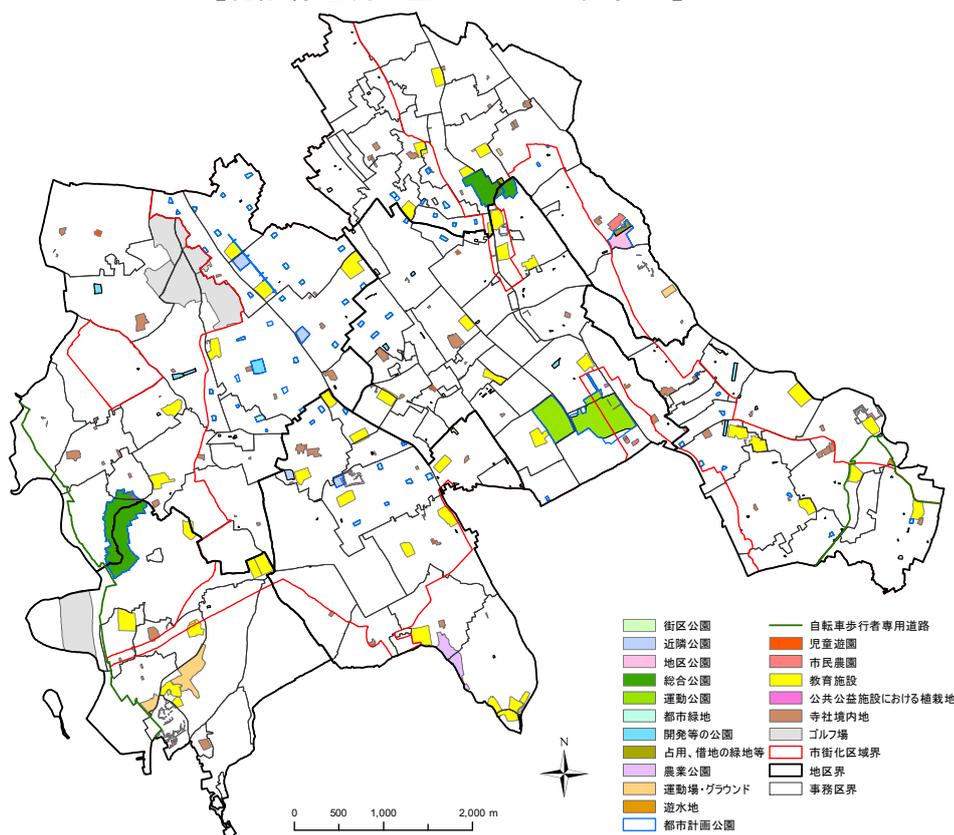
公開している教育施設 (国公立) としては、小学校 22 ヶ所、中学校 11 ヶ所、高等学校 4 ヶ所、その他の学校 2 ヶ所が挙げられます。

公共公益施設の植栽地としては、官公庁施設、文化施設、スポーツ施設、公民館、厚生医療施設、保育所、供給処理施設等の植栽地があげられます。

③民間施設緑地

上尾市の民間施設緑地は、市民農園 (公共団体が設置している市民農園以外) として、ふれあい農園等が 11 ヶ所、公開している教育施設 (私立) としては、高等学校 1 ヶ所、大学 1 ヶ所が挙げられます。その他に、寺社境内地 62 ヶ所、ゴルフ場 2 ヶ所が挙げられます。

【施設緑地現況図 (平成 30 年時点)】



(5) 地域制緑地の状況

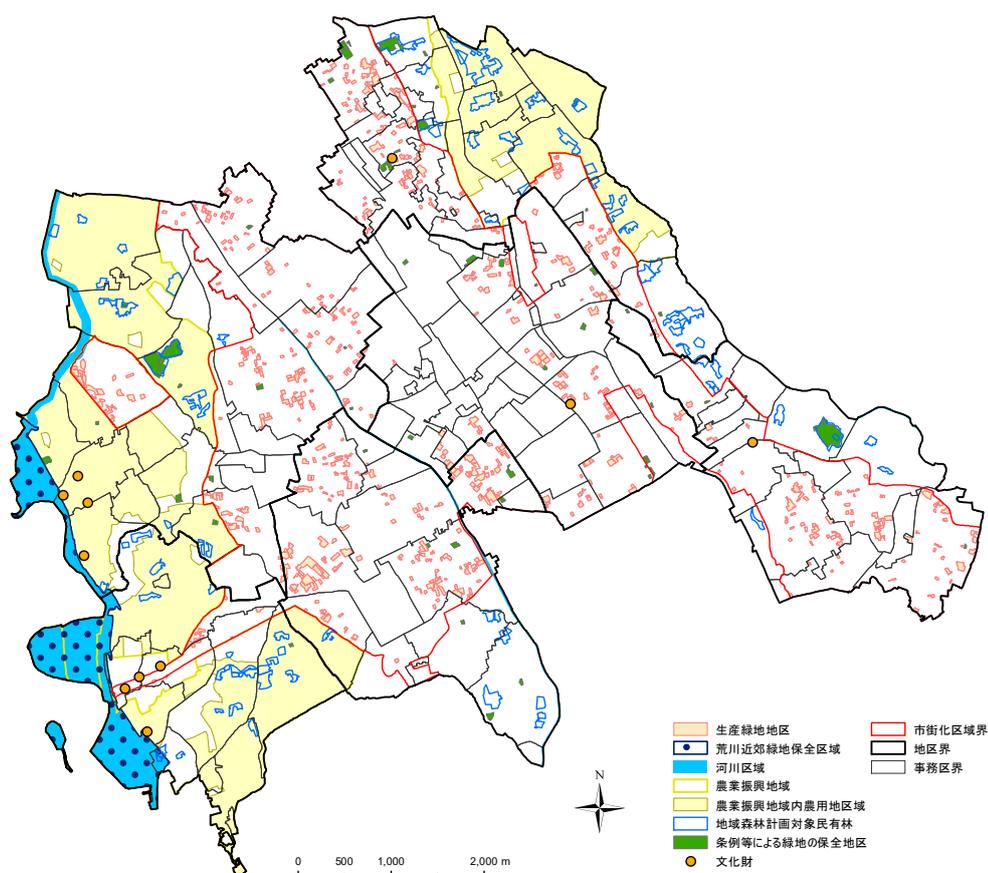
①法によるもの

地域制緑地のうち、法によるものとしては、生産緑地法による生産緑地地区が 453 ヶ所 (112.25ha)、首都圏近郊緑地保全地区による荒川近郊緑地保全地区が 155ha、農業振興地域整備法による農業振興地域内農用地区域が 561.20ha、河川法による河川区域が 4 ヶ所 (189.36ha)、森林法による地域森林計画対象民有林が 75 ヶ所 (76.23ha) 指定されています。

②条例等によるもの

地域制緑地のうち、条例等によるものとしては、条例等による緑地保全地域として、県指定のふるさとの緑の景観地が 2 ヶ所 (11.12ha)、市指定のふれあいの森が 8 ヶ所 (6.49ha)、保存樹林が 10 ヶ所 (3.43ha)、空閑地が 33 ヶ所 (5.07ha) 指定されています。また、県や市指定の文化財で緑地として扱えるものとしては、11 ヶ所が指定されています。

【地域制緑地現況図 (平成 30 年時点)】



第2節 上尾市緑のアンケート調査

緑に対する市民意識を把握するため、令和2年1月下旬から2月中旬に、市内在住の18歳以上の男女3,000人に対し、市民アンケートを実施しました。

その結果、以下の3つの観点から抽出されました。

※アンケート結果における表記 SA=単一回答 MA=複数回答 N=回答数

緑の継承と質の向上

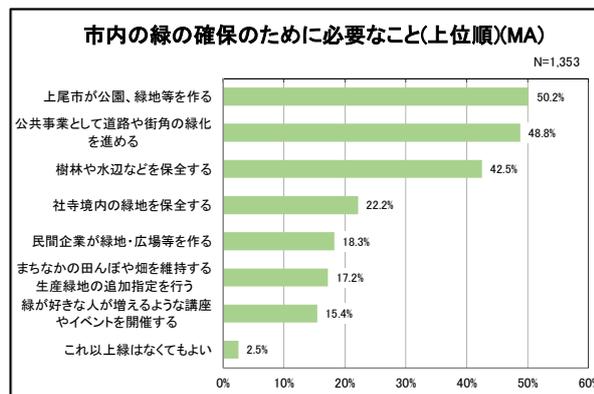
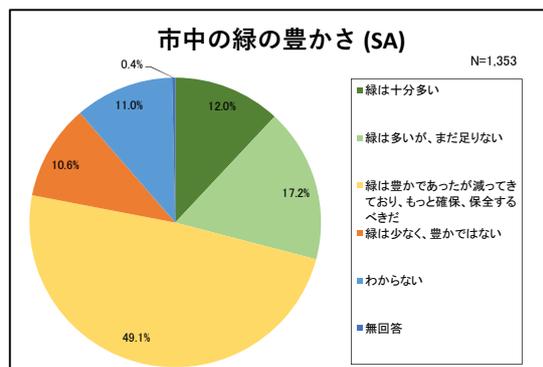
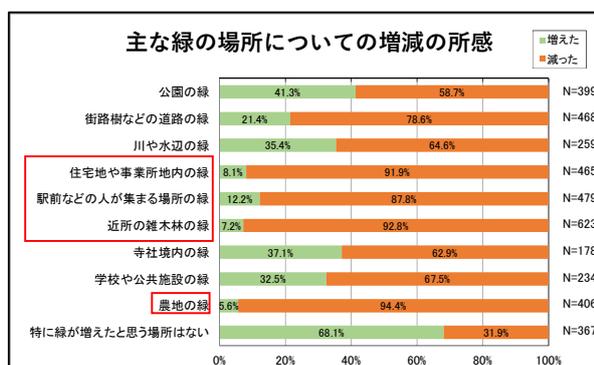
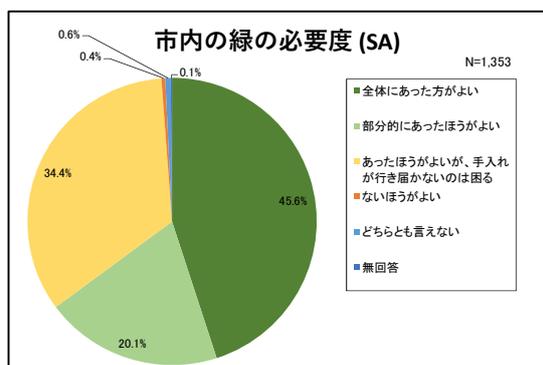
市内の緑に対する必要性は高いという回答が多いものの、現状の市内の緑は減っているという回答が多いという結果です。特に「住宅地や事業所地内の緑」や「駅前などの人が集まる場所の緑」、「近所の雑木林の緑」などの身近な緑や、「農地の緑」が減っていると感じる回答は9割程度ありました。

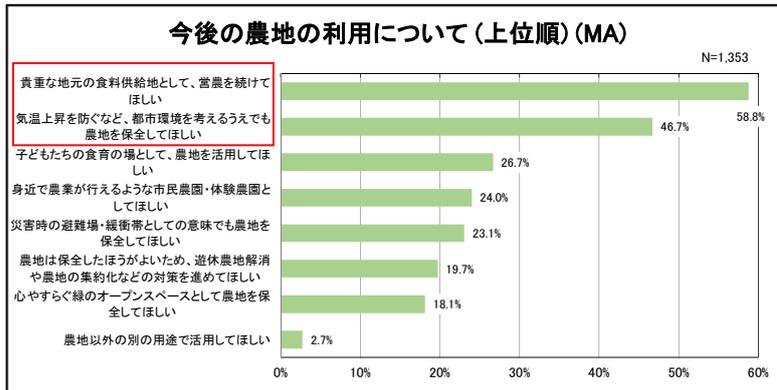
そのため、市民が身近に緑を感じてもらえるよう、多くの人を訪れる駅周辺や、身近な公園の整備を中心に、緑を創出していく必要があります。

また、緑の質を確保していくため、多様な動植物が生息する樹林地や、水辺環境の保全を進めていくことも求められています。

農地の利用に対しては、「営農を続けてほしい」や「都市環境を考えるうえでも農地を保全してほしい」という回答が半数近くを占めています。農地を食料生産の場として活用することへの期待が高い一方、環境保全としての機能も求められています。

アンケート結果





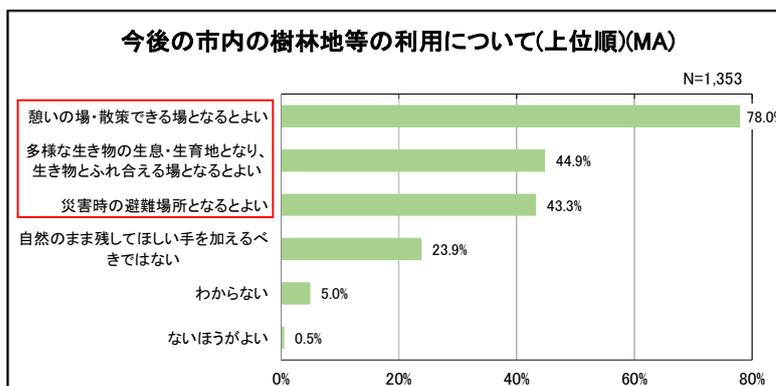
緑地の活用に対する期待

今後の市内の樹林地の利用に関しては、「憩いの場、散策の場」や、「生き物とのふれあいの場」、「災害時の避難場所」など、緑地活用への関心が強い傾向にあります。公園設備の希望では、「自然や緑を残し、地域の自然とふれ合える、また、環境学習の場となる公園」と回答する割合が半数を超えています。以上から、緑地の保全にとどまらない、緑地を活用していくことへの関心が高い傾向があります。

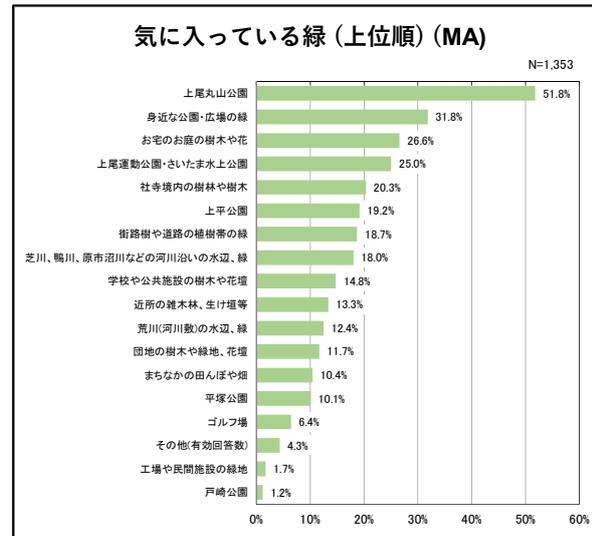
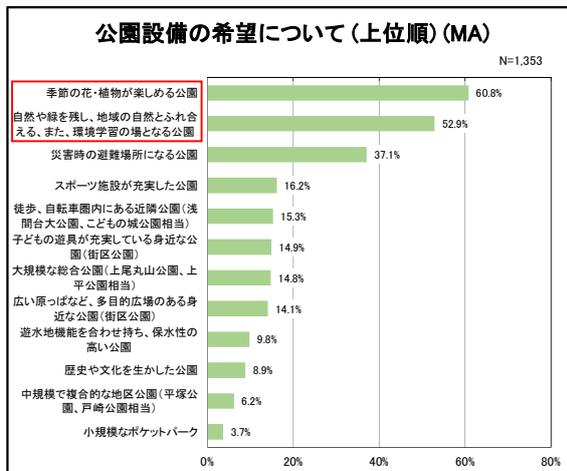
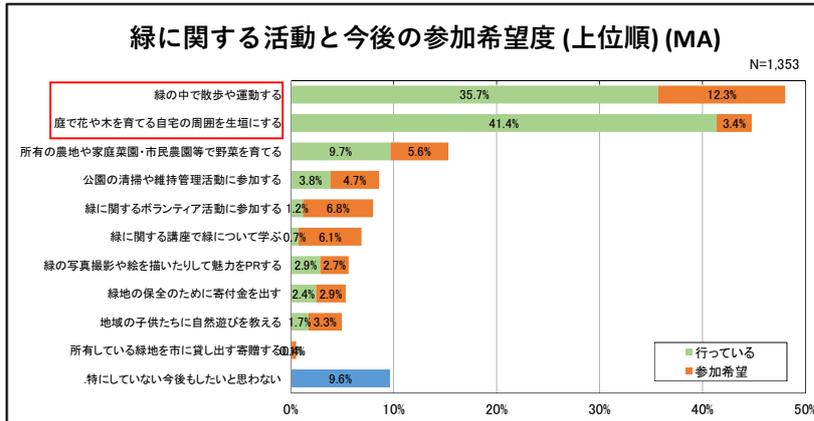
しかし、緑に関する活動と今後の参加希望度では、「緑の中で散歩や運動する」や「自宅の周囲を生垣にする」などの取り組みやすい活動への関心は高い一方、公園の維持管理や緑のボランティア等、市内の緑を維持管理する活動への関心は低い傾向にあります。

そのため、市民にとって活動しやすい緑の取り組みの実施や、普及啓発を行う必要があります。

気に入っている緑では、半数以上が「上尾丸山公園」を回答しています。上尾丸山公園は豊かな自然に囲まれ環境学習の場としての機能が強く、市民の関心が高いことがうかがえます。このように、公園を含む緑地を通して、市民が生き物、緑の大切さを感じ、緑の取り組みに参加するきっかけをつくる場として整備していく必要があります。



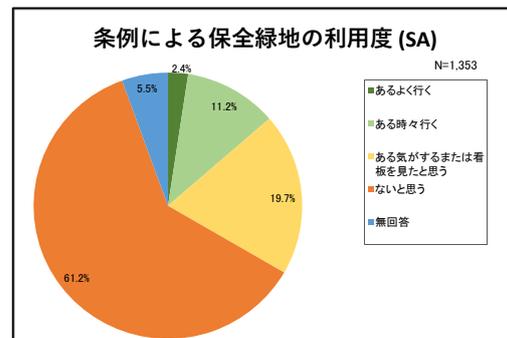
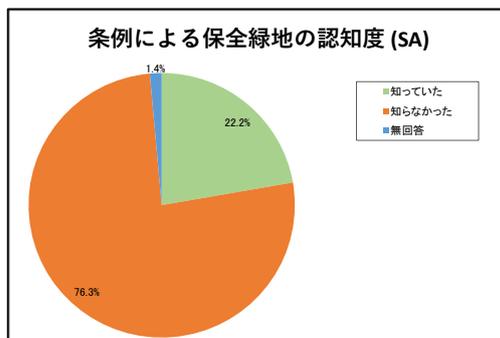
アンケート結果



緑地に関する条例の認知度の向上

条例で保全されている緑地に対する認知度がかなり低いことから、普及啓発活動や、緑地に対する利活用促進のための手段・機会を設けることが求められます。

アンケート結果



第3節 前計画の進捗状況

(1) 実施した主な施策と実績

前計画では、4つの基本方針「1. まちの骨格となる緑や自然を“守り創り育てる”」「2. 地区の拠点となる緑や自然を“守り創り育てる”」「3. 身近な緑や自然を“守り創り育てる”」「4. 緑や自然をみんなで“守り創り育てる”仕組みづくり」を定め、緑地の保全や緑化の推進に関する施策を展開しました。

前計画に基づく施策の主な実績は次のとおりです。

施策の方針	主な実績
1. まちの骨格となる緑や自然を“守り創り育てる”	
都市基幹公園における自然空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・上尾丸山公園におけるイベント、体験学習等の実施 ・上平公園の借地部分の買い上げ
荒川、江川、原市沼川、綾瀬川及び周辺低地（沼地・湿地など）の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・原市沼調節池整備事業の推進（埼玉県） ・綾瀬川の多自然型護岸など自然に優しい水辺づくり（埼玉県） ・荒川や江川関連の協議会やイベントへの参加
鴨川、芝川の親水化、水質浄化など親しまれる河川づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・鴨川や芝川での親水空間の整備、水質改善の取り組み
ふるさとの緑の景観地、ふるさとの森の維持管理と周辺環境の一体的な保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとの緑の景観地：公有地化の推進・維持管理団体との協定の締結、ボランティアによる除草や清掃の実施 ・原市特別緑地保全地区の指定 ・ふるさとの森を保存樹林として指定
一団となった樹林地（民有林）の条例指定促進	<ul style="list-style-type: none"> ・保存樹林としての指定継続
幹線道路の緑化による緑のネットワーク整備	<ul style="list-style-type: none"> ・上尾道路の整備による暫定二車線での開通
2. 地区の拠点となる緑や自然を“守り創り育てる”	
地区の緑拠点づくり（地区公園の整備）	<ul style="list-style-type: none"> ・戸崎公園（地区公園）の新設
J R上尾駅周辺地区の緑化の重点推進	<ul style="list-style-type: none"> ・花いっぱい運動等の花と緑のイベント実施 ・アッピーほっとガーデンの整備
地区の緑軸（主要都市計画道路等）整備	<ul style="list-style-type: none"> ・主要都市計画道路の整備、自転車レーンの整備 ・街路樹の維持管理
遊休農地の解消、生産緑地の保全活用	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地地区の保全対策の検討 ・農地の保全、活用の紹介（市報、市HP等）
地区の個性を表す緑づくり（歴史・文化・史跡の整備拡充）	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化・史跡の紹介

施策の方針	主な実績
3. 身近な緑や自然を“守り創り育てる”	
街区公園・近隣公園の適正配置整備	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園整備・緑化 ・バリアフリー化、遊具の安全点検等の実施
ふれあいの森・保存樹林・保存樹木・屋敷林・生け垣などの条例指定の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・保存樹林、保存樹木の指定継続
住宅密集地における延焼防止緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地帯での緑化、緑の維持管理 ・空闲地の確保
小中学校の学校緑化、公共施設の緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校での緑のカーテンや学校ビオトープの取組み ・公共施設の緑化
家庭や工場用地など民間緑化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為による民有地や工場用地の緑化
未利用地などの暫定緑地化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・アッピーほっとガーデンの整備
4. 緑や自然をみんなで“守り創り育てる”仕組みづくり	
市民と事業者と行政が一体となった緑づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地元町内会の意見を踏まえた公園整備 ・ボランティアによる公園維持管理（公園管理協定を締結） ・花いっぱい運動の実施
緑に関する普及啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報やチラシ、パンフレット等によるイベント開催等の情報提供
環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・上尾市自然学習館での自然学習、体験ものづくり、天文科学に関する教室やイベントの実施、自然再生に関するイベントの実施 ・上尾市環境推進協議会主催の野鳥観察会、自然観察会等の実施
緑のリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等の落ち葉の堆肥化、配布
緑のまちづくり基金の増強・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・上尾市緑の基金の活用（公園やふるさとの緑の景観地の公有地化）
国や県への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・国県管轄の河川、道路に関する要請

(2) 目標水準の達成状況

前計画では、「緑地」「都市公園」「都市公園等」に関する目標を設定しました。緑地と都市公園について、それぞれの達成状況を以下に示します。

①緑地の目標水準

前計画による令和2（2020）年度の緑地の目標面積は、1,304.4ha、都市計画区域（市内全域）の28.6%です。

令和2（2020）年における緑地面積は1,264.22ha、都市計画区域（市内全域）の27.8%であり、目標値に達していません。

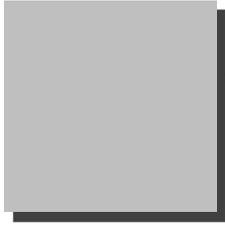
前計画の目標	現状値
令和2（2020）年目標	令和2（2020）年
1,304ha	1,264.22ha
28.6%	27.8%

②都市公園の目標面積

前計画による令和2（2020）年度の都市公園の目標面積は、237ha、市民1人あたり約9.9㎡です。

前計画から、戸崎公園（地区公園）や土地区画整理事業等に伴う街区公園や近隣公園が整備され、93.86ha、市民1人あたり約4.1㎡となりましたが、目標値に達していません。

前計画の目標	現状値
令和2（2020）年目標	令和2（2020）年
237ha	93.86ha
9.9㎡/人	4.1㎡/人



第 3 章



緑の評価と課題

第 1 節	系統別の評価・課題	25
第 2 節	緑の課題	30

第3章 緑の評価と課題

第1節 系統別の評価・課題

「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」、「生物多様性」の5つの系統に基づいて上尾市の緑を評価し、課題を整理します。

(1) 環境保全機能

評価の視点	評価
都市の骨格となる緑	<ul style="list-style-type: none">● 河川、ふるさとの緑の景観地などの樹林地、運動・総合・地区公園を骨格として貴重な緑が残されています。● 街路樹や遊歩道等の整備は低い状況です。
優れた歴史風土	<ul style="list-style-type: none">● 文化財・天然記念物など希少な資源が残されています。
快適な生活環境	<ul style="list-style-type: none">● 近隣公園や街区公園などの歩いていける身近な公園は、1人当たりの整備面積が少なく、配置バランスが偏っています。● 鴨川・芝川には親水施設が整備されています。● 市街地内の農地は生産緑地などで残されていますが、相続や都市化により減少傾向にあります。● 身近な樹林地が減少しています。
優れた農地	<ul style="list-style-type: none">● 一団となった農地や土地改良された農地が残されていますが、遊休農地も増えています。
都市環境負荷の軽減	<ul style="list-style-type: none">● 河川、樹林地、一団となった農地、総合公園、運動公園の緑は都市環境負荷の軽減に貢献しています。

【主要課題】

- 河川や水辺、公園・緑地、農地、斜面林、平地林等は貴重な自然資源であり、生物多様性の観点から、保全や適切な維持管理が必要です。
- 骨格となる河川の親水化や周辺の緑地や農地なども含めた保全が必要です。
- 樹林地や民有地の緑は、重要性を見極め、保全に向けた各種施策の検討が必要です。
- 「公園やオープンスペース」の量の確保や、機能充実が求められていることから、公園緑地の新設や再整備、適切な維持管理等が必要です。
- 本市の豊かな自然環境に対する認識を高めるため、利用しやすい公園・緑地整備のほか、体験イベントや学習会の開催など、市民が緑や自然に触れ合う機会を創出することが求められています。
- 生産緑地を含む農地については、良好な都市環境の形成や生産性の向上、営農継続に向けた取組み、農と触れ合う場としての活用が求められています。

(2) レクリエーション機能に関する評価と課題

評価の視点	評価
身近なレクリエーションの場となる緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 比較的規模の小さい公園・緑地は日常的に気軽に利用できるレクリエーション空間です。1人当たりの面積は本市条例の目標を下回り（上尾市都市公園条例では10㎡/人が標準）、配置等地域バランスが偏っています。 ● 都市公園の不足する地域では、都市公園以外の公共広場や空閑地、児童遊園、社寺境内地など公共施設緑地、民間施設緑地によりレクリエーション機能を補っています。
広域レクリエーションの場となる緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域レクリエーションの場として、上尾丸山公園、上平公園、上尾運動公園、荒川の河川敷が挙げられます。上尾丸山公園、上尾運動公園の一部は未開設です。
自然と触れ合える緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 上尾丸山公園では親水空間として自然と触れ合う整備や取り組みが進められています。 ● 条例に基づく樹林地以外にも、優れた身近な樹林地が残されていますが、公開性が低くあまり活用されていません。 ● 農とふれあえる場として、市民農園が12ヶ所（平成30年時点）で開設されています。
ネットワークを形成する緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車レーンの整備などの交通ネットワークの計画が進められています。公園・緑地やオープンスペースと連携するネットワーク形成が不十分です。 ● ふるさと歩道など緑のスポットを結ぶルートが整備されていますが、ネットワーク形成や緑化が不十分です。

【主要課題】

- 地域バランスを考慮した公園・緑地の配置や、公共の広場・空閑地・児童遊園・社寺境内地など公共施設緑地、民間施設緑地を活用することで、身近なレクリエーション需要に応える必要があります。
- 「休憩・散策」を楽しめる公園や「気軽に運動ができる公園」、「自然と触れ合える公園」等、多様化する公園・緑地へのニーズ対応が求められています。
- 樹林地や水辺空間、湿地空間を保全しつつ、適切な維持管理により活用を図る必要があります。
- 市街地内の農地では、身近に農と触れ合える場としての活用が求められています。
- ふるさと歩道やサイクリングロード、街路樹等による緑のネットワークの形成が必要です。

(3) 防災機能に関する評価と課題

評価の視点	評価
災害に強い都市を形成する緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 市地域防災計画の風水害対策編には、防災都市づくり計画として『公園の整備』や『緑地・農地の保全』の項が設けられており、その活用が求められています。 ● 市民アンケートでは、災害時の避難場所としての公園の役割が期待されています。市地域防災計画において、公園は災害時の延焼防止や避難場所の役割を果たすため、植樹等の必要な整備を図るとされています。 ● 河川改修が進み、水害抑制への効果が期待できます。また、河川沿いの農地は水害時の保水機能が期待されますが、減少傾向にあります。 ● 市街地内の緑地や農地は、大規模火災時の延焼防止や一時的な避難場所としての効果が期待できます。
避難場所となる緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園・緑地は災害時には、延焼防止・避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割があり、防災活動拠点としての活用を図る必要があります。 ● 特に建物が密集する市街地では、火災の延焼、被害の拡大を防止するオープンスペースとしての効果が期待できます。

【主要課題】

- 指定緊急避難場所に指定されている公園を適切に維持・管理する必要があります。
- 延焼防止や身近な避難場所としての機能を担う、街区公園等のオープンスペースを確保する必要があります。
- 水害時の保水機能や、一時的な避難場所、延焼の防止の効果が期待できる農地を保全する必要があります。

(4) 景観機能に関する評価と課題

評価の視点	評価
市のシンボルとなる緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 武蔵野の面影を残す郷土景観地として、保存樹林、社寺林、河川、沼地、湿地等が挙げられます。法や条例等により一部は保全されていますが、雑木林、沼地、湿地などは開発により失われる可能性があります。
ランドマーク・優れた眺望点となる緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内に点在する寺社林や史跡、天然記念物と一体となった緑は、地域の歴史や風土を感じさせるランドマークです。 ● 大規模な公園緑地は、市街地の広々としたオープンスペースとしてランドマークとなる景観を創出しています。 ● 藤波・中分ふるさとの緑の景観地の周辺や荒川は、広がりある眺望景観を形成しています。 ● 原市ふるさとの緑の景観地は、周辺の田園風景と調和した景観を形成しています。
都市景観の創出	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区計画・建築協定地区内は、都市景観と一体となった緑の保全・創出空間として期待できますが、緑に対する規定が少ない状況です。 ● 玄関口である上尾駅周辺では花いっぱい運動の取組みや、アッピーほっとガーデンの整備など、うるおいある都市景観が創出されています。

【主要課題】

- 上尾らしい景観である「水辺・樹林地等の自然空間の保全や創出」に向けて、荒川や原市沼川周辺の自然性が豊かな水辺を守る取組みを進める必要があります。
- 屋敷林と耕作地、雑木林などの農村風景を守るための取組みを進める必要があります。
- 上尾市の玄関口である鉄道駅周辺では、街並み等の特徴を活かし、景観形成に寄与する緑を創出する必要があります。

(5) 生物多様性の確保に関する評価と課題

評価の視点	評価
斜面林等の落葉広葉樹林を主体とする動植物の生息空間となる緑	<ul style="list-style-type: none"> ●市の東西や市境に広がる樹林地は、そのほとんどが二次林であり、かつては薪炭林として維持管理された雑木林が分布しています。クヌギ・コナラを主体とする落葉広葉樹林に加え、湧水地を含む多様な環境を有する場所があり、動植物の良好な生息空間であると考えられます。
河川及び河川沿いの動植物の生息空間となる緑	<ul style="list-style-type: none"> ●平方地域には希少植物のカセンソウの群生地が確認されており、豊かな自然が残されています。 ●西野周辺（平方地域）の荒川の堤防では、希少植物のアマナが大群落を形成しています。 ●河川及び河川沿いの空間は、将来にわたり担保性が高い緑と水辺から成る河川区域です。多様な生き物の生息地であり、市内外の動植物の生息空間を結ぶネットワークとして機能していると考えられます。
水田・畑地を主体とする動植物の生息空間となる緑	<ul style="list-style-type: none"> ●低地に分布する水田は、水田や用水路等の水辺を利用する昆虫類等の生息地であり、動植物の良好な生息空間であると考えられます。 ●市街地やその周辺に広がる畑は、開けた環境を好む動植物の良好な生息空間であると考えられます。

【主要課題】

- 動植物の良好な生息空間である、水辺、樹林地、水田、畑地では、担保性の高いもの、低いものがあります。担保性の低い緑については、保存樹林等の制度を活用して担保性を高め、動植物の生息空間として保全を図る必要があります。

第2節 緑の課題

(1) まちの骨格となる緑や自然を保全・創出・育成する上での課題

- ふるさとの緑の景観地など既に担保されて緑の骨格としたい樹林地は、できるだけ周辺も含めた生態系に配慮した管理を図り、一体としてその良好な環境を保全していく必要があります。
- 自然豊かな荒川、江川、原市沼川やその周辺の沼地・湿地などは、連続性に留意し、自然環境を保全していくことが求められます。
- 市街地を流れる鴨川、芝川は、親水化や水質浄化が重要であり、市民に親しまれる水辺とすることが求められます。
- 大規模な公園では、自然性の高い生き物の生息空間としても機能するような再整備を検討し、市レベルでの自然環境の質の向上を図ることが必要です。
- 計画中のものも含め、市の主要な幹線道路には可能な限り広幅員歩道を設置し、緑地帯・街路樹等による「緑のネットワーク」を整備する必要があります。
- 保存樹林に指定されていない一団となった樹林地は、条例指定などによって保全活用の担保性を高めることが必要です。
- 一団となった農地は、生物多様性のポテンシャルが高いことから、管理手法を見直すとともに、継続的な営農を高めることで、緑地としても多様な機能を発揮させる必要があります。

(2) 地域の拠点となる緑や自然を保全・創出・育成する上での課題

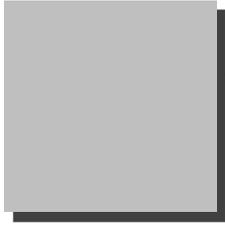
- 市内6つの地域ごとの市街化と自然環境の特性を踏まえ、質の高い自然の緑を継承しながら、緑により生活環境の向上を図ることが求められます。
- 上尾市の顔である駅前とその周辺部は、近年、密集市街地に空洞化も加わってきており、シンボリックな緑の顔づくりと建替え等の機会を効果的に捉えた緑化施策の展開が必要です。
- 地域内や地域間の緑の資源を結ぶネットワークの形成により、レクリエーション及び防災性の向上を図ることが必要です。
- 地区公園では、緑地の保全を図るとともに、スポーツやレクリエーションなどの機能の充実を図る必要があります。また、老朽化した施設への計画的な対策が必要です。
- 地域を特徴づける社寺境内地などの歴史文化財・史跡には、緑地としての機能を拡充した保全・活用（樹林管理や環境学習の場等）を図る必要があります。
- 農地をはじめ樹林地や雑木林など、地域の伝統的な郷土風景の保全に役立つ取組みを検討する必要があります。

(3) 身近な緑や自然を保全・創出・育成する上での課題

- 近隣公園、街区公園などの身近な公園機能の充足が求められており、地域のバランスや配置基準を考慮した公園等の配置や整備が必要です。
- 供用から一定の年月を経過した都市公園では、施設の老朽化が問題となるため、管理の上で計画的な老朽化対策が必要です。
- 住宅密集地の延焼防止に役立つ身近な公園、広場、公共施設、街路等の緑化の推進が必要です。
- 開発等により減少しつつある身近な樹林地の永続性を高めるため、保全や適切な維持管理が必要です。
- 家庭や工場用地などでのきめ細かな緑化への対策が必要です。

(4) 緑や自然をみんなで守り創り育てる上での課題

- 快適な生活環境を維持するため、緑化やオープンスペース創出等に関するルールづくりや、緑化に関するパートナーシップ体制を充実することが必要です。
- 市民ニーズに応じ、市民と行政との協働による緑の保全・活用を図るため、緑に触れ合う機会の充実が求められます。
- 公園計画への参加やボランティアによる公園の維持管理を広め、愛される公園を増やしていく必要があります。



第4章

計画の基本方針

第1節	緑の将来像	33
第2節	基本方針	36
第3節	目標量の設定	38

第4章 計画の基本方針

第1節 緑の将来像

(1) 将来都市像

みんなでつくる みんなが輝くまち あげお

～市民同士がつながりを持ち、協働でまちづくりに取り組むことで、
誰もが安心・安全に暮らすことができ、将来にわたり市民と地域が輝き続けるまち～

上位計画である「第6次上尾市総合計画」においては、4つの基本理念のもとに、将来都市像を「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」としています。このことから、本計画の将来都市像も同様とし、「第6次上尾市総合計画」と整合を図るものとします。

(2) 緑の将来像

本市では、市街地に大規模な公園が配置され、生産緑地が点在し、市街地周辺では河川や水路、湿地帯、武蔵野の面影を残す雑木林、田園風景などが残されています。

かつて市域に広がっていた樹林や田畑は住宅地などに姿を変え少しずつ減少していますが、その一方で、市境を流れる河川沿いに広がる緑や湿地帯、市街地周辺に広がる田畑、樹林地、寺社林などは、市を特徴づける緑として受け継がれています。

受け継がれてきた大切な緑を次世代に引き継ぐためには、今後も緑の「保全・創出・活用」「担い手の育成」などを“市民”、“事業者”、“行政”が協働で取り組み、緑の質を高めていくことが重要です。

緑は都市の潤いを形成する重要な要素です。緑や自然との触れ合いや体験などを通じて、緑の魅力をさらに感じ、緑の持つ機能を活かすことで、生活の質を高めます。

これらのことを踏まえ、本計画の緑の将来像を「皆で多彩な緑をつなぐ・ふれあう 共生可能なまちづくり」と定めて、協働により緑のまちづくりを進めていきます。

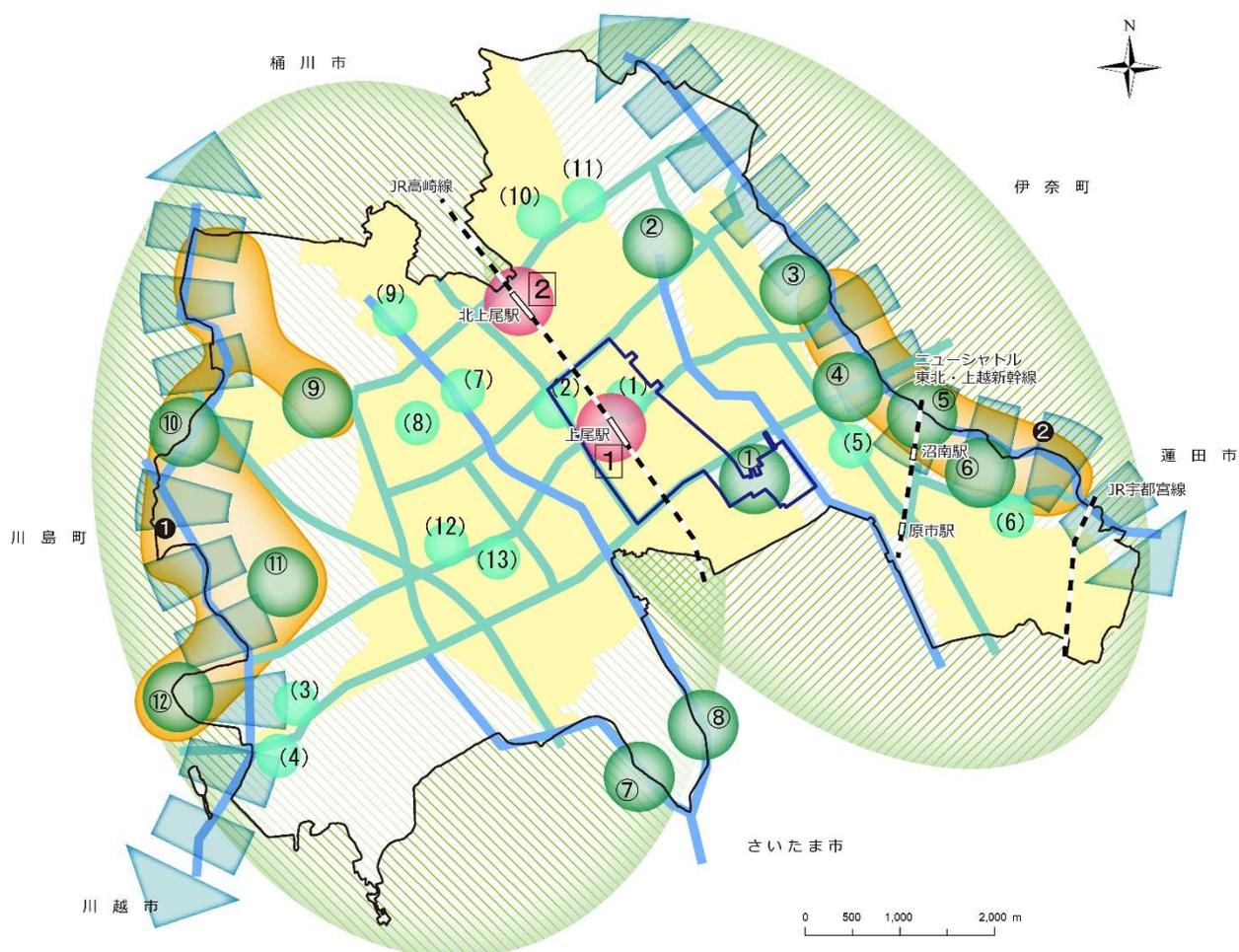
—緑の将来像—

皆で多彩な緑をつなぐ・ふれあう 共生可能なまちづくり

【3つの柱】

1. “市民”“事業者”“行政”の3者が協働して、上尾市の多彩な緑をつなぎ、後世に受けつぎます。
2. 緑や生き物の保全・再生と創出を図り、自然とふれあうことで生活の中で緑の潤いを感じるまちづくりを目指します。
3. 人、緑、生き物の関係を自然との共生に基づくサイクルで位置づけ、緑や生き物の大切さを明確にします。

緑の将来像図



市街化区域の自然的土地利用は8.6%と非常に低く、上尾運動公園・さいたま水上公園があるものの、市中心部において、生き物の大規模な生息場所となる緑を確保することは難しい状況です。一方、西の市境の荒川・江川周辺や東の市境の原市沼周辺には、河川、湿地帯、台地の斜面林などの多様な地形・生態系が残されており、その周辺には、それらの自然環境をつなぐように農地が広がっています。

このような河川から台地の斜面林まで異なる要素の自然環境が一体となった緑を市街地周辺の緑の拠点と位置づけ、保全することで多様な生き物の生息場所を確保します。

そして、市街地の緑の拠点までを生き物の回廊となる緑のネットワークでつなぐことで、まちなかの生き物の生息空間を確保するという考えに基づき、まちづくりに取り組みます。

そこで、生き物の生息場所の核となる、荒川・江川周辺と原市沼周辺の2ヶ所を「保全配慮地区」に指定し、豊かな自然環境の保全を推進します。また、市中心部の緑化を推進するために、上尾駅、北上尾駅を「緑と花の玄関口」と位置づけ、上尾駅周辺の約200haはまちの緑の「顔」として整備するために「緑化重点地区」に指定します。

拠点・骨格・ネットワーク・ゾーンの考え方

★拠点	
緑の拠点  本市を代表する重要な緑地であり、各種取り組みや活動等の場として位置づけます。	①上尾運動公園・さいたま水上公園 ②上平公園 ③平塚公園と周辺緑地 ④上平南部斜面林および周辺緑地 ⑤原市沼と周辺緑地 ⑥原市ふるさとの緑の景観地および一帯の緑地 ⑦浅間神社および周辺緑地 ⑧戸崎公園および周辺緑地 ⑨藤波・中分ふるさとの緑の景観地・下芝水辺公園および一帯の緑地 ⑩江川下流域の湿地帯 ⑪上尾丸山公園および周辺緑地 ⑫荒川 ミツ又沼ビオトープ
緑の地域拠点（緑の核）  地域を特徴づけ、地域の核となる緑地として位置付けます。地域を代表する緑として、身近な緑を感じる場とします。	上尾地域 (1) 社寺林（遍照院）と緑豊かな街並み (2) 社寺林（日乗院）と緑豊かな街並み 平方地域 (3) 社寺林（馬蹄寺）と一帯の緑 (4) 平方斜面林・雑木林と田園地区 原市地域 (5) 社寺林（妙巖寺）と緑豊かな街並み (6) 瓦葺氷川神社・楞嚴寺一帯の緑 大石地域 (7) 浅間台大公園と緑豊かな住宅地 (8) 小泉氷川山公園と緑豊かな住宅地 (9) 鴨川中央公園・鴨川緑道と一帯の緑 上平地域 (10) 上氷川神社・久保天満宮一帯の緑 (11) 社寺林（少林寺）と緑豊かな街並み 大谷地域 (12) こどもの城公園と緑豊かな住宅団地 (13) ゆりが丘公園・市民体育館の緑
緑と花の玄関口  緑と花のおもてなしの場とします。	1 上尾駅の修景・緑化（花と緑の演出） 2 北上尾駅の修景・緑化（花と緑の演出）
★骨格	
水と緑の骨格 	① 西の水と緑の骨格（荒川流域） ② 東の水と緑の骨格（原市沼川・綾瀬川流域）
★ネットワーク	
緑のネットワーク  	○道路に沿った緑のネットワーク ○河川に沿った緑のネットワーク
★ゾーン（基盤）	
市街化区域 	○市街地の緑
市街化調整区域 	○田園景観の保全、維持管理
保全配慮地区 	○荒川・江川周辺保全配慮地区 ○原市沼周辺保全配慮地区
緑化重点地区 	○上尾駅周辺地区

第2節 基本方針

基本方針1：まちの骨格となる緑や自然を“守り創り育てる”

■関連するSDGsの項目



総合公園など大きな公園、河川及び周辺低地・湿地、ふるさとの緑の景観地などの大規模な樹林地、民有地などの一団となった樹林地、農地等は、人と緑と生き物の共生を支える重要な拠点として保全・再生を推進し、これらの緑や自然を水と緑で循環させるネットワークを形成します。

■緑の拠点となる「大規模な公園緑地」の整備、活用を進めます

■生き物の回廊となる「緑のネットワーク」の保全・創出・活用を進めます

■武蔵野の原風景を担う「大規模な樹林地」やその周辺部の保全・活用を進めます

基本方針2：地域の拠点となる緑や自然を“守り創り育てる”

■関連するSDGsの項目



地域の拠点となる地区公園・緑地や、主要駅の花や緑、主要道路の街路樹、生産緑地などの市街地の農地は、地域の個性を表す緑として、保全・活用を図ります。

■地域の緑の拠点となる「地区公園」の整備拡充を図ります

■花と緑の玄関口となる「上尾駅周辺・北上尾駅」での取組みを進めます

■地域の骨格を担う緑のネットワークの整備を進めます

■農に親しむ場の創出、市街地内農地を保全・活用します

■地域の個性を表す緑を保全・活用します

基本方針3：身近な緑や自然を“守り創り育てる”

■関連するSDGsの項目



街区公園や近隣公園などの身近な公園、ふれあいの森・保存樹林・保存樹木など市の条例に基づく緑、小中学校・公民館等の公共施設緑地、家庭・事業所・工場など民間施設緑地などは、市民の身近な生活環境を支える緑として保全・創出・活用を図ります。

- 身近な公園や緑地を創出します
- 貴重な樹林地を守るための取組みを進めます
- 日常生活の質を高める緑を創出します

基本方針4：緑や自然をみんなで“守り創り育てる”仕組づくり

■関連するSDGsの項目



上尾の緑を守り創り育てるために、公園や広場、樹林地の保全や維持管理や緑づくりを、市民・事業者・行政の協働により進めます。

- 緑のパートナーづくりを進めます
- 市民が自然の中で活動する機会を創出します

第3節 目標量の設定

(1) 計画フレームの設定

①計画対象区域

本計画の対象区域は、上尾市全域（都市計画区域）の45.55k㎡とします。

②人口の推計

本計画の目標年次（令和12（2030）年度）の人口は、223,676人とします。

【人口の推計】

年度	《 現 状 》 令和2年（2020年）	《 目 標 》 令和12年（2030年）
人口（人）	229,037人	223,676人

【参考】上尾市の将来展望人口

令和2（2020）年度に策定された「第2期上尾市地域創生長期ビジョン・第2期上尾市地域創生総合戦略」において、本市における将来人口の推計を表しています。本市の人口は、今後は減少傾向で推移することが予測されています。

将来展望人口は、今後の施策展開による効果などを考慮し、令和12（2030）年に223,676人と推計し、基本となる推計人口より減少幅の緩和を見込みます。



資料：第2期上尾市地域創生長期ビジョン

(2) 緑に関する目標値

緑地率	市域の 28.9%以上
市民 1 人当たりの都市公園面積	5.2 m ² 以上
公園管理協定を締結する公園数	70 公園以上

①緑地の目標水準

担保性や公開性の高い、都市公園などの施設緑地と、法律や条例などの指定に基づく地域制緑地の維持により、市域面積の 28.9%以上の緑地の確保を目標とします。

【緑地率の目標】

目標指標	《現 状》 令和 2 年 (2020 年)	《目 標》 令和 12 年 (2030 年)	《最終目標》
緑地面積	1,264.22ha	1,316.04ha	1,367ha 以上
緑地率	27.8%	28.9% 以上	30%

※緑地率は、緑地の分類である「施設緑地」「地域制緑地」が市域面積 (45.55k m²) に占める割合

- 施設緑地 (都市公園・公共施設緑地・民間施設緑地)
- 地域制緑地 (生産緑地地区・近郊緑地保全地区・農業振興地域・農用地区域・河川区域・地域森林計画対象民有林・ふるさとの緑の景観地・保存樹林・空閑地)

②市民 1 人当たりの都市公園面積

都市公園については、公園未供用部分の開園や、開発事業等に合わせた身近な公園を整備することで、市民 1 人当たりの都市公園面積 5.2 m²以上を目標とします。

【都市公園の目標】

目標指標	《現 状》 令和 2 年 (2020 年)	《目 標》 令和 12 年 (2030 年)	《最終目標》
都市公園の面積	93.86ha	115.56ha	219.49ha
市民 1 人当たりの都市公園面積	4.1 m ² /人	5.2 m ² /人 以上	10 m ² /人

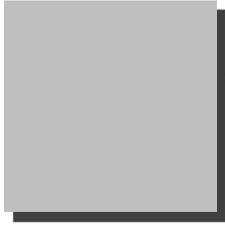
※目標値には都市計画決定をしている未開園公園面積を含む

③公園管理協定を締結する公園数

市と地域で公園管理協定を締結し、公園内の清掃や除草などを地域のボランティアで行う公園数を増やしていきます。今後、整備される身近な公園は公園管理協定の締結を進めることで、公園管理協定を締結する公園数 70 以上を目標とします。

【公園管理協定の目標】

目標指標	《現 状》 令和 2 年 (2020 年)	《目 標》 令和 12 年 (2030 年)	《最終目標》
公園管理協定を締結する公園数	63 公園	70 公園以上	150 公園以上



第 5 章



緑の配置方針

第 1 節	施設緑地の配置方針	41
第 2 節	地域制緑地の配置方針	43

第5章 緑の配置方針

緑の将来像を実現するために、緑が持つ「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」「生物多様性」5つの系統別評価や課題を考慮して、緑の分類に基づき「施設緑地」、「地域制緑地」の配置方針を定めます。

第1節 施設緑地の配置方針

(1) 都市公園

本市の都市公園の住民1人当たりの面積は約4㎡と国の基準に比べると低い状況です。

都市公園の配置は、既存の都市公園の配置基準や公園機能を有する公共施設緑地、民間施設緑地等の整備状況を踏まえて、オープンスペースが不足している緊急度の高い地域から優先的に配置します。

■身近な公園（街区公園・近隣公園）

街区公園・近隣公園は、歩いていける身近な公園です。既に整備予定のある街区公園以外については、市街化区域内の公園が不足している地域から、災害時の延焼防止、避難場所を考慮して配置します。

用地の取得が難しい場合は、借地方式等により、まちなかのオープンスペース等を公園用地として確保します。

■地域を代表する公園（地区公園）

地区公園は、数住区に対する中心的な公園で、おもに徒歩圏内に居住する市民の利用を目的とし、各居住区からの利用の均等化を図った配置が求められます。整備目標として、平塚公園・戸崎公園の未開園区域を配置します。

■市を代表する公園（総合公園・運動公園）

市を代表する公園は総合公園2ヶ所（上尾丸山公園、上平公園）、運動公園1ヶ所（上尾運動公園）を配置します。

■都市緑地等

都市緑地として、鴨川緑道を配置します。

(2) 公共施設緑地

公共施設緑地としては、公立の教育施設、公民館、体育館等の緑化を図ります。緑化重点地区内では、身近な緑やオープンスペースの確保に努めます。

また、道路、河川などは、公園・緑地等の緑をつなぎ、生き物の回廊となる緑のネットワークの形成を目指して緑化を進めます。

(3) 民間施設緑地

社寺境内地や民間の市民農園、児童遊園等の民間が所有する緑地については、所有者の意向や理解を得ながら、緑地としての充実を図ります。

施設緑地配置方針図



- | | |
|----------------|----------------|
| 街区公園 (既存) | 将来の街区公園設置区域 |
| 近隣公園 (既存) | 民間施設緑地 (社寺境内地) |
| 地区公園 (既存) | 市街化区域 |
| 運動公園 (既存) | 既存道路 |
| 総合公園 (既存) | 鉄道 |
| 都市公園以外の公園 (既存) | 河川に沿った緑のネットワーク |
| 近隣公園 (予定) | 道路に沿った緑のネットワーク |
| 都市公園誘致圏 (既存) | その他水辺空間 |
| 都市公園誘致圏 (予定) | |

第2節 地域制緑地の配置方針

(1) 法により指定されている地域制緑地

本市では、法により指定されている緑として、河川区域（河川法）・荒川近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法）・生産緑地（生産緑地法）・農業振興地域内農用地（農業振興地域整備法）・特別緑地保全地区（都市緑地法）があります。

これらの緑地については、原則として継続して指定を行います。

(2) 条例等により指定されている地域制緑地

ふるさと埼玉の緑を守る条例（埼玉県条例）、上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例（上尾市条例）等に基づく保全された緑地があります。また、県や市指定の文化財・天然記念物で緑地として扱えるものが選定されています。

継続して指定するとともに、守るべき緑地について指定の拡充に努めます。

(3) 指定を検討する緑

以下の区域については、「保全配慮地区※」に指定し、地域の個性に配慮しつつ、風致景観の保全、自然生態系の保全、水辺の保水機能による防災、市民の自然との触れ合いの場などの観点から、多様な手法により地域内の豊かな自然環境を保全していきます。

法や県条例、協定の活用や市条例に基づき、土地所有者の同意の基に、地域制緑地として指定し、保全性を高めます。

■荒川・江川周辺保全配慮地区

荒川・江川沿いの平方地域、大石地域に広がる樹林地や、三ツ又沼などの湿地、農地や上尾丸山公園などの多様な自然が残る場所です。

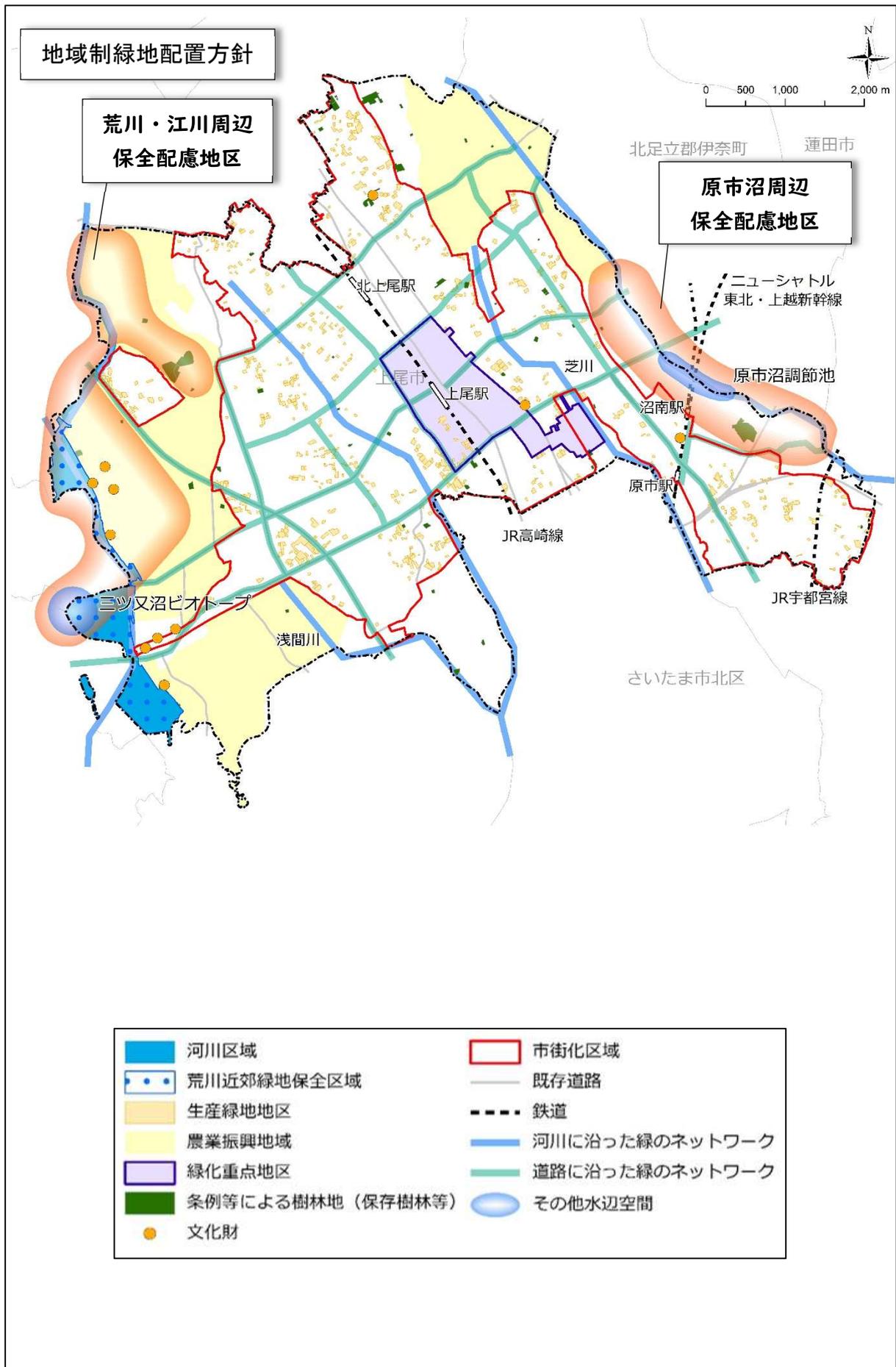
■原市沼周辺保全配慮地区

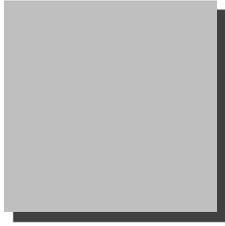
原市沼川沿いの原市地域、上平地域に広がる樹林地・沼地・湿地、農地など、多様な生き物の生息空間である場所です。

※保全配慮地区

保全配慮地区とは、都市緑地法に基づいて緑の基本計画に定める事項の一つで、「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって、都市緑地法に基づき設定する、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことです。

行為の制限などの法的な効果は生じませんが、風致景観や生物多様性の保全、市民の自然との触れ合いの場などの観点から、多様な制度の適用を検討しながら、緑地の保全に取り組んでいく地区として位置づけられます。





第 6 章

施策の内容

第 1 節

まちの骨格となる緑や自然を“守り創り育てる” 47

第 2 節

地域の拠点となる緑や自然を“守り創り育てる” 51

第 3 節

身近な緑や自然を“守り創り育てる” 55

第 4 節

緑や自然をみんなで“守り創り育てる” 仕組みづくり 57



第1節 まちの骨格となる緑や自然を“守り創り育てる”

(1) 拠点公園の自然の再生と保全

■ 拠点となる公園を適切に維持管理し、自然再生への取組みを進めます。

豊かな自然が残る大規模な公園については、施設内の植栽地や水辺空間などの再整備を進め、自然との共生を深める公園整備を進めます。また、生き物との共生や自然とのふれあいの場として機能の充実を図ります。



上尾丸山公園

【具体的な取組み】

- 上尾丸山公園の自然再生と外来種の駆除を推進します。また、イベント等による普及啓発を行い、市民が生物多様性を学ぶ機会を創出し、意識の向上を図ります。
- 上尾丸山公園に生息する貴重な動植物を環境保護団体等と協働により保全します。
- 昔ながらの雑木林が残されている上平公園のふれあいの里を保全します。
- 上尾運動公園については、現状の緑が良好に保全されるよう関係機関に要請します。

上尾丸山公園・かいぼり事業

上尾丸山公園の水辺を再生するために、大池の水質改善と在来種の自然再生を目指して、かいぼり事業に取り組みました。2019年12月の「上尾丸山公園大かいぼり祭」には、総勢約270人が参加し、その後2020年3月までは「上尾丸山公園池干し祭」を開催、池底観察会や底泥を活用した浅場造りによる水辺の整備活動を行いました。

整備した浅場には、ガマの仲間、マコモ、ヒシ、ウキクサの仲間などの水生植物やミソハギ、コナギ、ミゾソバなどの湿生植物が再生し、貴重なトウキョウダルマガエルも確認されました。また、大池において水鳥のカイツブリが頻繁に確認されるようになり、ヒナも誕生しています。



大かいぼり祭の様子



浅場造り



かいぼり後の浅場の様子



かいぼり後に誕生したカイツブリのヒナ

(2) 荒川、江川、原市沼川、綾瀬川及び周辺低地（沼地・湿地など）の保全、活用

■ 緑の骨格を形成する河川を適切に維持管理します

緑の骨格を形成する河川は、都市の環境を維持していく上で重要な役割を担っています。今後も保全に努め、河川環境の改善や市民の憩いの場として、国や県とともに適切な維持管理・活用を図ります。

河川周辺の低地（沼地・湿地など）は、多様な生き物の生息地であり、水害時の遊水機能を有していることから、今後も河川区域と一体的に保全・活用を図ります。

【具体的な取組み】

- 原市沼の自然保全については、原市沼調節池整備事業との整合も図りながら、関係機関と協議していきます。
- 江川流域の自然保全については、江川改修事業や上尾道路の事業との整合も図りながら、関係機関と協議を行い、推進していきます。
- 三又沼ビオトープや江川下流域の湿地帯は、江川改修事業や上尾道路の事業の進捗状況、国や埼玉県の動向を踏まえて、特別緑地保全地区の指定を検討します。

三又沼ビオトープにおける取組み

荒川の河口から48km地点付近の開平橋上流の河川敷にある三又沼は、埼玉県上尾市、川越市、川島町の境に位置する、荒川と入間川のかつての合流点付近の旧流路の一部です。貴重な動植物が多く確認され、河川管理者、環境団体、地域住民、学識経験者、近隣自治体などが連携し保全管理が進められています。



三又沼ビオトープ

(3) 幹線道路の緑のネットワークの形成

■ 道路や沿道空間を利用し緑のネットワークを形成します

国道、主要地方道、県道などの幹線道路では、国や県へ緑の保全と創出を要望します。また、街路樹の樹種については、在来種を考慮し、防災、景観、維持管理の視点から適切な選定を要望します。

生き物の回廊となる緑のネットワークやうるおいある道路景観の形成、防災機能の向上などの観点から、沿道民有地の緑化に取り組めます。

【具体的な取組み】

- 上尾道路の緑の保全や創出について、国に要望します。
- 主要地方道、県道の街路樹や緑の保全と創出について、関係機関へ要望します。
- 主要地方道の川越上尾線の沿道緑化に取り組めます。

(4) ふるさとの緑の景観地や周辺環境の一体的な保全

■ 貴重な樹林地、周辺の自然を守ります

県条例に基づく「ふるさとの緑の景観地」に指定されている樹林地は、多様な動植物の生息地となる貴重な自然であり、次世代に引き継ぐべき貴重な財産として、市民との協働により保全や維持管理を図ります。

また、周辺に広がる湿地や農地についても、樹林地と一体となる良好な自然を守るため保全を図ります。

【具体的な取組み】

- 原市ふるさとの緑の景観地、藤波・中分ふるさとの緑の景観地については、埼玉県と協働で公有地化を図ります。
- ふるさとの緑の景観地において、野生生物の生息地として、生き物の生態に配慮した適切な維持管理に努めます。
- ふるさとの緑の景観と調和した田園風景を保持するため、水田や畑などが織りなす「農」の景観の保全に努めます。

ふるさとの緑の景観地

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、武蔵野の面影を残す雑木林など、埼玉らしさを感じさせる樹林を中心とした優れた景観を有する区域が指定されています。

上尾市では、「上尾市藤波・中分ふるさとの緑の景観地」「上尾市原市ふるさとの緑の景観地」の2ヶ所が指定され、公有地化やボランティア団体により維持管理されています。



上尾市藤波・中分ふるさとの緑の景観地



上尾市原市ふるさとの緑の景観地

(5) 一団となった緑の保全

■ 原風景である貴重な樹林地や、市街地周辺の湿地や農地の保全に取り組めます

市の原風景を構成する樹林地や湿地の水源涵養機能を備えた斜面林（P96 参照）など、景観的、機能的に優れた緑の保全を進めます。

また、動植物を保護するとともに、貴重な緑を将来に引き継ぐために特別緑地保全地区の指定に努めます。

一団となった優良な農地については、大切な緑のひとつとして、営農の継続に向けた支援を進めるとともに、活用・保全します。

【具体的な取組み】

- 江川流域の一団となった樹林地では、保存樹林として優先して指定するため、地権者と協議を進めます。
- 保全配慮地区内の一団となった樹林地では、保存樹林の指定を進めます。
- 遊水機能維持の観点より、江川流域における農地に対して補助を行うことで、潤いとやすらぎのある自然環境を保全します。
- 農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。
- 多様な生き物の生息・生育の場として、水田や畑、農業用排水路などの環境を保全します。
- 農地の集約化や営農意欲の高い人材への支援を進め、持続可能な農地の活用を図ります。
- 環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を進めるため、減農薬農法や有機農法などの支援を行います。



保全配慮地区内の農地



市西部に広がる農地

第2節 地域の拠点となる緑や自然を“守り創り育てる”

(1) 地域の緑拠点づくり（地区公園の整備）

■ 地域の拠点となる公園を適切に維持管理します

各地域を代表する公園は、地域の緑の拠点として適切な維持管理や活用を図ります。



平塚公園



戸崎公園

【具体的な取組み】

- 平塚公園は、スポーツ・レクリエーション機能の充実を図るとともに、隣接する樹林地と一体的に自然環境を保全します。
- 戸崎公園の北側未開園区域については、地域特性を踏まえ、公園の在り方を検討します。

(2) 駅周辺及び緑化重点地区の緑化

■ 玄関口となる上尾駅や北上尾駅、その周辺の緑・花づくりを進めます

本市の玄関口であるJR上尾駅周辺や北上尾駅では、緑豊かな市街地環境を形成し、多くの市民が花と緑にふれあう機会を創出します。

【具体的な取組み】

- 上尾駅西口のアッピーほっとガーデンでは、花と緑にふれあう機会を創出します。
- 北上尾駅西口駅前広場では、駅前帯の緑化施設を適切に管理し、地域の方の協働による花植え運動を実施するなど、駅利用者が花と緑にふれあう機会を創出します。
- 市の玄関口である駅周辺では、花いっぱい運動を実施し、緑や花づくりを市民との協働により取組みます。
- 緑化重点地区内の上尾小学校、中央小学校では、学校緑化を推進して子供たちが緑に親しめる空間を創出します。
- 緑化重点地区内において身近なオープンスペースや緑の創出に取り組めます。
- 緑化重点地区内の公共施設では、施設の緑化手法を検討します。

花いっぱい運動

「花いっぱい運動」はJR上尾駅と北上尾駅周辺を季節の花で彩る取組みです。

市職員や事業者、ボランティアの方々と季節の花を植栽し、市民や来訪者に元気と安らぎを与えることを目的とし、上尾市観光協会の主催により年2回行われています。



上尾市役所前の花壇

(3) 鴨川、芝川、準用河川の親水化による親しまれる川づくり

■ 身近に自然に触れ合える親しまれる河川づくりを進め、緑のネットワークを形成します

市街地を流れる河川は、身近に自然に触れ合える憩いの場となります。水辺に親しめる環境とするため、整備方針を検討し、段階的に水質改善や水辺空間の再生に努めます。

また、可能な限り河川の自然を残し、心地よい水辺景観と生き物の回廊となる緑のネットワークの形成を図ります。



鴨川

【具体的な取組み】

- 生き物が生息しやすい水辺環境を創出し、緑のネットワークを形成するため、河川の水質改善や水辺空間の再生、維持管理などに努めます。
- 上尾中堀川は、水辺環境を保全し、水質の浄化や生き物の生息空間づくりを視野に入れた多自然型護岸の整備を進めます。
- 芝川の文化センター横遊歩道の適切な維持管理により、市民が水と緑に触れ合える親水空間を保全します。
- 鴨川沿いの富士見親水公園、小泉遊歩道の適切な維持管理により、市民が水と緑に触れ合える親水空間を保全します。

(4) 地域の主要道路の緑のネットワークの整備

■ 街路整備と合わせて緑化を行い、緑のネットワークを形成します

市内の拠点を結び、地域間の連携を強化する都市計画道路などの主要な道路を整備する際には、安全性に配慮し、歩道や自転車レーンを整備するとともに、街路樹や植樹帯などによりまちなかの緑化を図ります。

また、街路樹の樹種においては、在来種を考慮し、防災、景観、維持管理の視点から適切な選定を行います。



街路樹のある道路（小敷谷吉田通り線）

【具体的な取組み】

- 既存の街路樹や沿道の緑地帯を適切に維持管理することで、市民が触れ合える身近な緑を維持するとともに、生き物の回廊となる緑のネットワークの形成を図ります。
- 西宮下中妻線など都市計画道路の新設・改築整備の際には、街路樹の設置を計画するなど、沿道景観の彩りや季節感、潤いの創出を図ります。

(5) 市街地の農地の保全・活用

■ 貴重な緑の空間として、市街地の農地を保全し、市民農園としての活用を促します

生産緑地については、権利者の同意を受けて特定生産緑地に指定し、大切な緑の空間として農地の保全・活用に努めるとともに、生産緑地の追加指定を行います。

また、市街地の農地については、農と触れ合う場として、民間の市民農園等、多面的な活用を支援します。



生産緑地

【具体的な取組み】

- 「上尾市における生産緑地のあり方に対する提言」を参考とし、生産緑地の保全に努めます。
- 農家の意向を基に、生産緑地の追加指定を行います。
- 上尾市民農園「アグリプラザ平塚」は、農と触れ合える市民農園として運営していきます。
- 市街地における市民農園としての農地活用の取組みを市のホームページ等で紹介し、新たな農園利用者や農園オーナーの拡充に努めます。

上尾市民農園「アグリプラザ平塚」

アグリプラザ平塚では、1区画30㎡の農地を借りることができます。（※場所によって面積が前後する区画あり。）

1区画の使用料金は12,000円～/年です。

管理棟で、農作業に必要な用具を貸し出ししており、管理人が常駐しています。



アグリプラザ平塚

（6）地域の個性を表す緑づくり（歴史・文化・史跡の整備拡充）

■ 寺社仏閣や史跡の緑は、所有者意向と調整しながら守り活かします

寺や神社、史跡などの歴史ある緑や武蔵野の風景を残すため、周辺の緑と調和した地域住民が利用できる憩いの場となる緑として、保全・活用に努めます。



馬蹄寺のモクコク

【具体的な取組み】

- 施設の所有者と調整しながら、地域の特徴ある緑として保全・活用に努めます。
- 市指定・登録文化財の天然記念物を保存・活用するための補助を行います。

第3節 身近な緑や自然を“守り創り育てる”

(1) 市民に愛される公園・緑地の整備

■ 身近で魅力ある公園やオープンスペースを増やします

身近な憩いの場を増やすため、土地区画整理事業等で確保した用地を新たな公園として整備します。

また、公園の新設、改修の際には、計画段階から様々な手法により住民の意見を反映するとともに、誰もが使いやすいデザインを採用します。

植栽する樹木は、在来種を考慮し、防災、景観、維持管理の視点から適切な選定を行います。

整備が難しい地域や緑化重点地区では、空闲地を活用し、身近な緑やオープンスペースの創出を図ります。



山王公園

【具体的な取組み】

- 小泉土地区画整理事業地内の寺東公園、にらくぼ公園の整備を推進します。
- 大谷地域の土地区画整理事業地内では、身近な公園整備を進めます。
- 市民のニーズにあう公園とするため、設計から維持管理まで地元住民の参加を呼びかけます。
- 地元の要望に基づき、空闲地制度により地域の広場を創出します。

(2) 保存樹林・保存樹木の指定

■ 保存樹林・保存樹木を指定し、身近な緑の保全に努めます

地域で親しまれている樹林地や貴重な樹木を保存するため、所有者の理解のもとに保存樹林・保存樹木として指定します。



ふれあいの森 505

【具体的な取組み】

- 地域で親しまれている雑木林や貴重な樹木などを保全するため、保存樹林・保存樹木の指定に努めます。
- 良好な自然環境を形成する保存樹林は、地元の要望を踏まえ「ふれあいの森」への指定を検討し、地元住民との協働により緑の保全に努めます。

(3) 小中学校の学校緑化、公共施設の緑化推進

■ 多くの人が集まり利用する公共施設での緑化を進めます

地域の拠点となる小中学校や公共施設では、子供たちや市民が緑に親しみ、憩いの場となるように緑化に努めます。



公共施設での緑のカーテン

【具体的な取組み】

- 子供たちの身近な自然とのふれあいや教育の場として、平方北小学校と大石北小学校の学校ビオトープを維持するとともに、他小中学校への設置に努めます。
- 交付金を活用し、小中学校に緑のカーテンの設置を図ります。
- 公共施設において緑化を促し、身近な緑の創出に努めます。

(4) 民有地や工場などの緑化の推進

■ 民間との協働により住宅地や工場用地での緑化を進めます

民有地において、市民や事業者と協力しながら、身近な場での緑化を推進し、良好な景観や緑の創出を図ります。

【具体的な取組み】

- 「上尾市開発行為における公園および緑地の設置に関する基準」に基づき、事業者が開発行為を行う際には、開発区域の緑化を指導します。
- 「工場立地法」に基づき、特定工場の緑地率の向上を目指します。



民間商業施設の緑化



開発行為による民有地の緑化

第4節 緑や自然をみんなで“守り創り育てる”仕組みづくり

(1) 協働による緑づくりの推進

■ 協働による緑の維持管理を進めます

市民との協働による公園・緑地などの維持管理の実現に向け、管理協定などによる市民参加型の維持管理を進めます。

【具体的な取組み】

- 身近な自然や公園を維持管理するため、地元住民との協働による公園管理協定、緑地活動保全協定の適切な運用に努めます。
- ボランティアで樹林地の維持管理や活動にご協力いただける方の人材登録制度について検討します。
- 市民ボランティアの上尾水辺守と協働して、上尾丸山公園を中心とした水辺の保全・再生活動を展開します。
- 市民がふれあう自然を守るため、市民団体や事業者が行う自然環境の保全活動を支援します。

緑地保全活動協定

市では緑地保全活動協定により、ふるさとの緑の景観地やふれあいの森の清掃、除草、軽微な剪定等を行っていただける地域の団体等に対し報償金を交付しています。

令和2年度は3団体3ヶ所で締結しています。



藤波・中分ふるさとの緑の景観地の清掃活動

公園管理協定

市では公園管理協定により、公園の清掃、除草、軽微な剪定等を行っていただける地域の団体等に対し報償金を交付しています。

令和2年度は43団体63公園で締結しており、随時参加を募集しています。



かわらぶき公園の清掃活動

上尾水辺守(あげおみずべもり)

上尾丸山公園のかいぼり事業で協働する市民ボランティアです。かいぼり後は、かいぼりによる生き物の回復状況の調査や浅場の整備、外来種の駆除など、水辺の自然再生に取り組んでいます。



かいぼりに参加する市民ボランティア

(2) 公園の適切な維持管理の推進

■ 官と民との協働による公園整備・改修や維持管理を進めます

公園施設については、事故などを未然に防止し誰もが安全に安心して利用できるよう、点検・修繕を定期的実施し、安全管理を徹底します。また、「上尾市公園施設長寿命化計画」及び「上尾市公園施設維持管理更新計画」に基づき、利用者の年齢層や利用形態などに配慮し、老朽化した遊具などの更新や撤去を進めます。

公園・緑地などの維持管理・運営費の削減のため、「Park-PFI（公募設置管理制度）」や「包括的民間委託」、「指定管理者制度」など、官民連携手法の導入可能性を適宜検討し、適切な手法によるマネジメントを推進します。

【具体的な取組み】

- 上尾丸山公園では、民間活力の導入について検討します。
- 定期的に遊具の安全点検を行い、必要に応じて修繕をすることで、遊具利用者の安全を確保します。

(3) 緑に関する普及啓発活動の推進

■ 広報誌やホームページで情報発信し、緑への関心を高めます

緑への関心を高めるため、公園・緑地の緑や自然に関する話題、イベント等について、広報誌やホームページ等で発信していきます。

緑を対象とする様々な市民団体やボランティアの取組みについて情報発信し、緑への関心を高め、活動への参加者を募ります。

【具体的な取組み】

- 上尾丸山公園の自然情報や上尾水辺守の活動を広報あげおやホームページで発信します。
- ボランティアで緑地等の維持管理を行う地元住民や環境保護団体の活動をホームページで発信します。

環境保護団体の緑の保全活動

江川下流域の湿地帯や荒川の三又沼ビオトープには貴重な自然環境が残されています。長年、環境保護団体が、市民ボランティアと協力して草刈りや外来植物の除去などの管理作業を行い自然環境の保全に取り組んでいます。

また、自然観察会などを開催し、緑に関する普及啓発を行っています。



NPO 法人荒川の自然を守る会
上尾丸山公園未開園区域での
在来植物保護の維持管理作業



NPO 法人エンハンスネイチャー荒川・江川
サクラソウトラスト地における管理作業

■ 緑や自然に親しむ体験や講座を充実させます

市民が自然と触れ合う機会として、市民団体や事業者との協働により、自然観察会や農業体験など体験型学習を充実させます。



アメリカザリガニ駆除イベント

【具体的な取組み】

- 市民が自然とふれあう機会を増やすため、上尾市自然学習館において体験型環境学習を充実させます。
- 環境イベント等において情報発信を行い、自然と人との共生につながる生物多様性に関して市民の理解を深めます。
- 地域における環境学習の機会を創出するため、上尾市環境推進協議会と連携し、自然に関する体験型学習会を開催します。
- 市民が農とふれあう機会を増やすため、農業体験などの体験型学習を充実させます。

上尾丸山公園・上尾市自然学習館の取組み

上尾市自然学習館を拠点として、自然学習、体験ものづくり、天文科学などに関する教室や季節の体験イベントなどが行われています。



家族でバードウォッチング



水生生物の観察

(5) 緑のリサイクルの推進

■ 堆肥づくりなどの緑のリサイクルを推進します

公園の雑木林等で発生する、剪定枝や落ち葉等の資源化に取り組めます。

【具体的な取組み】

- 上尾丸山公園と上平公園において、剪定枝や落ち葉等の堆肥化や活用を進めます。

(6) 緑の実態調査

■ 経年的な緑や生き物の状況を把握します

経年的な自然環境を把握するため、必要に応じて、みどりの実態調査や生き物の生息状況の把握などを実施し、計画の見直しなどに役立てます。

【具体的な取組み】

- 上尾の緑の状況や環境変化を把握するため、緑被地・緑地等に関する「みどりの実態調査」を実施します。
- 生き物の生息状況を把握するため、市民団体や環境保護団体にヒヤリングを行うことで情報や知識の集約に努めます。

(7) 各種の基金の充実・活用

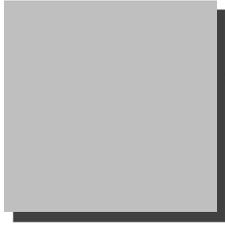
■ 各種基金の充実に努め、適切に運用します

公園・緑地等の取得やふれあいの森等の緑地を維持管理するため、収入源の確保を検討するとともに、「上尾しみどりの基金」の適切な運用と拡充に努めます。

また、「上尾市森林環境譲与税基金」については、適切な活用内容を検討し、緑の保全に役立てます。

【具体的な取組み】

- 「上尾しみどりの基金」の収入源の確保を検討し、基金の拡充に努めます。
- 「上尾市森林環境譲与税基金」の適切な運用に努め、ふるさとの緑の景観地の公有地化や県産材木材の利用促進に活用します。



第7章

地域別の緑の取組み

1. 上尾地域	63
2. 平方地域	67
3. 原市地域	71
4. 大石地域	75
5. 上平地域	79
6. 大谷地域	83

第7章 地域別の緑の取組み

各地域の土地利用や特性等の現況と課題の整理から、基本方針を踏まえて、各地域における緑の取組みを示します。

1. 上尾地域
2. 平方地域
3. 原市地域
4. 大石地域
5. 上平地域
6. 大谷地域



【地域区分及び各拠点の位置】

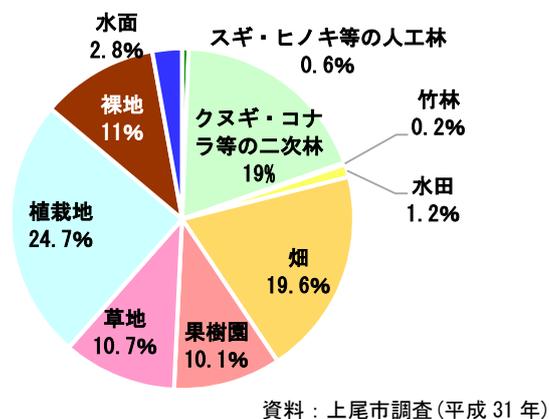
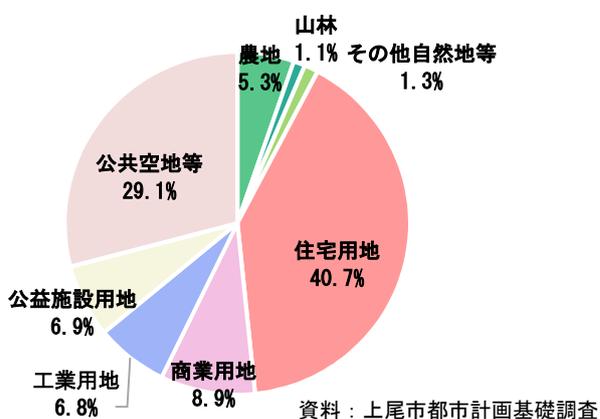
1. 上尾地域

(1) 上尾地域の現況

市の中央部に位置し、地域内は住宅地が広がり、芝川と鴨川が流れています。貴重な緑地として、上尾運動公園があります。

また、街区公園が憩いの場、交流の場として点在し、春には文化センターの桜並木が市民を癒しています。

土地利用は、住宅用地が約4割、公共空地が3割を占めています。



●基本情報

地域面積	779.4ha (17.1%)
人口	63,959人 (28.4%)
世帯数	26,721世帯 (29.2%)
人口密度	82.1人/ha
市民1人当たりの都市公園面積	6.4㎡ (市全体4.1㎡)

資料：上尾市都市計画基礎調査、上尾市調査

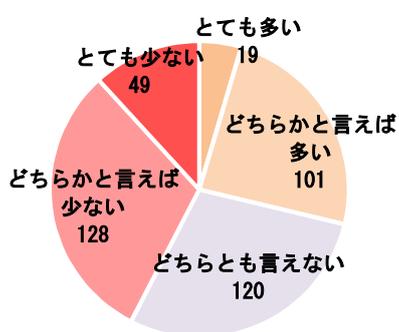
注：()内の%は市全体の数値に占める割合。人口は、年齢不詳を含んだ人数

●主な緑地

- ・上尾運動公園

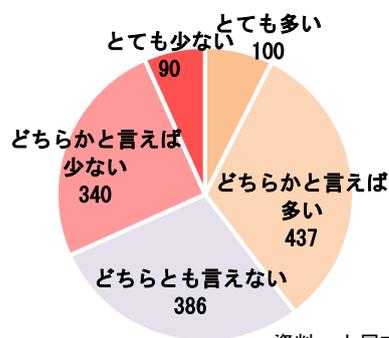
●住民アンケート 令和元年度 市内の緑に関する「市民アンケート調査票」より

- ・あなたがお住まいの地域周辺の緑についてご回答ください。



資料：上尾市調査(令和2年)

【地域周辺の緑（上尾地域）】

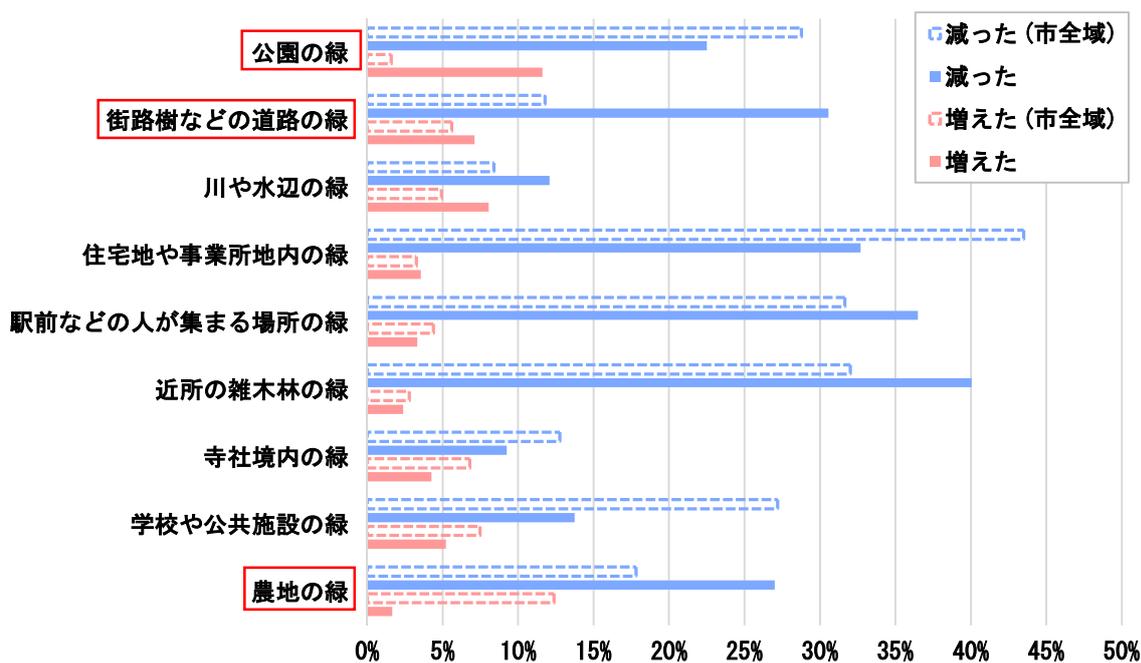


資料：上尾市調査(令和2年)

【地域周辺の緑（市全域）】

市全域と比較すると、緑地が少ないと感じている人が多いことが分かります。

- ・あなたは特にどの場所の緑の量が増えた、または減ったと感じますか。
(それぞれ3つまで回答可)



資料：上尾市調査(令和2年)

【上尾地域の緑に対する所感】

市全域と比較すると、公園の緑が増えたと感じる住民が多い一方、街路樹などの道路の緑や、農地の緑が減ったと感じている人が多いことが分かります。

(2) 上尾地域の緑の取組み

●まちの「緑の顔」づくり

上尾駅周辺の緑化重点地区を中心に、上尾市の「緑の顔」として花や緑の環境整備を進めます。

- ・ 市の玄関口である上尾駅周辺では、市民と協働で緑や花づくりを実施するため、花いっぱい運動を展開します。また、駅西口の「アッピーほっとガーデン」では花壇を整備し、花と緑にふれあう機会をつくります。
- ・ 緑化重点地区内では、緑やオープンスペースの創出に取組み、公共施設における緑化手法を検討します。地区内の小学校では緑のカーテンなどによる学校施設の緑化を推進し、子供たちが緑に親しめる空間をつくります。

●地域の身近な緑・オープンスペースづくり

市街地における緑地や水辺に対する保全の取組みを進めます。

- ・ 上尾運動公園・さいたま水上公園については、現在ある良好な緑が保全されるよう関係機関に要請します。
- ・ 芝川沿いにある文化センター横遊歩道の桜並木の適切な維持管理を行い、市民が水と緑に親しみ、触れ合える歩行空間を保全します。
- ・ 鴨川沿いの富士見親水公園では、市民が水と緑に触れ合える親水空間を保全します。
- ・ 工業系地域では「工場立地法」に基づき、緑地率の向上を目指します。
- ・ 県道である上尾蓮田線と川越上尾・上尾環状線の街路樹や緑の保全と創出について関係機関に要請します。
- ・ 西宮下中妻線などの新設の都市計画道路の整備では、街路樹の設置を計画するなど、沿道景観の彩りや季節感、潤いの創出を図ります。

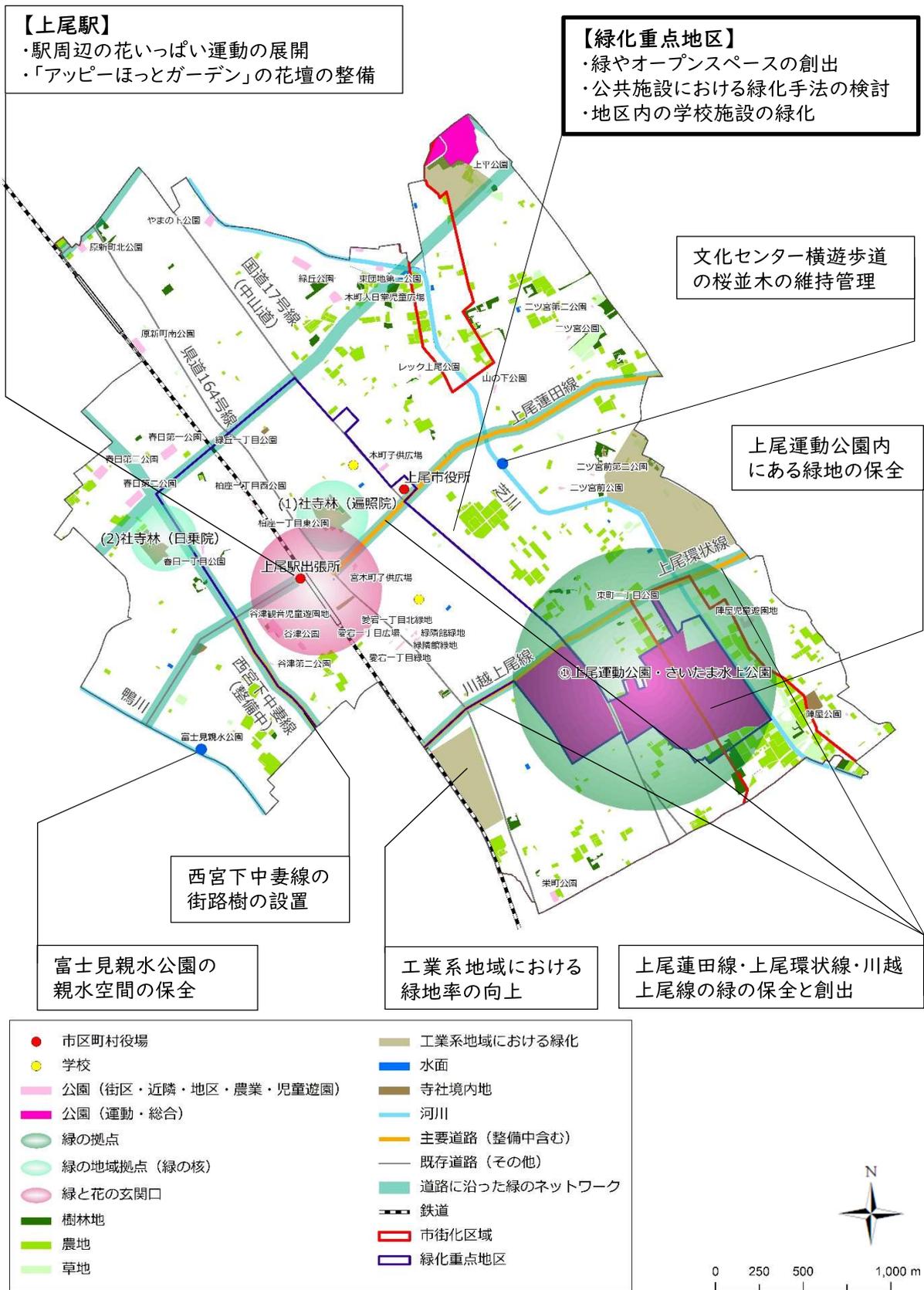


上尾駅西口



芝川と文化センター横遊歩道

【上尾地域の緑の取組み】



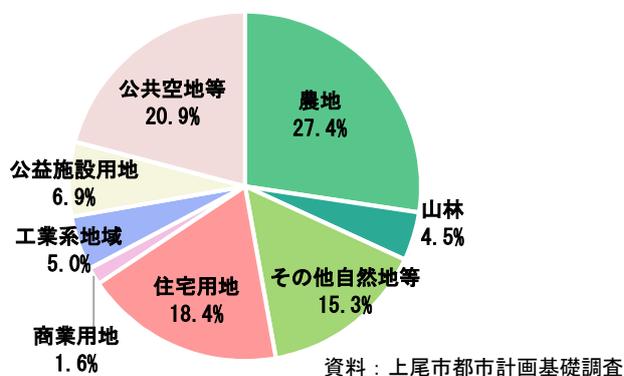
2. 平方地域

(1) 平方地域の現況

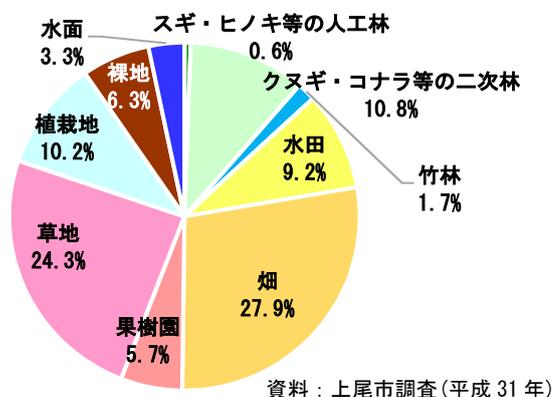
市の南西部に位置し、地域のほとんどは市街化調整区域が占め、緑地が多くあります。西側には荒川が流れ、荒川近郊緑地保全区域に指定されている地域も多くあります。

上尾丸山公園は希少植物が多く、自然豊かな公園です。

土地利用では、農地、山林、その他自然地で半数近くの割合を占めています。



【平方地域の土地利用】



【平方地域の緑被率】

●基本情報

地域面積	562.3ha (12.3%)
人口	8,920人 (4.0%)
世帯数	3,189世帯 (3.5%)
人口密度	15.9人/ha
市民1人当たりの都市公園面積	15.25㎡ (市全体4.1㎡)

資料：上尾市都市計画基礎調査、上尾市調査

注：()内の%は市全体の数値に占める割合。人口は、年齢不詳を含んだ人数

●主な緑地

- ・上尾丸山公園
- ・平方スポーツ広場
- ・三ツ又沼ビオトープ

アマナ群落について

西野周辺の荒川の堤防には、埼玉県レッドデータブックに記載されているアマナが生息しています。

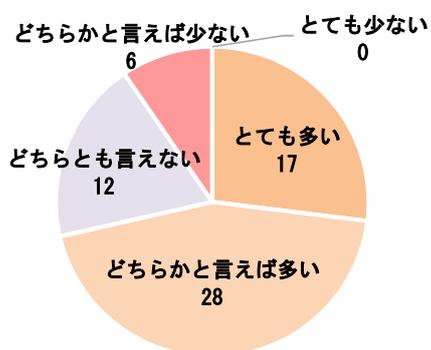
NPO法人荒川の自然を守る会は、河川管理者である荒川上流河川事務所と堤防の草刈り時期について協議したり、冬場の日照を確保するための植生管理を行うことで、アマナの保全に取り組んでいます。3月には、同会による観察調査会なども開催されています。



アマナが咲いている様子

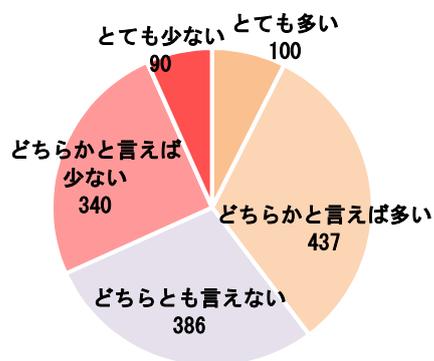
●住民アンケート 令和元年度 市内の緑に関する「市民アンケート調査票」より

・あなたがお住まいの地域周辺の緑についてご回答ください。



資料：上尾市調査(令和2年)

【地域周辺の緑（平方地域）】

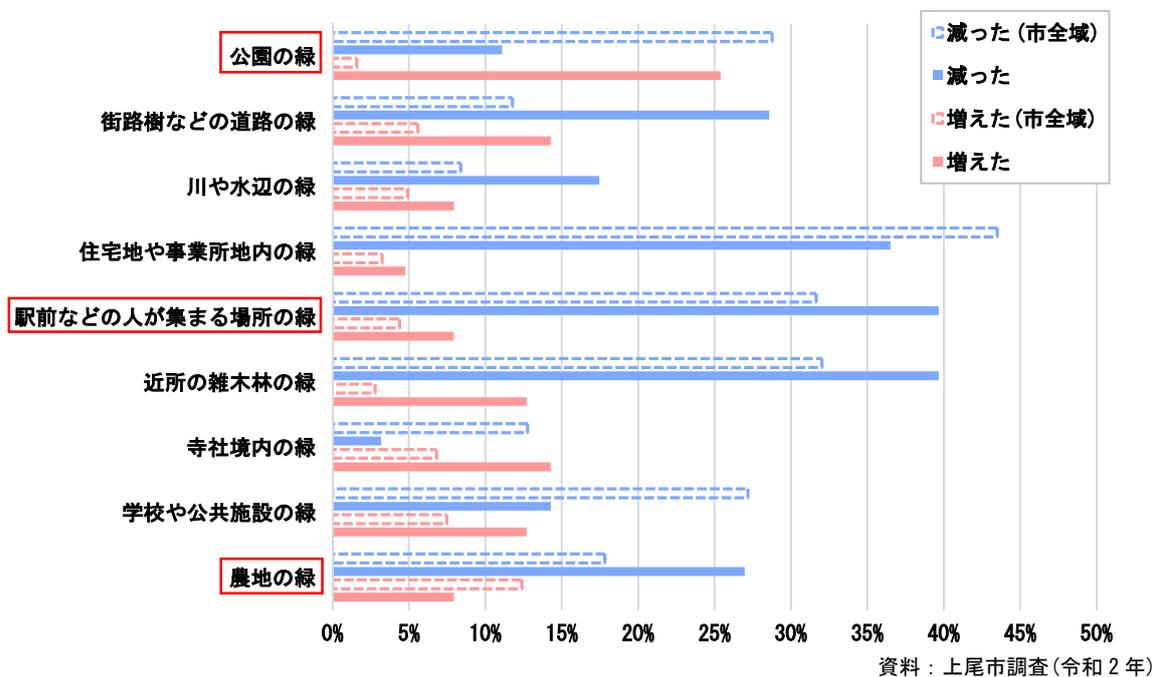


資料：上尾市調査(令和2年)

【地域周辺の緑（市全域）】

市全域と比較すると、平方地域では緑が多いと感じている人が地域全体の過半数を占めています。

・あなたは特にどの場所の緑の量が増えた、または減ったと感じますか。
(それぞれ3つまで回答可)



資料：上尾市調査(令和2年)

【平方地域の緑に対する所感】

市全域と比べると、公園の緑を中心に緑が増えたと感じている人が多い一方、駅前や近所などの身近な場所の緑や農地の緑は減ったと感じる人が多いことが分かります。

(2) 平方地域の緑の取組み

● 上尾丸山公園を中心とした緑の人づくり

市民とともに上尾丸山公園の自然再生を行うなど様々なイベントを実施することにより、市民が生物多様性を学ぶ機会をつくり、緑の保全意識向上を図ります。

- ・ 市民ボランティアの上尾水辺守と協働して、上尾丸山公園内の水辺の保全・再生活動を展開します。
- ・ 上尾市自然学習館に体験型環境学習を充実させます。
- ・ 上尾丸山公園に生息する貴重な動植物を環境保護団体と協働により、保全します。
- ・ 広報あげおやホームページにより、上尾丸山公園の自然情報や上尾水辺守の活動を発信します。
- ・ 上尾丸山公園内では、剪定枝や落ち葉等の堆肥化や活用を進めます。
- ・ 上尾丸山公園では、民間活力の導入について検討します。

● 豊かな緑・水辺環境の保全

荒川・江川流域を中心とした保全配慮地区では、水辺と樹林地を一体的に保全します。

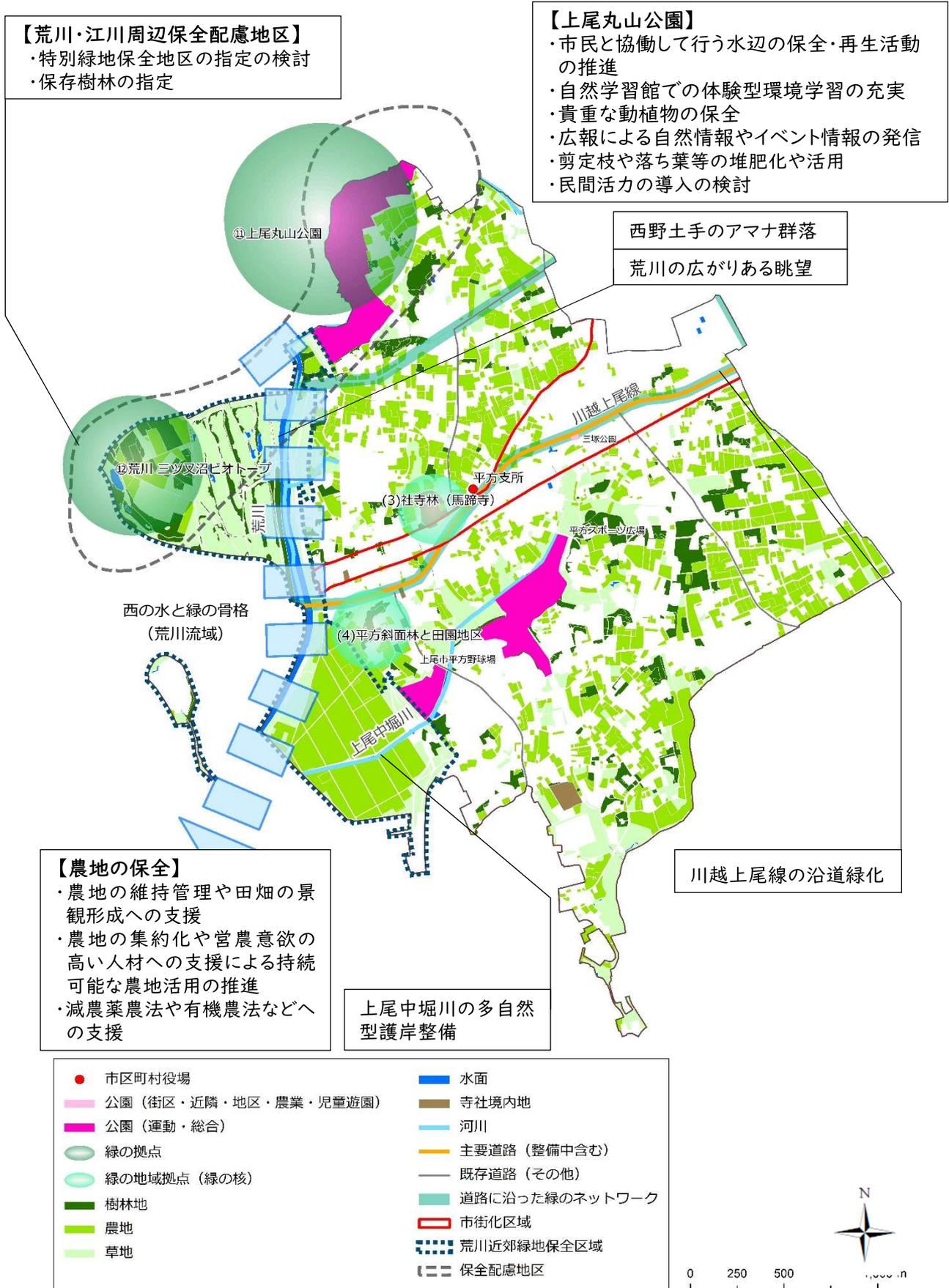
- ・ 保全配慮地区に指定されている三ツ又沼ビオトープは、江川改修事業や上尾道路の事業の進捗状況、国や埼玉県の動向を踏まえて、特別緑地保全地区の指定を検討します。
- ・ 保全配慮地区内の一団となった樹林地について保存樹林の指定を進めます。
- ・ 準用河川の上尾中堀川では、水辺環境を保全し、水質の浄化や生き物の生息空間づくりを視野に入れた多自然型護岸整備を進めます。
- ・ 主要地方道の川越上尾線の沿道緑化に取り組めます。

● 伝統的な農村景観の継承

地域の南西部に残る昔ながらの農村景観や、多様な生き物の生息空間を保全するため、水田や畑、農業用排水路などの農地の保全を中心とした取組みを進めます。

- ・ 農業従事者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。
- ・ 農地の集約化や営農意欲の高い人材への支援を進め、持続可能な農地の活用を図ります。
- ・ 環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を進めるため、減農薬農法や有機農法などへの支援を行います。

【平方地域の緑の取り組み】



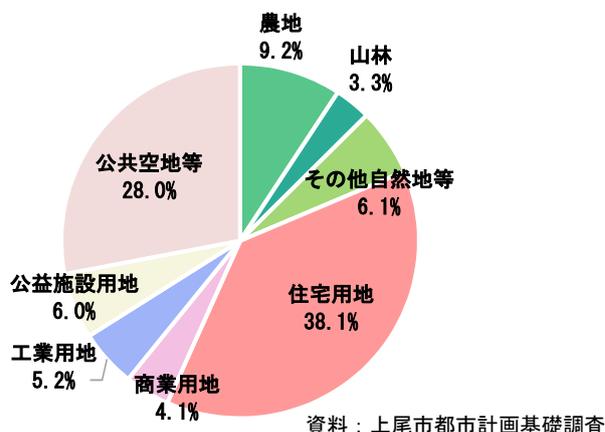
3. 原市地域

(1) 原市地域の現況

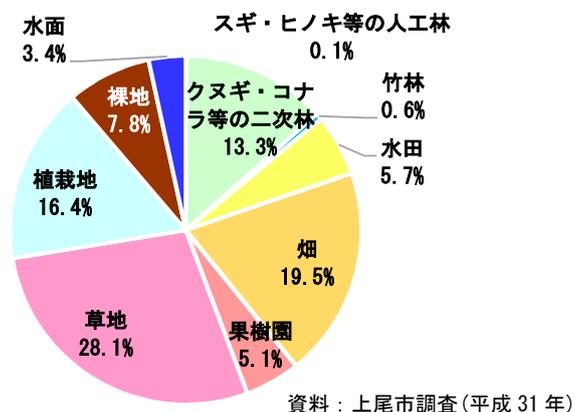
市の東部に位置し、綾瀬川およびその支流である原市沼川や見沼代用水が流れています。川沿いには湿地や雑木林、水田、畑等が残っています。地域全体では、さいたま市に近いことから宅地化が進み、小規模な土地区画整理事業が行われています。

本地域には規模の小さい公園が多く、原市ふるさとの緑の景観地は貴重な緑となっています。

土地利用では、住宅用地が約4割、農地が1割を占めています。



【原市地域の土地利用】



【原市地域の緑被率】

●基本情報

地域面積	582.1ha (12.8%)
人口	38,258人 (17.0%)
世帯数	16,153世帯 (17.7%)
人口密度	65.7人/ha
市民1人当たりの都市公園面積	0.65㎡ (市全体4.1㎡)

資料：上尾市都市計画基礎調査、上尾市調査

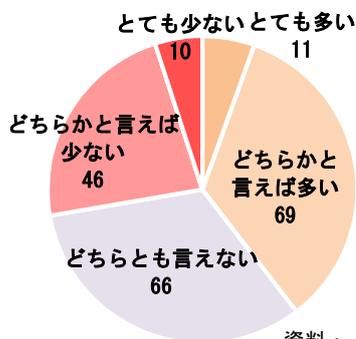
注：() 内の%は市全体の数値に占める割合。人口は、年齢不詳を含んだ人数

●主な緑地

- ・原市ふるさとの緑の景観地

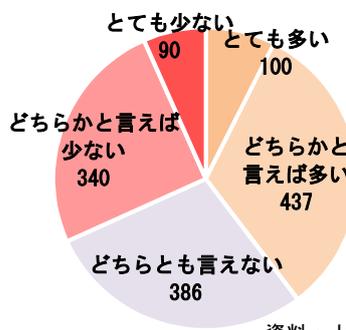
●住民アンケート 令和元年度 市内の緑に関する「市民アンケート調査票」より

・あなたがお住まいの地域周辺の緑についてご回答ください。



資料：上尾市調査(令和2年)

【地域周辺の緑（原市地域）】

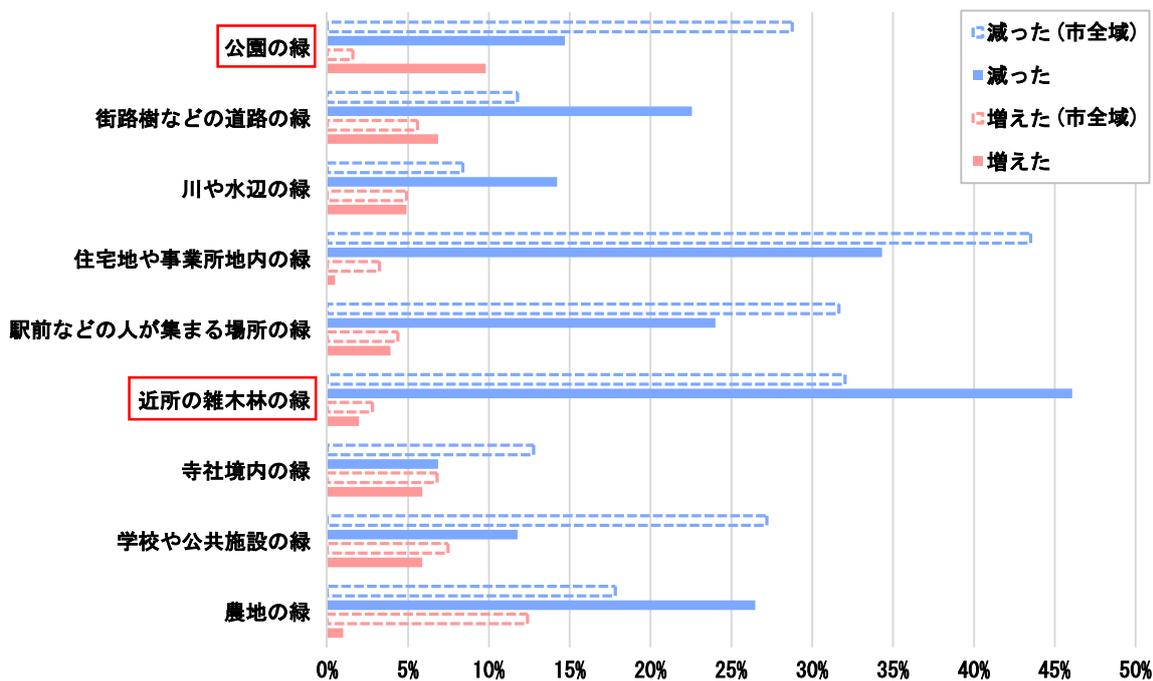


資料：上尾市調査(令和2年)

【地域周辺の緑（市全域）】

市全域と比較すると、概ねそれぞれの回答が同じような割合となっています。

・あなたは特にどの場所の緑の量が増えた、または減ったと感じますか。
(それぞれ3つまで回答可)



資料：上尾市調査(令和2年)

【原市地域の緑に対する所感】

市全域と比べると、公園の緑が増えたと答えている人が多い一方、近所の雑木林の緑や、農地の緑が減ったと答えた人が多いことが分かります。

(2) 原市地域の緑の取組み

●水辺と樹林地の一体となった保全

保全配慮地区に指定されている原市沼川沿いの豊かな水辺環境の保全と、原市ふるさとの緑の景観地の樹林地の適切な維持管理を行います。

- ・ 原市沼の自然保全では、原市沼調節池整備事業との整合も図りながら、関係機関と協議していきます。
- ・ 保全配慮地区内の一団となった樹林地では、保存樹林の指定を進めます。
- ・ 原市ふるさとの緑の景観地では、野生生物の生息地として、生き物の生態に配慮した適切な維持管理に努めます。また、埼玉県と協働により公有地化を図ります。
- ・ ふるさとの緑の景観と調和した田園風景を保持するため、水田や畑などが織りなす「農」の景観の保全に努めます。

●農地の多面的機能の維持・保全

農地は食の生産場所だけでなく、多様な生き物の生息する場所でもあり、多面的機能を持っています。原市地域では、浸水被害の起こりやすい場所に対する農地の遊水機能も求められています。

- ・ 農地の多面的機能を維持・保全するため、農業従事者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や、田畑の景観形成などの活動を支援します。
- ・ 多様な生き物の生息・生育の場として、水田や畑、農業用排水路などの環境を保全します。
- ・ 農地の集約化や営農意欲の高い人材への支援を進め、持続可能な農地の活用を図ります。
- ・ 環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を進めるため、減農薬農法や有機農法などへの支援を行います。



原市ふるさとの緑の景観地



原市沼保全配慮地区内の樹林

【原市地域の緑の取り組み】

【農地の保全】

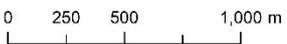
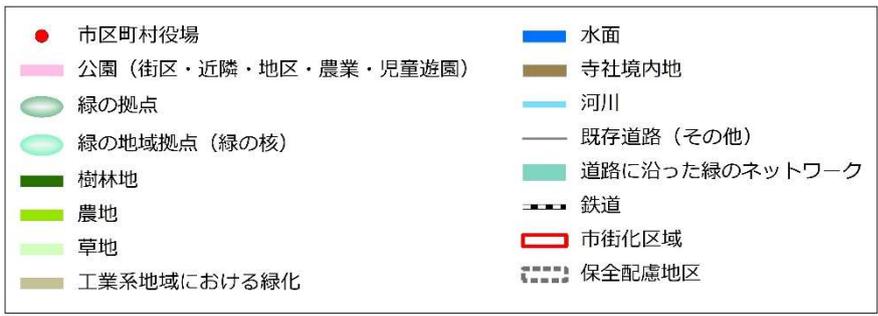
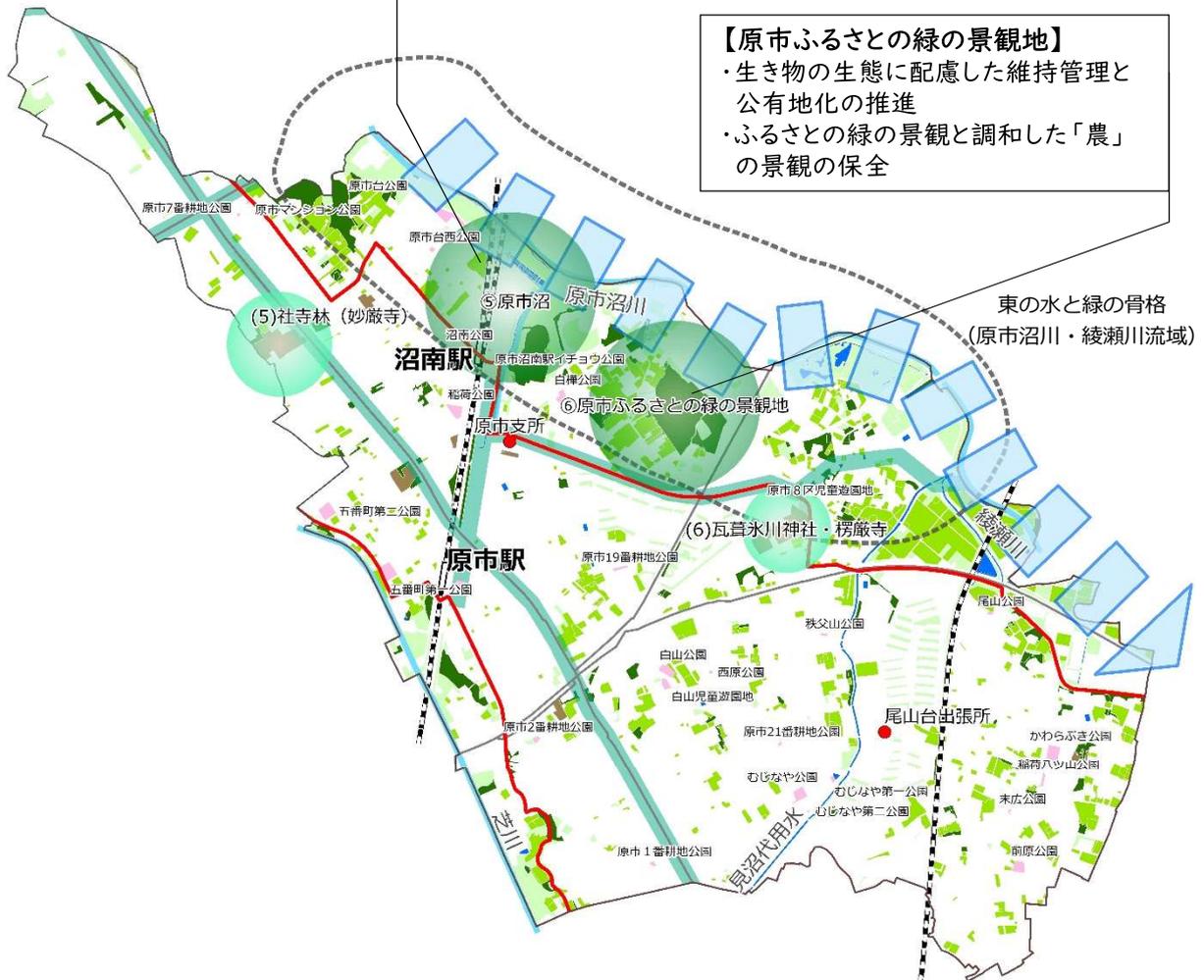
- ・農地の維持管理や田畑の景観形成への支援
- ・多様な生き物の生息空間としての環境の保全
- ・農地の集約化や営農意欲の高い人材への支援による持続可能な農地活用の推進
- ・減農薬農法や有機農法などへの支援

【原市沼周辺保全配慮地区】

- ・原市沼の自然保全
- ・保存樹林の指定

【原市ふるさとの緑の景観地】

- ・生き物の生態に配慮した維持管理と公有地化の推進
- ・ふるさとの緑の景観と調和した「農」の景観の保全



4. 大石地域

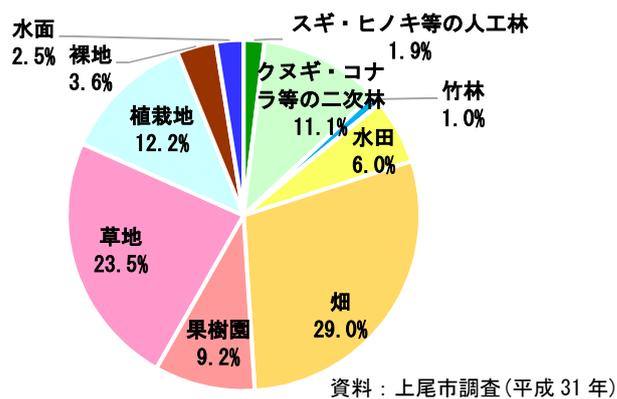
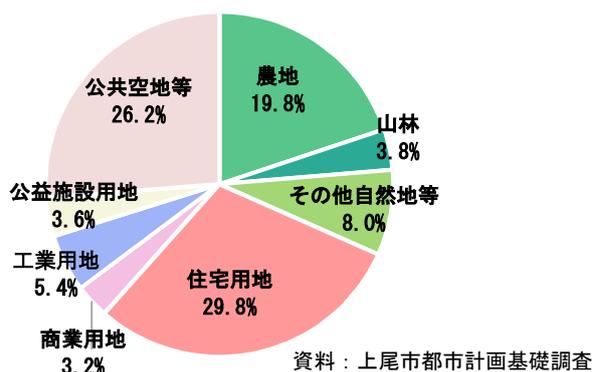
(1) 大石地域の現況

本地域は市の北西部に位置し、地域東側の北上尾駅では花の景観づくりが進んでいます。地域内に荒川・江川・鴨川が流れ、鴨川には遊歩道が設置されています。

本地域の東部は計画的に造られた住宅地がありますが、西部の市街化調整区域は西境の江川から荒川にかけて湿地や沼地、台地上にはゴルフ場や藤波・中分ふるさとの緑の景観地などの雑木林や農地が点在しています。

緑の拠点として、藤波・中分ふるさとの緑の景観地や江川下流域の湿地帯があります。

土地利用では、住宅用地が約3割、つづいて公共空地が3割弱を占めています。また、農地も2割ほど占めています。



●基本情報

地域面積	1224.61ha (26.9%)
人口	54,890人 (23.1%)
世帯数	22,509世帯 (24.6%)
人口密度	44.8人/ha
市民1人当たりの都市公園面積	2.8㎡ 市全体 4.1㎡

資料：上尾市都市計画基礎調査、上尾市調査

注：()内の%は市全体の数値に占める割合。人口は、年齢不詳を含んだ人数

●主な緑地

- ・藤波・中分ふるさとの緑の景観地

江川下流域の自然環境について

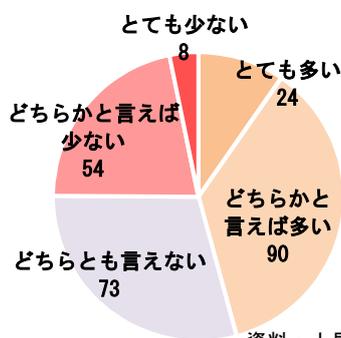
江川下流域には河川、湿地、斜面林と多様な地形・生態系のつながりが保たれており、埼玉県レッドデータブックに記載されているサクラソウ、サワトラノオ、ノウルシ、ヘラオモダカ、ミズワラビなどの貴重な植物が生息しています。また、多くの両生類や哺乳類も確認されており、在来種の多様な動植物が生態系を構築しています。



江川下流域の自然

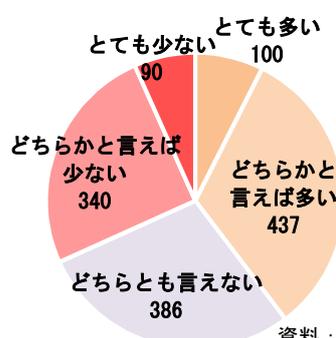
●住民アンケート 令和元年度 市内の緑に関する「市民アンケート調査票」より

・あなたがお住まいの地域周辺の緑についてご回答ください。



資料：上尾市調査(令和2年)

【地域周辺の緑（大石地域）】

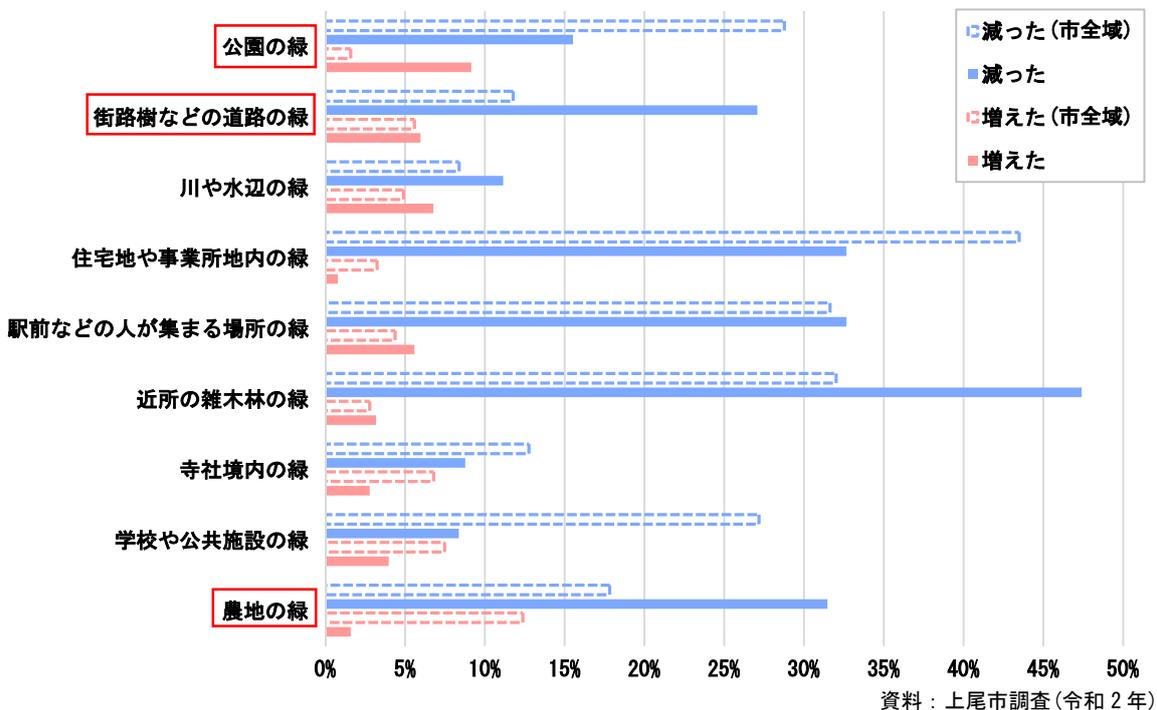


資料：上尾市調査(令和2年)

【地域周辺の緑（市全域）】

市全域と比較すると同じような割合ですが、わずかに地域の緑が多いと答える人が多いことが分かります。

・あなたは特にどの場所の緑の量が増えた、または減ったと感じますか。
(それぞれ3つまで回答可)



資料：上尾市調査(令和2年)

【大石地域の緑に対する所感】

市全域と比べると、公園の緑は増えたと思う人が多いものの、街路樹など道路の緑、近所の雑木林の緑や農地の緑が減ったと思う人は多いことが分かります。

(2) 大石地域の緑の取組み

●北上尾駅西口の緑と住宅地に点在する自然環境の維持・保全

北上尾駅西口駅前広場では花の景観づくりを推進しています。また、地域にとって親しみやすい緑地・水辺の保全を推進します。

- ・市の玄関口である北上尾駅周辺では、市民と協働で緑や花づくりを実施するため、花いっぱい運動を展開します。また、駅前一带の緑化施設を適切に管理し、地域の方の協働による花植え運動を実施するなど、駅利用者が花と緑にふれあう機会を創出します。
- ・鴨川沿いの小泉遊歩道では、市民が水と緑に触れ合える親水空間を保全します。
- ・小泉土地区画整理事業地内の寺東公園、にらくぼ公園の整備を推進します。市民のニーズにあう公園とするため、設計から維持管理まで地元住民の参加を呼びかけます。
- ・工業系地域では「工場立地法」に基づき、緑地率の向上を目指します。
- ・上尾道路の緑の保全や創出について、国に要望します。

●地域の良好な自然環境の保全

保全配慮地区である荒川・江川沿いの緑地の保全、藤波・中分ふるさとの緑の景観地の保全を中心に進めていきます。

- ・江川下流域の湿地帯は、関係機関や環境保護団体との協働により、貴重な水辺の動植物の生息地としてうるおいある水辺環境の保全に努めます。
- ・江川下流域の自然保全については、江川改修事業や上尾道路の事業の進捗状況、国や埼玉県の動向を踏まえて、特別緑地保全地区の指定を検討します。
- ・江川流域の一団となった樹林地では、地権者と協議を行い、保存樹林として優先して指定を進めます。
- ・遊水機能維持の観点より、江川流域における農地に対して補助を行うことで、潤いとやすらぎのある自然環境を保全します。
- ・藤波・中分ふるさとの緑の景観地では、野生生物の生息地として、生き物の生態に配慮した維持管理に努めます。また、埼玉県と協働により公有地化を図ります。
- ・ふるさとの緑の景観と調和した田園風景を保持するため、水田や畑などが織りなす「農」の景観の保全に努めます。



江川の河畔林
(荒川・江川周辺保全配慮地区)



藤波・中分ふるさとの緑の景観地

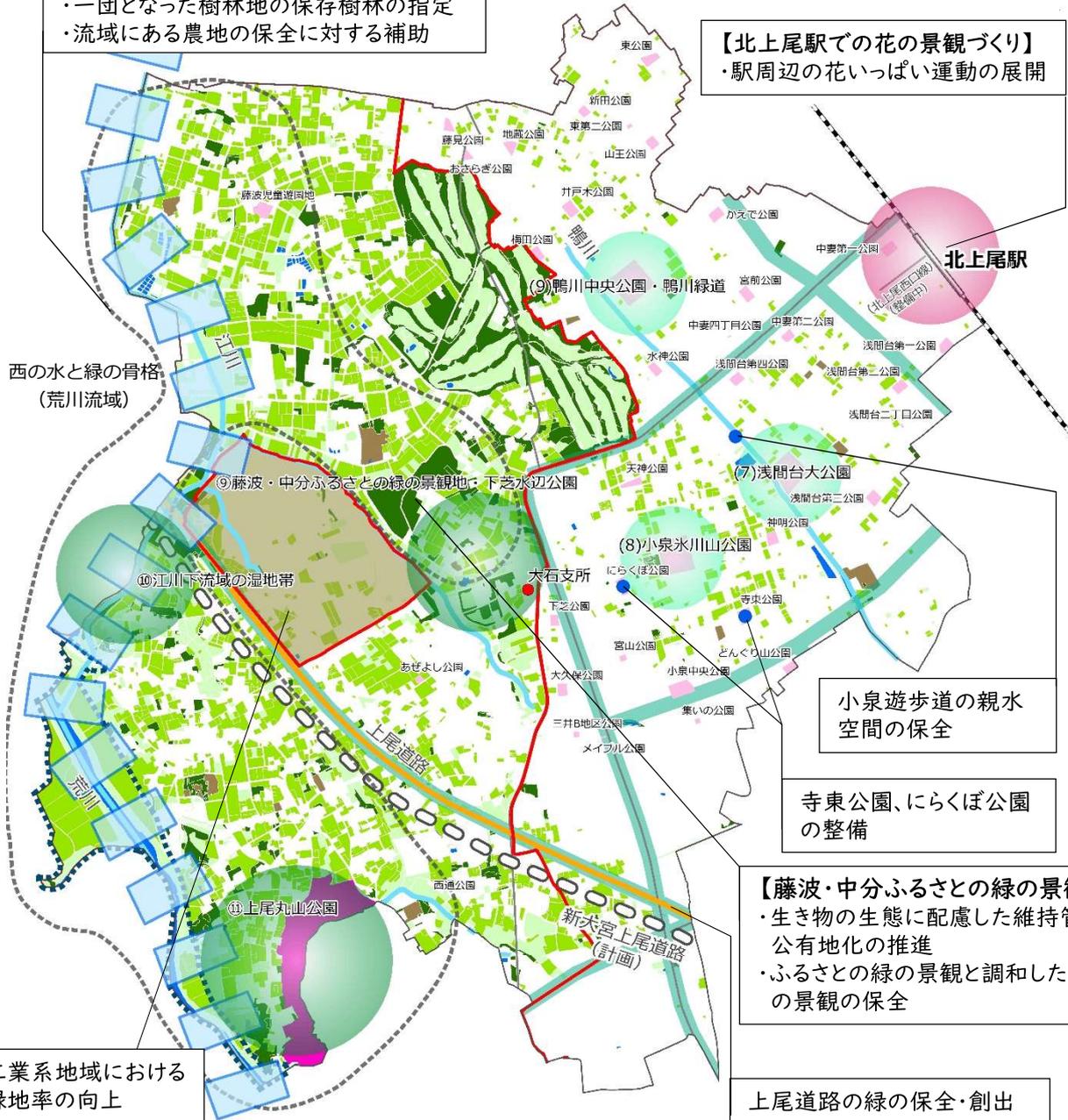
【大石地域の緑の取り組み】

【荒川・江川周辺保全配慮地区】

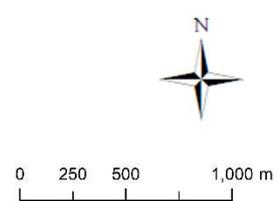
- ・うるおいある水辺環境の保全
- ・特別緑地保全地区の指定の検討
- ・一団となった樹林地の保存樹林の指定
- ・流域にある農地の保全に対する補助

【北上尾駅での花の景観づくり】

- ・駅周辺の花いっぱい運動の展開



● 市区町村役場	■ 水面
■ 公園 (街区・近隣・地区・農業・児童遊園)	■ 寺社境内地
■ 公園 (運動・総合)	■ 河川
● 緑の拠点	■ 主要道路 (整備中含む)
● 緑の地域拠点 (緑の核)	— 既存道路 (その他)
● 緑と花の玄関口	■ 道路に沿った緑のネットワーク
■ 樹林地	■ 鉄道
■ 農地	■ 市街化区域
■ 草地	■ 荒川近郊緑地保全区域
■ 工業系地域における緑化	■ 保全配慮地区



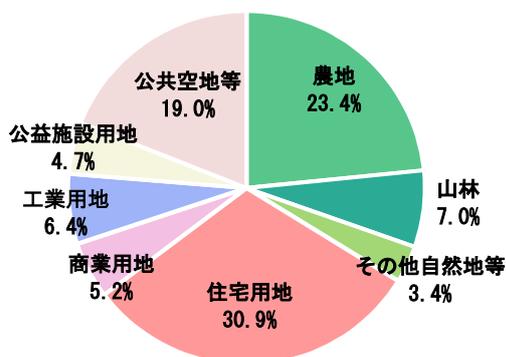
5. 上平地域

(1) 上平地域の現況

市の北部に位置し、地域内に原市沼川が流れています。本地域の西部の上、久保では宅地化が進み、住居と農地、工場が混在する土地利用が進行しており、自然に親しむ空間が少ない状況です。本地域の東部は市街化調整区域で、農地と雑木林が混在する田園地帯であり、上尾の郷土景観を残しています。

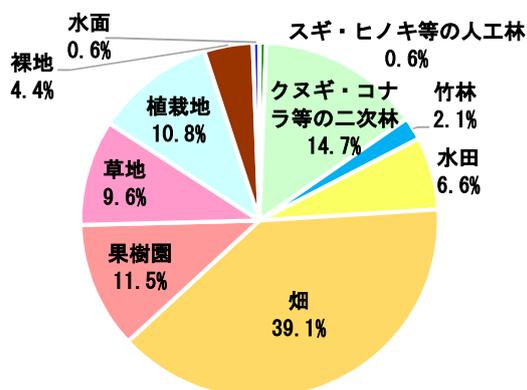


主要な公園として上平公園や平塚公園があり、ふれあいの森が位置しています。土地利用では、住宅地が約3割、農地が2割を占めています。



資料：上尾市都市計画基礎調査

【上平地域の土地利用】



資料：上尾市調査(平成31年)

【上平地域の緑被率】

●基本情報

地域面積	729.0ha (16.0%)
人口	30,180人 (12.2%)
世帯数	11,484世帯 (12.6%)
人口密度	41.4人/ha
市民1人当たりの都市公園面積	4.96㎡ 市全体4.1㎡

資料：上尾市都市計画基礎調査、上尾市調査

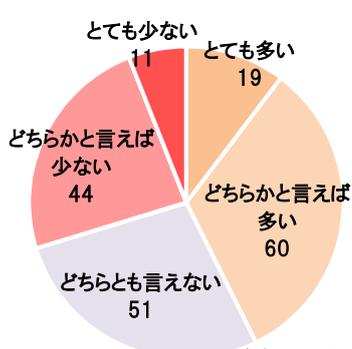
注：()内の%は市全体の数値に占める割合。人口は、年齢不詳を含んだ人数

●主な緑地

- ・上平公園
- ・平塚公園

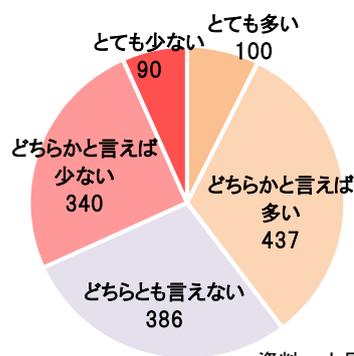
●住民アンケート 令和元年度 市内の緑に関する「市民アンケート調査票」より

- ・あなたがお住まいの地域周辺の緑についてご回答ください。



資料：上尾市調査(令和2年)

【地域周辺の緑（上平地域）】

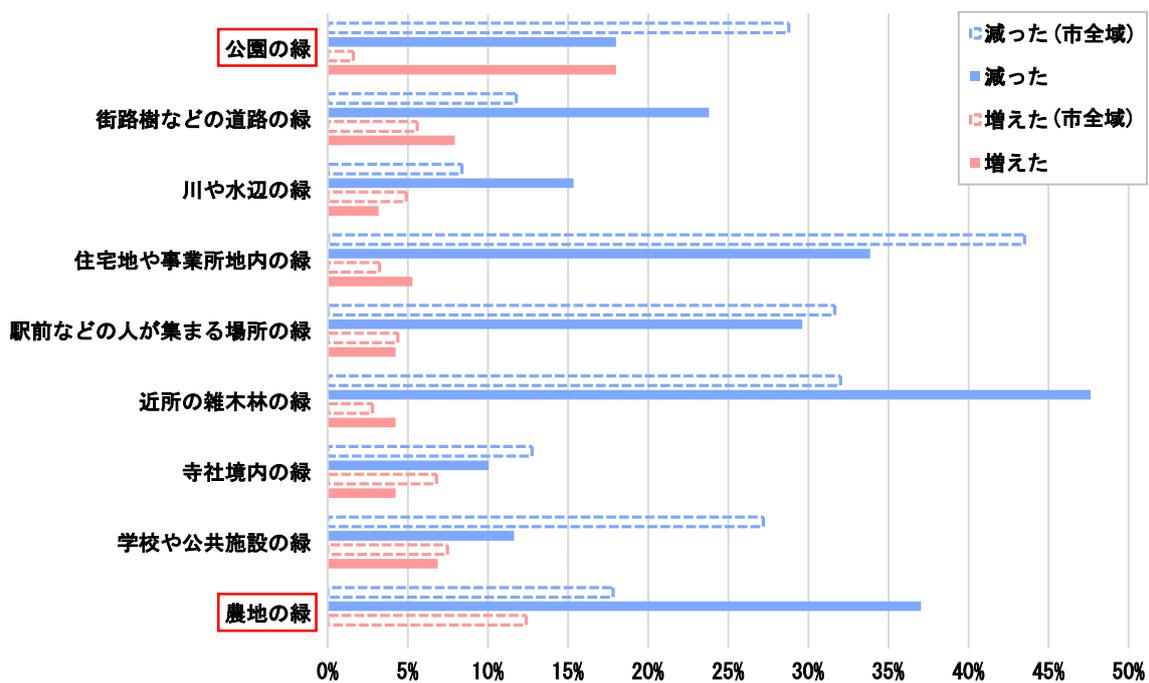


資料：上尾市調査(令和2年)

【地域周辺の緑（市全域）】

市全域と比較すると、ほとんど同じような割合となっています。

- ・あなたは特にどの場所の緑の量が増えた、または減ったと感じますか。
(それぞれ3つまで回答可)



資料：上尾市調査(令和2年)

【上平地域の緑に対する所感】

市全域と比べると、公園の緑が増えたと思う人が多い一方、特に農地の緑は多くの方が減ったと感じていることが分かります。

(2) 上平地域の緑の取組み

● 上尾の原風景である農村景観の継承と緑地の保全

地域の東部にある上尾の郷土景観を伝える農村景観の保全に努めます。

- ・ 原市沼周辺保全配慮地区内の一団となった斜面林などの樹林地について、保存樹林の指定を進めます。
- ・ 農業従事者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。
- ・ 農地の集約化や営農意欲の高い人材への支援を進め、持続可能な農地の活用を図ります。
- ・ 環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を進めるため、減農薬農法や有機農法などへの支援を行います。

● 市街化区域に点在する自然環境の保全・活用

市街化区域には工業系地域が多く、緑地の保全・活用が求められます。緑の拠点である大規模な公園や樹林地における維持管理と保全が求められています。

- ・ 昔ながらの雑木林が残されている上平公園内のふれあいの里ゾーンの樹林を保全します。
- ・ 上平公園内では、剪定枝や落ち葉等の堆肥化や活用を進めます。
- ・ 平塚公園は、スポーツ広場などレクリエーション機能の充実を図るとともに、隣接する樹林地と一体となった自然環境の保全を進めます。
- ・ 上尾市民農園「アグリプラザ平塚」は、農と触れ合える市民農園として運営していきます。
- ・ 工業系地域では「工場立地法」に基づき、緑地率の向上を目指します。



平塚公園



地域東部の農地

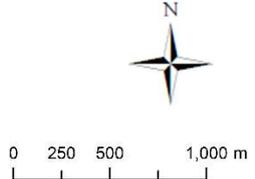
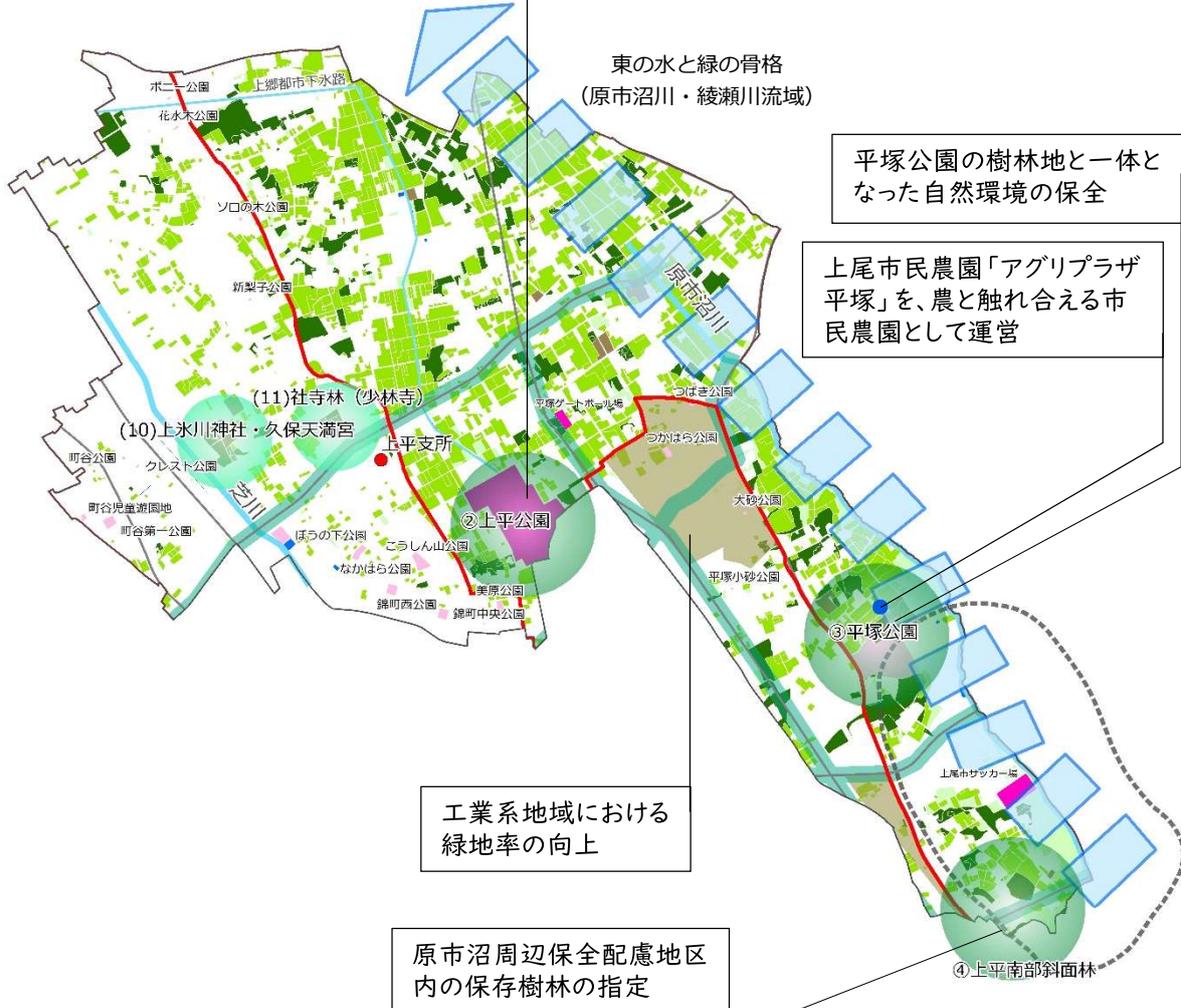
【上平地域の緑の取り組み】

【上平公園】

- ・ふれあいの里ゾーンの樹林地の保全
- ・剪定枝や落ち葉等の堆肥化や活用

【農地の保全】

- ・農地の維持管理や田畑の景観形成への支援
- ・農地の集約化や営農意欲の高い人材への支援による持続可能な農地活用の推進
- ・減農薬農法や有機農法などへの支援



6. 大谷地域

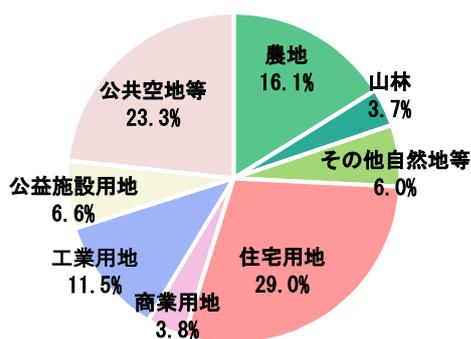
(1) 大谷地域の現況

市の南部に位置し、鴨川が流れる低地部分と樹林地、農地が点在する台地部分からなっています。鴨川沿いには遊休農地が多い状況です。本地域北部は市の中心部に近く交通の便が良いため、集積度の高い住宅地や大規模な工業団地があります。



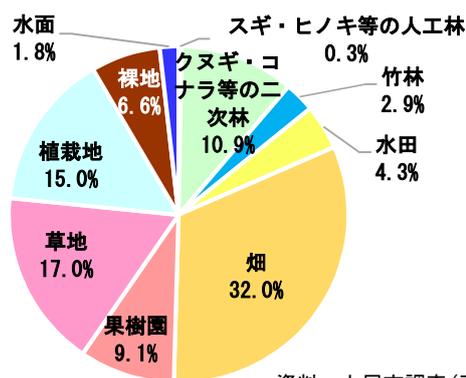
地区公園である戸崎公園があり、ゆりが丘公園、こどもの城公園やふれあいの森などの緑地も点在しています。

土地利用では、住宅用地が約3割、公共空地が2割を占めています。工業系地域の比率が高いことも特徴として挙げられます。



資料：上尾市都市計画基礎調査

【大谷地域の土地利用】



資料：上尾市調査(平成31年)

【大谷地域の緑被率】

●基本情報

地域面積	677.6ha (14.9%)
人口	28,989人 (18.8%)
世帯数	11,243世帯
人口密度	42.8人/ha
市民1人当たりの都市公園面積	1.51㎡ 市全体4.1㎡

資料：上尾市都市計画基礎調査、上尾市調査

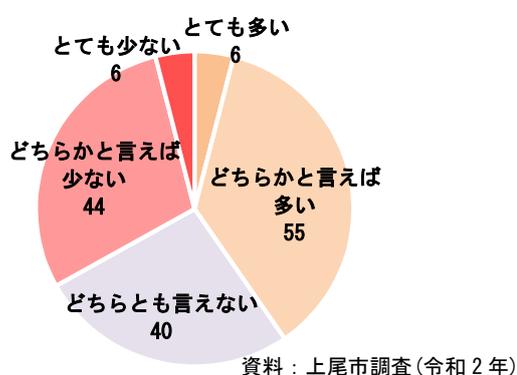
注：()内の%は市全体の数値に占める割合。人口は、年齢不詳を含んだ人数

●主な緑地

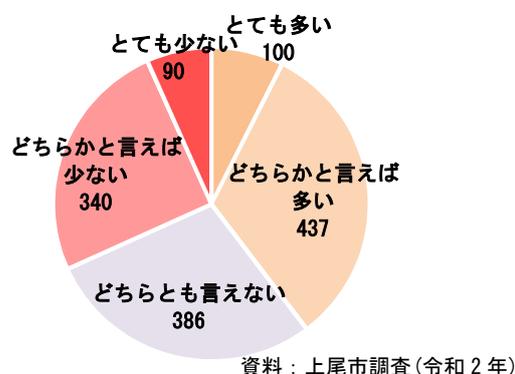
- ・戸崎公園

●住民アンケート 令和元年度 市内の緑に関する「市民アンケート調査票」より

・あなたがお住まいの地域周辺の緑についてご回答ください。



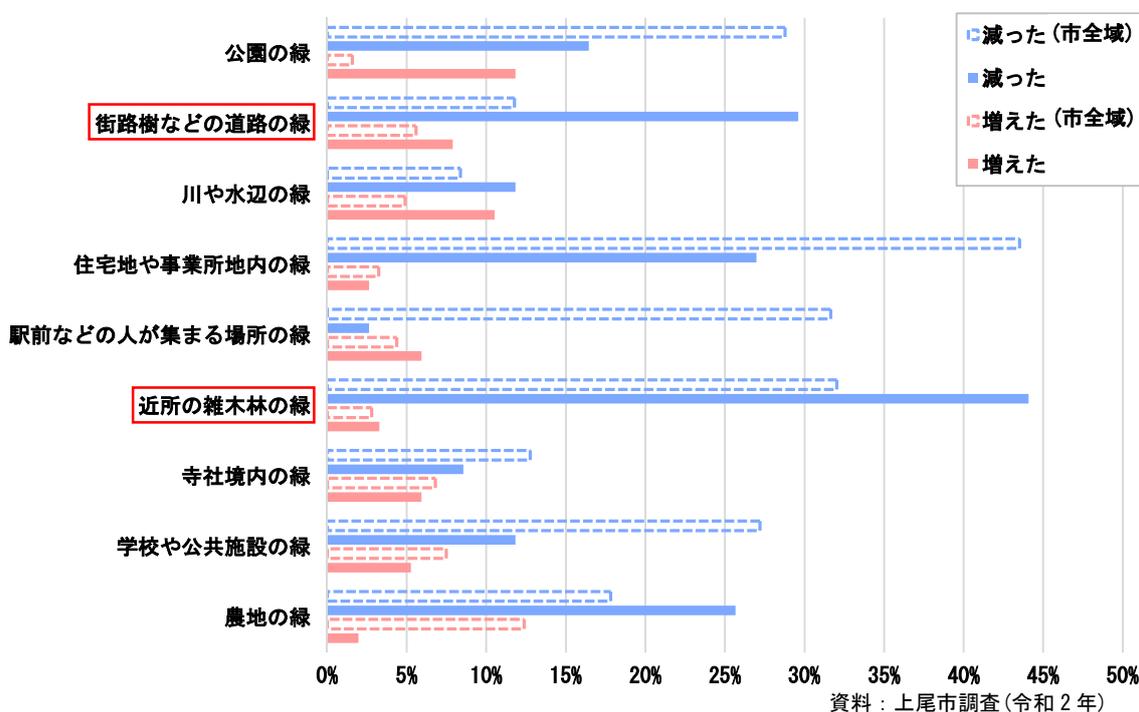
【地域周辺の緑（大谷地域）】



【地域周辺の緑（市全域）】

市全域と比較すると、同じような割合となっています。

・あなたは特にどの場所の緑の量が増えた、または減ったと感じますか。
(それぞれ3つまで回答可)



【上平地域の緑に対する所感】

市全域と比較すると、近所の雑木林の緑や街路樹などの道路の緑が減ったと思う人が多い一方、公園の緑が増えたと感じる人が多いことが分かります。

(2) 大谷地域の緑の取組み

● 豊かな自然環境を有する樹林地の保全と継承

地域の南部は戸崎公園や社寺林などの樹林地が多くあります。豊かな生き物が生息する環境の保全を図るため、緑地の保全を進めます。

- 多面的機能を保全するため、農業従事者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や、田畑の景観形成などの活動を支援します。
- 多様な生き物の生息・生育の場として、水田や畑、農業用排水路などの「農」の環境を保全します。
- 農地の集約化や営農意欲の高い人材への支援を進め、持続可能な農地の活用を図ります。
- 環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を進めるため、減農薬農法や有機農法などへの支援を行います。
- 戸崎公園の北側未開園区域については、地域特性と地元の意見を踏まえ、公園の在り方の検討をします。

● 個性的な街並みと緑の調和

地域北部は集積度が高い住宅地や工業系地域があるため、身近な緑の保全、維持管理が求められます。

- 土地区画整理事業を実施する地域の身近な公園の整備を進めます。
- 公園整備では周辺住民によく利用される公園を目指し、設計や維持管理を中心に住民参加を呼びかけます。
- 工業系地域では「工場立地法」に基づき、緑地率の向上を目指します。
- 上尾道路や川越上尾線における緑の保全・創出について関係機関に要請します。
- 西宮下中妻線などの新設の都市計画道路の整備では、街路樹の設置を計画するなど、沿道景観の彩りや季節感、潤いの創出を図ります。

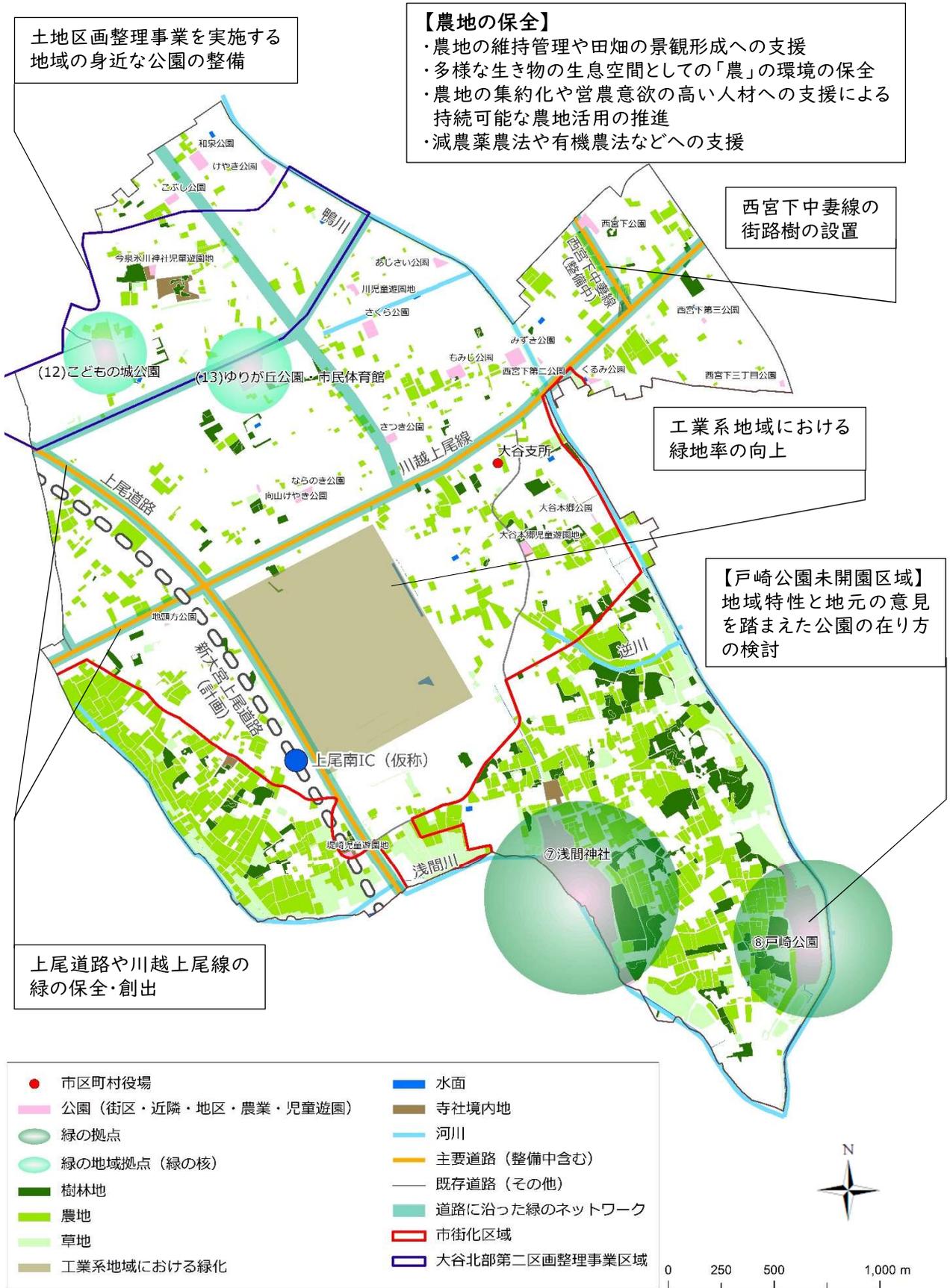


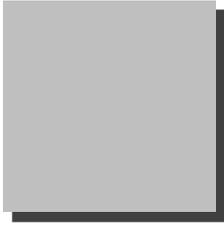
戸崎公園



川越上尾線

【大谷地域の緑の取り組み】





第 8 章

緑の重点プロジェクト

重点 1	あげおの緑のパートナーシップ プロジェクト	89
重点 2	あげおの水辺と森をみんなでつなぐ プロジェクト	90
重点 3	上尾駅周辺地区の緑化 プロジェクト	93

第8章 緑の重点プロジェクト

施策の内容に示される事項について、優先すべきものや重点的に取り組むことにより効果が期待できる施策を「緑の重点プロジェクト」として設定し、緑のまちづくりを推進します。

重点1 あげおの緑のパートナーシップ プロジェクト

－緑化推進組織との連携・リーダーの育成－

公園や緑地、豊かな自然環境の維持管理に、様々な人、組織が参加し、市民・事業者・行政の協働による体制づくりを推進します。また、緑化推進団体等による活動や緑づくりのリーダー育成の支援を行い、緑化推進団体等との連携を強化します。

重点2 あげおの水辺と森をみんなでつなぐ プロジェクト

－水辺と樹林地の保全・活用－

市内における貴重な資源である水辺と樹林地を一体的に保全し、活用を図ることで、生き物が豊かな武蔵野の原風景を創出します。

重点3 上尾駅周辺地区の緑化 プロジェクト

－緑化重点地区の緑化推進－

上尾市の中心地区として、まちの「顔」にふさわしい緑の景観形成や住環境の向上を目指し、公共施設の緑化、住宅など民有地における緑化、生活道路における歩行者優先のネットワークの構築や遊歩道として整備を進めます。

重点 1

あげおの緑のパートナーシップ プロジェクト

【プロジェクトの背景と目的】

上尾市では、昭和 30 年代後半からの経済の進展により都市化が進み、相対的に市内の樹林地や屋敷林など緑の量は減少しています。一方、総合公園などの都市基幹公園は充実しているものの、街区公園など身近な公園が不足し、維持管理の人手が足りない状況です。

本プロジェクトでは、市民、事業者、行政が一体となった活動を通じて、新たな緑や自然環境を保全・創出・再生していくため、行政だけでなく市民やNPO、事業者等の様々な人や団体が緑に係る活動に参加できる機会の創出や情報提供、人材育成を進めます。

【具体的な取組み】

- 公園の整備・改修の際には、設計から維持管理まで地元住民の参加を呼びかけ、地元の意見を反映した公園づくりに取組みます。
- 身近な自然や公園を維持管理するため、地元住民との協働による公園管理協定や緑地活動保全協定の適切な運用に努めます。また、住民活動グループ同士の横断的な連携を深め、緑に係る団体のネットワークを増やしていきます。
- 緑や花の景観づくりや新たな手法による公園整備に取組みます。
- ボランティアや環境保護団体の活動、自然再生の活動について情報発信します。
- 学習・体験教室・農業体験などの体験型学習を通じて自然と触れ合う機会を増やし、人材育成につなげます。
- ボランティア育成の講座や活動に関する情報提供など、緑の担い手が知識や技術を習得する機会の充実を図ります。



関係する施策

【2-(1)】地域の緑拠点づくり（地区公園の整備）	P. 51
【2-(2)】駅周辺及び緑化重点地区の緑化	P. 51
【3-(1)】市民に愛される公園・緑地の整備	P. 55
【4-(1)】協働による緑づくりの推進	P. 57
【4-(2)】公園の適切な維持管理の推進	P. 58
【4-(3)】緑に関する普及啓発活動の推進	P. 58
【4-(4)】環境教育の推進	P. 59

【プロジェクトの背景と目的】

上尾市の原風景とも言うべき貴重な樹林地が残されていますが、永久的に担保されるとは言い難く減少しています。一方で、一部の樹林地や沼地、湿地などの水辺空間では、他市町との連携や国・県での緑の関連事業により、自然の保全や環境教育のフィールド空間としての整備が進められています。

本プロジェクトでは、市民・事業者・行政が協働し、後世に伝えるべき貴重な水辺や樹林地を含む自然環境を保全・活用・もしくは再生するための取組みを進めます。

【具体的な取組み】

調 査

保全・再生・活用
するポイント

- 郷土の原風景である一団となった良好な樹林地の調査を実施します。
- (A) 上尾丸山公園では、環境保護団体等と協働により生息する貴重な動植物を保全・再生を促すとともに、イベント等により市民が生物多様性を学ぶ機会を増やし意識の向上を図ります。
- (B) 三又沼ビオトープや周辺の湿地帯は、関係機関、環境保護団体との協働により、貴重な水辺の動植物の生息地として、水辺環境の保全に努めます。
- (C) ふるさとの緑の景観地では、野生生物の生息地として、生き物の生態に配慮した適切な維持管理に努めるとともに、埼玉県と協働で公有地化を図ります。
- (D) 保全配慮地区内の一団となった樹林地では、緑の個性に配慮しながら保存樹林の指定等により保全を進めます。また、江川下流域については、関係機関の動向を踏まえて、特別緑地保全地区の指定を検討します。



上尾丸山公園の自然再生

上尾丸山公園では、生き物が豊富な武蔵野の原風景のような水辺となることを目指して、自然再生の活動に取り組んでいます。在来種の生き物が豊富な水辺とするには、池の透明度が向上し、沈水植物をはじめとする多様な水草（水生植物）が生息できる環境が必要です。多様な水草が生息すると多くの生き物の営みが生まれ、カイツブリなどの水鳥が飛来するようになると言われています。将来的には上尾丸山公園において、普段、街中では体験することができない生き物とのふれあいや学習が出来るようになると考えています。



貴重な樹林地の保全

- 地域で親しまれている雑木林や貴重な樹木などは、地域特性に配慮しながら、保存樹林・保存樹木・ふれあいの森への指定を検討し、地元住民との協働により緑の保全や活用に努めます。

基金の充実・活用

- 上尾市みどりの基金や上尾市森林環境譲与税基金を活用し、地域住民との協働による緑地の維持管理、ふるさとの緑の景観地や公園の公有地化を図る際の資金として活用します。

取組みを伝える

- 地元住民や環境保護団体が行う緑地等の維持管理活動やイベント等をホームページで発信します。



関係する施策

【1-(1)】拠点公園の自然の再生と保全	P. 47
【1-(2)】荒川、江川、原市沼川、綾瀬川及び周辺低地（沼地・湿地など）の保全、活用	P. 48
【1-(4)】ふるさとの緑の景観地や周辺環境の一体的な保全	P. 49
【1-(5)】一団となった緑の保全	P. 50
【2-(6)】地域の個性を表す緑づくり （歴史・文化・史跡の整備拡充）	P. 54
【3-(2)】保存樹林・保存樹木の指定	P. 55
【4-(1)】協働による緑づくりの推進	P. 57
【4-(3)】緑に関する普及啓発活動の推進	P. 58
【4-(6)】緑の実態調査	P. 60
【4-(7)】各種の基金の充実・活用	P. 60

重点3

上尾駅周辺地区の緑化プロジェクト

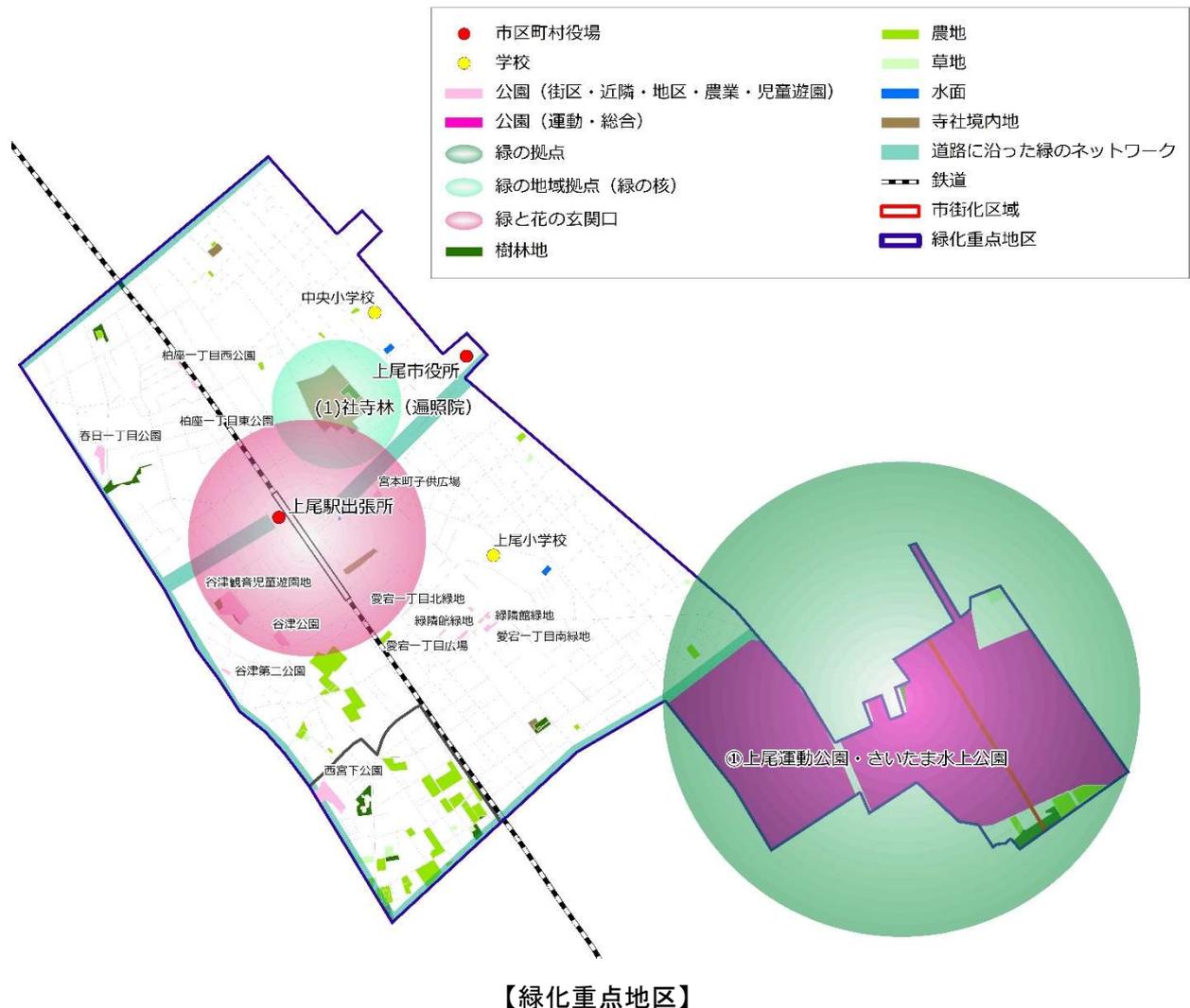
【プロジェクトの背景と目的】

緑化重点地区は、上尾駅東西口と中心市街地で構成された市の中心部です。JR 上尾駅や市役所等の行政、商業・業務、医療など高次な都市機能が集積する中心地であり、市民や来訪者も多くにぎやかな場です。

本プロジェクトでは、「都市計画マスタープラン」などの関連計画を踏まえ、上尾地域の目標である「多世代の暮らしを支える 便利で魅力的なまち 上尾」を実現するため、市の中心としてふさわしい、まちのシンボルとなる魅力ある緑化を推進します。

【重点的な緑化推進の区域（緑化重点地区）】

東は国道 17 号、西は西宮下中妻線、南は主要地方道川越・上尾線、北は小敷谷吉田通り線に囲まれた区域に加え、上尾警察署、上尾市役所、上尾運動公園を含めて対象の区域とします。面積は、上尾駅周辺の約 200ha となります。



【具体的な取組み】

JR上尾駅周辺の景観形成

- JR 上尾駅の駅前広場(東口及び西口)は、緑や花づくりを市民との協働により取組みます。

身近な公園・オープンスペースの創出

- 上尾駅西口のアップーほっとガーデンをはじめとする身近なオープンスペースや緑の創出に取り組めます。
- 区域内の公園は公園管理協定の新規締結に努め、適切に維持管理することで、市民に愛される公園として活用します。
- 設計から維持管理まで地元住民の参加を呼びかけ、市民のニーズにあう公園や広場づくりを進めます。

緑のネットワーク

- 植樹帯の設置可能な街路は、街路樹等による緑化を進めていきます。

公共施設での緑化

- 公共施設では身近な緑の創出に努めます。
- 地区内の小学校では、緑化を推進し、子供たちが緑に親しめる空間を創出します。

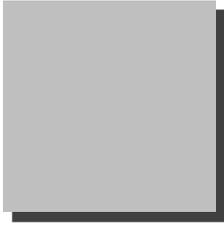
駅周辺や住宅地等での緑化

- 「上尾市開発行為における公園および緑地の設置に関する基準」に基づき、事業者が行う開発区域での緑化を促します。
- 上尾蓮田線や JR 上尾駅周辺では、花いっぱい運動によりうるおいある景観づくりを進めます。



関係する施策

【2-(2)】 駅周辺及び緑化重点地区の緑化	P. 51
【3-(1)】 市民に愛される公園・緑地の整備	P. 55
【3-(3)】 小中学校の学校緑化、公共施設の緑化推進	P. 56
【3-(4)】 民有地や工場などの緑化の推進	P. 56



第 9 章

計画の実現へ向けて

第 1 節	緑のパートナーシップの形成	96
第 2 節	実現のための計画推進	97
第 3 節	国・県や周辺市町との連携	97

第9章 計画の実現に向けて

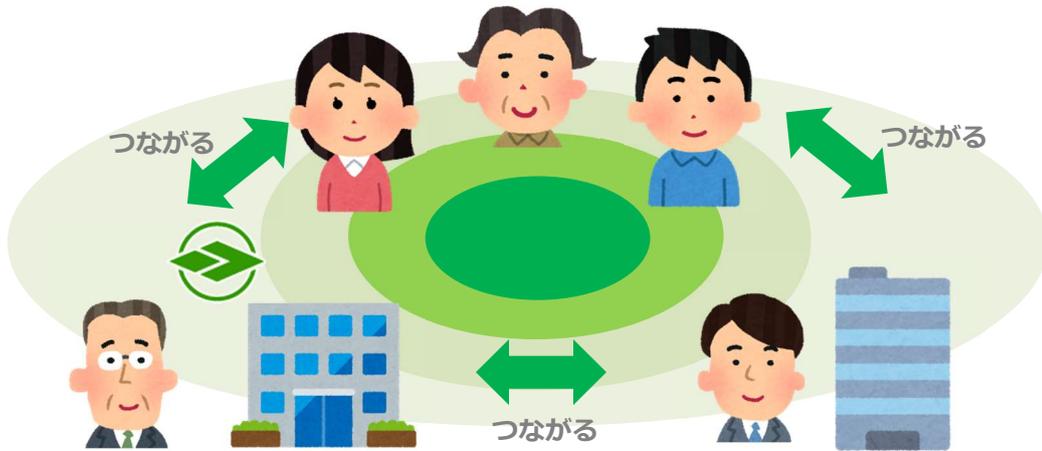
第1節 緑のパートナーシップの形成

緑豊かなまちを実現するためには、市民・事業者・行政が一体となり、緑に関する市民の関心を深め、各種の活動への積極的な参加を図る必要があります。

本計画の推進にあたっては、「自分ごと」として関心を持ってもらえるよう、市民、事業者、活動の担い手やみどりの所有者と行政が協働しつながら取り組みを進めます。

- 身近な緑や生き物の大切さについて、日頃から関心を持ち、自然保護の知識や情報の修得に努めます。
- 雑木林の下草刈りや清掃、公園・街路樹の落葉拾いなど緑の維持管理活動に参加します。
- 緑づくりや緑化推進、自然保護活動における各種団体やNPOなどに参加し、市民主体の緑のまちづくりを進めます。

市民・市民団体



行政

事業者

- 市民やNPO、事業者等さまざまな人や団体が参加できる包括的な体制づくりを進めます。
- 緑づくりや緑化推進、自然保護活動における各種団体やNPOなどへの活動の場の提供や支援、情報提供を行い、多くの市民が緑づくりに参加できるような核の形成を図ります。
- 法令に基づく緑地の保全を進めるとともに、公共施設の緑の保全、創出、再生に努めます。

- 緑づくりや緑化推進、自然保護活動における各種団体やNPO、行政の事業などに協力します。
- 店舗や工場をはじめとする事業地の緑化や緑のイベントへの参加を行い、地域へのイメージアップを図ります。
- 緑地保全や環境保全の法律・条例を遵守します。

【緑のパートナーシップのイメージ】

第2節 実現のための計画推進

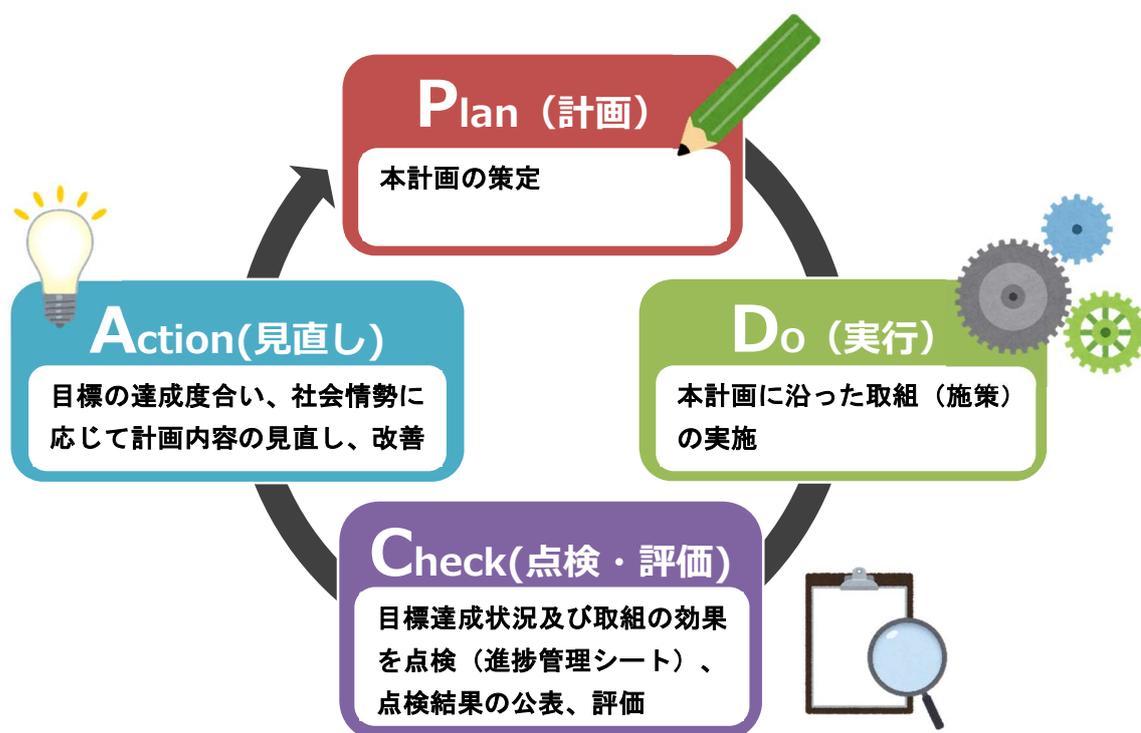
本計画の実現を図っていくためには、事業の実現の可能性や事業効果、財政の確保状況を踏まえた効果的で柔軟な事業展開を図ることが必要です。

本計画に基づいた緑に関する取組みを継続的に進めるため、計画、実施、点検・評価、見直しからなる「PDCA サイクル」に基づき、適切な進捗管理を実施します。

また、上位・関連計画との整合を図りながら、施策の進捗管理を行います。

本計画は、本市の緑づくりの指針となる計画であることから、社会情勢の変化や地域状況の変化、法の改定、計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

PDCA サイクル



	具体的な取組み	取組状況	計画期間		主体			
			前期	後期	市民	団体	事業者	市
①	○○○	○○○			○	○	○	
②	○○○	○○○				○		○

第3節 国・県や周辺市町との連携

緑の保全・整備を進める際には、周辺市町との連携が不可欠であり、これにより自然環境の保全や余暇空間・防災空間の確保、美しい景観形成など緑の機能の効果が期待できます。今後も、周辺の市町との連携を深めるとともに、埼玉県広域緑地計画と整合を図ります。

また、市内の国・県の施設や事業に関係する緑地については、市が窓口となり、緑の保全、緑化の推進や緑地の活用、公有地化などを要請していきます。

■用語説明

[あ行]

NPO(エヌ・ピー・オー)

Non Profit Organization の略。民間非営利団体。医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、災害などあらゆる分野で非営利活動を行う団体の総称。

オープンスペース

公園・広場・河川・湖沼・山林・農地等、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。

[か行]

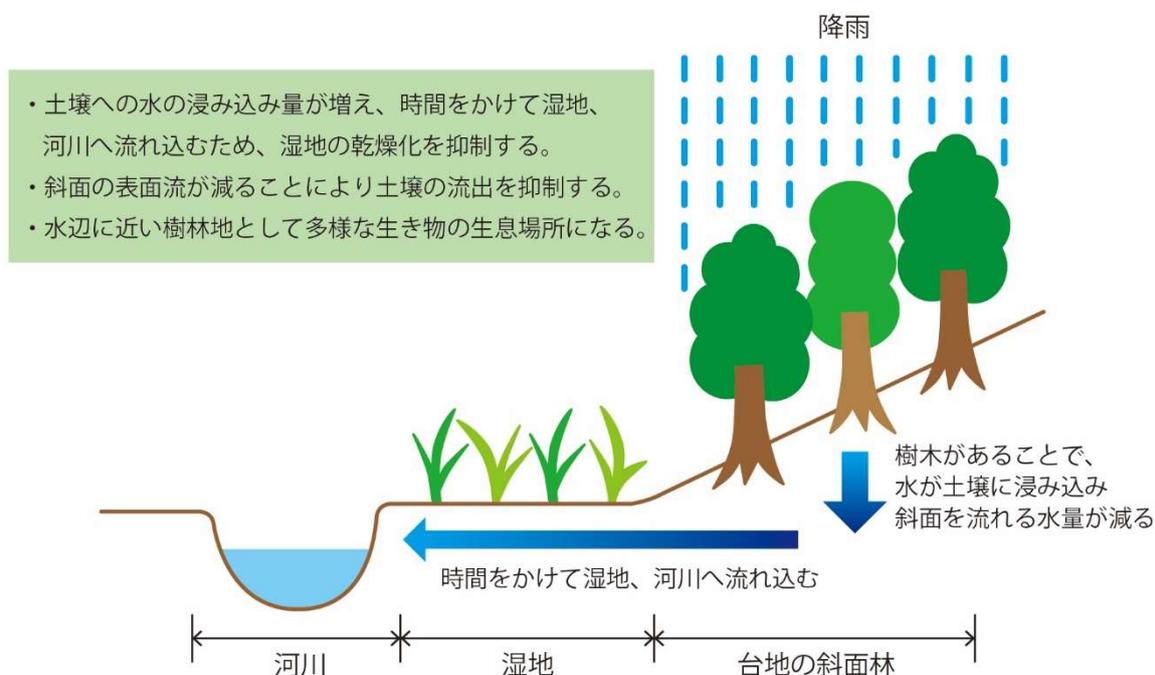
かいぼり

池や沼などの水を抜き、泥をさらって魚などの生物を捕獲した後、一定期間天日に干すこと。かいぼりによって水質改善や外来生物が駆除されることで、本来の生態系の再生が期待される。元は、農閑期におけるため池の維持管理の手法であるが、最近は公園等の池などでも行われている。

涵養（かんよう）

雨水や河川水などが地面に浸透して地下の土壤に蓄えられること。森林や農地は表土が露出していることから、アスファルトなどで固められた地面に比べ涵養機能が高く、河川への雨水の急激な流入を防ぎ、洪水の緩和や河川の流量を安定させるとともに、雨水が土壤を通過する際に窒素やリンなどが土に吸着・ろ過することで水質を浄化する働きを持つ。

台地の斜面林の水源涵養機能などの役割



近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全法により指定された緑地。首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する樹林地や水辺地を無秩序な市街化から守り、保全する目的で指定される。

建築協定

住宅地の環境保全等を目的として、土地所有者等同士が建築物の基準に関する一種の契約を締結するときに、公的主体（特定行政庁）がこれを許可することにより、その安定性・永続性を保証し、住民発意による良好な環境のまちづくりを促進しようとする制度。

[さ行]

市街化区域

すでに市街化を形成している区域、あるいは10年以内に、優先的、計画的に市街化を図るべき区域。都市計画法に基づいて指定される。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域であり、人口及び産業の急激な膨張による都市の無秩序な発展を防止する役割を持ち、開発行為は原則として抑制される区域。

施設緑地

一定区域の土地を所有あるいは借地し、目的に応じて必要な施設を整備して、一般に公開する緑地。都市公園・公共施設緑地・民間施設緑地に分けられる。

自然林

人の影響を受けていないか、又は、ごく少ない人の影響下にある樹林。

持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成される。平成29年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」では、「SDGsの推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取組を推進していくことが重要」とされている。

指定管理者制度

「公の施設（文化教育施設、都市公園、病院など）」の管理運営を行う民間事業者等を指定管理者として指定することにより、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度。

児童遊園

児童福祉法に規定されている、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする屋外型の児童厚生施設。

市民農園

レクリエーション、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、農家ではない市民が小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。大まかに「日帰り型」、「滞在型」の2つのタイプがあり、それぞれのニーズに応じて利用することができる。

市民緑地

緑の保全を推進するため、土地所有者からの申出にもとづき、市や緑地管理機構が当該土地の所有者と市民緑地契約を締結して、一定期間住民の利用に供するために設置・管理する緑地。認定制度と契約制度があり、認定制度では緑地の設置管理主体が民間主体（住民団体、NPO法人等）であることに対し、契約制度では地方公共団体（みどり法人含む）が緑地の設置管理を行うという違いがある。

住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

植栽地

公園や広場など公共、共同住宅など民間の土地で人為的に植物に被われた場所。

水質汚濁

河川、湖沼、海域などが、工場・事業場や家庭などからの排水、田畑等からの流出水によって汚されること。

生活排水

日常生活で生じる排水のこと。

生産緑地

生産緑地法に基づき、農林漁業と調和した良好な都市の形成を図ることを目的として、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の用地となりうる一定規模以上の市街化区域内農地を保全するため、市が都市計画に定める農地のこと。

生態系

ある地域にすむすべての生物とその地域内の非生物的環境をひとまとめにし、主として物質循環やエネルギー流に注目して、機能系として捉えた系。生産者、消費者、分解者、非生物的環境で構成される。エコシステム。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、「すべての生物の間の変異性を指すものとし、種内の多様性、種間の多様性および生態系の多様性を含む」と定義されている。

雑木林

様々な種類の木が混ざりながら生えている林。上尾市の雑木林は主にクヌギ-コナラの二次林で構成され、田畑と融合した武蔵野の田園景観を形成し、樹木や葉は薪や堆肥として利用されてきた。雑木林の中は多様な生物の貴重な生息空間でもあるが、近年で開発により減少が進み、永続的な保全が必要となっている。

[た行]

多自然型護岸

多様性豊かな生態系の保全・育成を図るため、河川改修等にあたって、植生や自然石を利用した護岸を採用するなど、自然の川の持つ構造的な多様性を尊重した護岸。

地域制緑地

地域の景観や環境の保全のため、法や条例等によって土地の買取りや借地をすることなく、所有者の理解を得て一定の区域を指定するもの。

地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の形態、公共施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定められる計画。

特定生産緑地

指定の告示より 30 年経過した生産緑地について、土地所有者等を含む農地の利害関係人の同意をもって特定生産緑地に指定することで、買取申出ができるまでの時期を 10 年延長し、生産緑地と同様の税制面の優遇措置を引き続きうけることができる一方で、行為制限が延長することで、農地としての管理義務が生じる。

特別緑地保全地区

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。都市緑地法に基づき都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街地の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地が指定の対象となる。

都市基幹公園

主として市域内に居住する市民の安全でかつ健康的な生活環境及びレクリエーション休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。

都市計画区域

都市計画法により都市施設計画や土地利用の規制の対象とされている区域。本市は伊奈町と合わせて 1 つの都市計画区域（上尾都市計画区域）に含まれている。

都市公園

地方自治体または国が都市公園法に基づき設置する公園または緑地。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。都市施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業制度。

トラスト運動

まちづくりに関連して組織形態(トラスト)により運動を進めること。寄付による土地の買取りや市民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくりを行うこと。

[な行]

二次林

自然林に伐採など人間の様々な影響が加わり、代わりとして発生した森林。雑木林もこれに含む。

農業振興地域

今後、相当期間（概ね 10 年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域。「農業振興地域整備基本指針」に基づき、都道府県知事が指定する。

農用地区域

農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべきものとして指定された土地。市が定める「農業振興地域計画」に基づき指定される。

[は行]

Park-PFI (公募設置管理制度)

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法である。

パートナーシップ

市民・事業者・行政が協働し良好な環境づくりや緑地の保全、緑化を推進すること。市民の主体的なまちづくりを育てる中間的な機構としてNPOが関わることもある。

配置基準 (誘致圏)

住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)を配置する上で望ましい目安であり、公園を中心に円で示した範囲のこと。誘致圏は公園の種類により異なり、街区公園で半径250m、近隣公園で500m、地区公園で1kmである。

バリアフリー

障害者や高齢者等が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去することを指す。建物内の段差の解消など物理的な障壁の除去から、より広義に障害者や高齢者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で使用されている。

ヒートアイランド現象

都市化により、地盤のコンクリート化、緑地の減少、エネルギー消費の増大が進み、都心部で平均気温が上昇する現象。等温線を描くと都心部が島のような形になることから、「ヒートアイランド」と呼ばれている。都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動にともなう人口熱の放出、大気汚染が原因となる。

ビオトープ

ラテン語の生物を意味する“Bio(ビオ)”と場所を意味する“Tope(トープ)”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な限られた空間。単に植物があるだけの「緑」とは異なりあくまでも特定の生物群集が生息していくことができるような生態学的にみても良好な環境の空間と捉えられることが特徴である。

ふるさとの緑の景観地

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、武蔵野の面影を残す雑木林など、相当な広さにわたり埼玉らしさを感じさせる樹林を中心とした優れた景観を有する区域。

指定した区域においては、木竹の伐採等について届出の義務を課し、開発行為との調整を図りながら保全を行う。

ふれあいの森

保存樹林の中でも、良好な自然環境を形成している箇所を特別緑地として指定したもの。市民に開放されており、散歩等に利用されている。

ポケットパーク

市街地などで、休憩の場の確保や都市景観の向上を図るために設けられる、広場的機能を有する小規模公園。

保存樹木・保存樹林

上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例に基づき、市内各地区の象徴として守ってきた自然を所有者の同意を得て指定する。

[ま行]

緑づくり

本計画では、残された貴重な緑を守る活動、新しい緑を創出する活動、緑に関する活動の担い手を育てることを、「緑づくり」と定義する。

[や行]

遊休農地

現在は耕作が行われていない農地のこと。

ユニバーサルデザイン

年齢、障害の有無、好み等、あらゆる条件において、だれもが利用可能なように、都市空間やその構成要素の対応可能な範囲をできる限り拡張するデザイン的な試み。ユニバーサルとは、あらゆる目的、条件、状況に対して普遍性があること、適用可能であることを意味する。

[ら行]

裸地

土、砂、岩等で被われている土地のこと。ただし、造成中の土地などは、原則として含まない。本計画では緑として扱う。

緑化重点地区

都市緑地法に規定される「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことで、計画の目標を具体化するため、緑化の推進を優先的、重点的に行うモデルとなる地区のこと。これにより、他地区や都市全体へ効果的、効率的に緑化を推進していくことが可能となる。

緑地協定

都市緑地法に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地等の所有者等の全員の合意により、市長認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定。

緑地率

地域全体に占める緑地面積の割合。本計画における緑地とは、公共的に担保されたものを指す。

緑被地

空から見たときに緑に覆われた土地。本計画の調査では、「自然林」「スギ・ヒノキ等の人工林」「クヌギ・コナラ等の二次林」「竹林」「草地」「水田」「畑」「果樹園」「植栽地」を緑被地と定義。

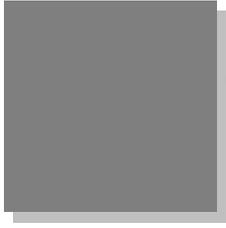
ランドマーク

地域を特徴づける顕著な景観要素で、地域の目印のようなもの。周辺から見ることできる高さをもったものが対象になることが多く、特に計画的なまちづくりでは、個性あるまちや分かりやすいまちを創る重要な要素となっている。

[わ行]

ワークショップ形式

まちづくりなどで地域に係わる多様な立場の人々が参加し、コミュニティの様々な課題をお互いに協力して解決し、さらに良いものにしていくために、共同作業を通じて公共施設(公園、公民館等)などの計画づくりを進めていく手法。



資料編



上尾市の概況

106

上尾市の概況

(1) 気象

①2014～2018年（5年間）の平均気温と降水量の推移

市域の年間平均気温は15.4℃～16.5℃と約1℃の温度差の間で推移し、年間降水量は917mm～1,231.5mmとなっています。

【年間平均気温と年間降水量の推移】

年	2014	2015	2016	2017	2018
降雨量(mm)	1176.0	1231.5	1047.5	1138.0	917.0
平均気温(℃)	15.4	16.1	16.0	15.4	16.5

資料：統計あげお平成30年版

②2014～2018年（5年間）の猛暑日、熱帯夜の日数

2018（平成30）年においては、猛暑日32日、熱帯夜41日と直近の5年間の中でも「夏季の極端に暑い日」の日数が上昇しました。近年の地球規模での気候変動や都市のヒートアイランド現象を反映したものと考えられます。この傾向は今後も続く可能性があり、穏やかな都市環境を維持するために市街地内における緑の役割は大きいです。

【猛暑日、熱帯夜の発生日】

年	2014	2015	2016	2017	2018
猛暑日(回)	18	15	9	9	32
熱帯夜(回)	13	22	9	19	41

※ 猛暑日は、「最高気温が35℃以上の日」、熱帯夜は「最低気温が25℃以上の日」です。

(2) 生態系

①生態系基盤（植生）

市域の多くの部分は市街地等が占めていますが、東西及び南側西半分の市境には植林地・耕作地が広がっています。樹林地のほぼ全てが代償植生（いわゆる二次林）で、かつて薪炭林として維持管理されていた雑木林が分布しています。

自然性の高い植生としては、環境省が実施した自然環境保全基礎調査において、サクラソウ等も生育する「江川下流域の湿地帯」や、荒川・入間川のかつての合流点付近の旧流路の一部である「三ツ又沼ビオトープ」が報告されており、また、巨樹・巨木林の分布地域として「八枝神社の境内のケヤキ・エノキ群（市指定の天然記念物）」も記載されています。

植生分布を地区別にみると、市域中央部の台地上には雑木林（クヌギ・コナラ等）、社叢林（シラカシ等）、植林（スギ、アカマツ等）が点在しています。林分として大規模なものは多くありませんが、それぞれ、市域、特に市街地周辺に残された貴重な緑です。また、市街地内に残されている農地（生産緑地地区等）も、住環境保全や景観形成、防災の

観点等において重要な役割を果たしており、今後は農業体験の場等として、レクリエーション機能の発揮にも期待がかけられています。台地から低地へと移行する斜面に成立している二次林（クヌギ・コナラ等）には、林床に多様な植生（スミレやランの仲間、シダ類等）が生育し、季節毎に多彩な景観を見せています。湿地的環境が残存している場所では希少種を含む特有で多様な植生が生育しています。

②上尾の動物相

上尾市に生息する哺乳類としては、アズマモグラ、ホンドハタネズミ、ホンドイタチ等 7 科 14 種が確認されており、埼玉県内平野部（哺乳類で 15 種を確認）で見られるほとんどの種が現存しているといえます。このうち保護が望まれる種として、ホンドカヤネズミとホンドタヌキが挙げられます。いずれも県南中央地域においては希少種で、ホンドカヤネズミは湿地・草原、ホンドタヌキは広域の自然が確保されないと生息できません。

鳥類としては 139 種が確認されており、そのうち 40 種程度の繁殖が確認されています。繁殖鳥の構成種からその特徴をみると、水辺・草原から疎林・森林と、各環境型にバランスよく繁殖鳥が存在しています。また、高次消費者であるタカ、フクロウ類がみられ、これは野鳥の生息にとって良好な環境が保持されていることを示しています。

両生類としては、ニホンアカガエル、ヒキガエル等 7 種の両生類と、イシガメ、シマヘビ等 12 種のは虫類が確認されています。また、両生類は無尾目のカエル類のみで、有尾目のイモリ、サンショウウオ類は確認されていません。なお、県内平野部において生息しているカエル類はすべて市内に現存しています。

は虫類では、カメ類 4 種、ヘビ類 5 種、ヤモリ・トカゲ類 3 種が確認されており、県内平野部に生息しているは虫類と比べると、ヘビ類が 2 種欠けています。

水生動物類としては、魚類 15 種、甲殻類 4 種、貝類 6 種が確認されており、特に、保護が望まれるものとしては、県内で確認例が少ないジュズカケハゼとテナガエビ、県南部で確認記録のないヌカエビの 3 種が挙げられます。

昆虫類では、チョウ類 39 種、トンボ類 19 種、甲虫類 102 種が確認されています。

チョウ類は、低地を主な生息地にしているものが 24 種、台地・丘陵性が 13 種、山地性が 1 種で人為的環境に生息する低地性チョウ類が主です。保護が望まれるチョウ類としては、ハンノキの湿原林に生息するミドリシジミ、クヌギ・コナラ等の雑木林との結びつきが顕著なミズイロオナガシジミ・アカシジミ・オオミドリシジミ、ススキ草原で見られるギンイチモンジセセリが挙げられます。

トンボ類（幼虫）は、平地から低山の流水性の種が 1 種、低地の湿原や浅い水たまりが 3 種、平地の池沼性が 14 種で、大半は平地の止水域池沼性のものです。保護が望まれるトンボ類としては、丘陵から低地の池沼湿地に分布するヒメアカネとチョウトンボが確認されています。

甲虫類については、カブトムシやノコギリクワガタ等雑木林との結びつきが強い大型甲虫類の生息が確認されています。保護が望まれる甲虫類としては、荒沢地区の湿地で確認されたヘイケボタルが挙げられます。

資料：上尾市緑の基本計画（前計画）

③上尾の植物相

上尾市は標高及び気象条件から暖温帯域に位置し、潜在的にはシラカシを中心とする照葉樹林（常緑広葉樹林）の成立域下にあります。しかし、人的な干渉により代償植生に置き換わっている地域が多く、森林植生については、自然植生としてシラカシ群集ケヤキ亜群集（調査当時の記録）、代償植生及び植林としてクヌギーコナラ群集、スギ・ヒノキ植林、アカマツ植林、モウソウチク林、エゾエノキ林の6種が確認されています。

湿地植生についてはオギ優先型、マコモ優先型など13種の水草が確認されています。

特に保護が必要な植物としては全国レベル9種（オオアブノメ、ミズニラなど） 全県レベル13種（ミズワラビ、ハンゲショウなど） 県内平野部レベル17種（ハナビゼキショウ、ホザキノフサモなど）が指定されています。

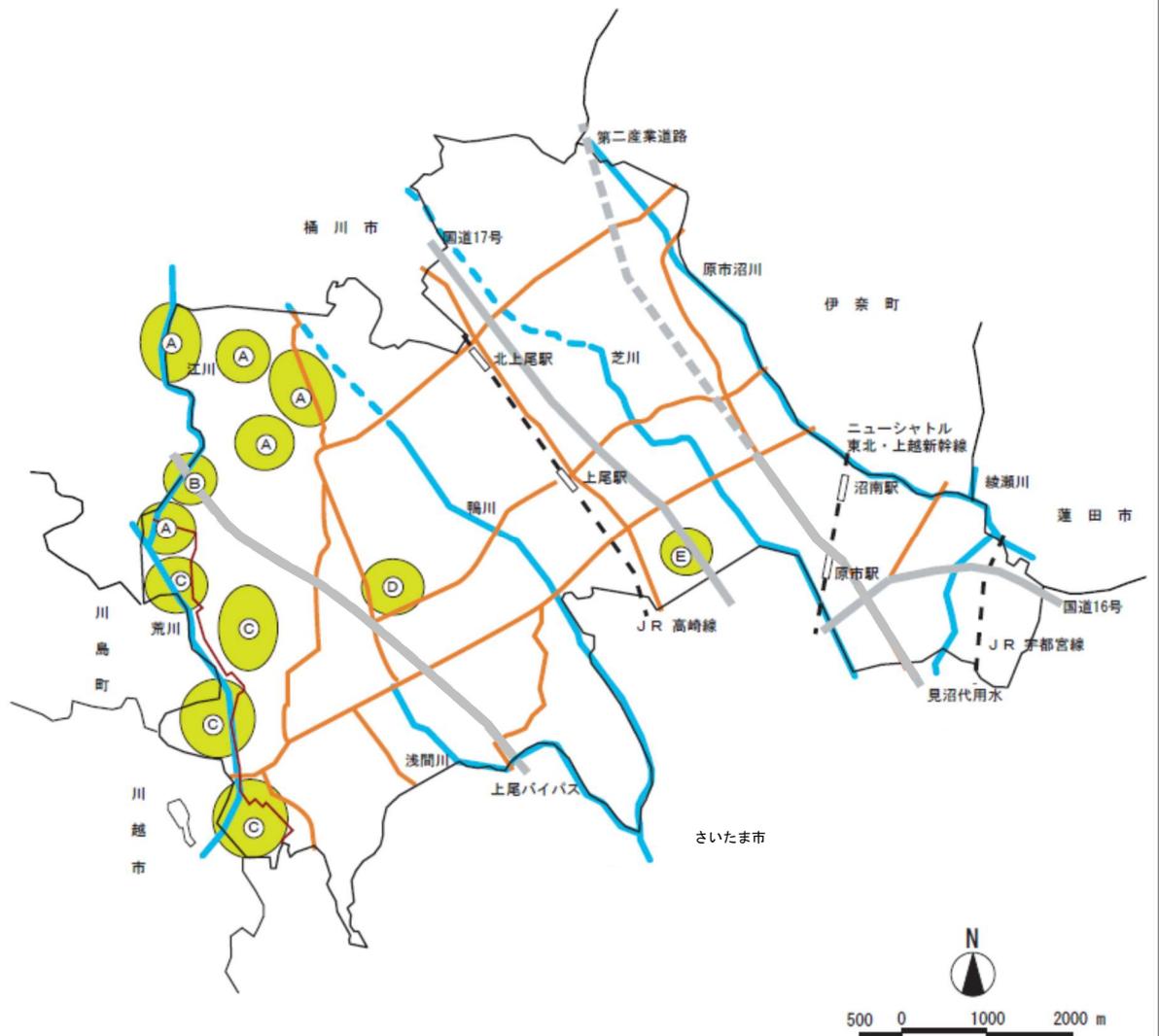
資料：上尾市緑の基本計画（前計画）

【市民等の報告から確認された希少動植物（上尾市西部）】

種類	名称	A	B	C	D	E	種類	名称	A	B	C	D	E
哺乳類	ホンドカヤネズミ	○		○			昆虫類	ヒメアカネ	○				
	ホンドタヌキ	○	○	○				ギンイチモンジセセリ	○	○	○		
	ホンドキツネ	○	○	○				アオスジアゲハ	○	○	○	○	
鳥類	カワウ	○	○					ミドリシジミ	○	○	○		
	チュウサギ	○	○					コムラサキ	○	○	○		
	オシドリ	○	○				エサキアメンボ		○				
	トモエガモ	○	○				植物	ミズニラ	○				
	オオタカ	○	○	○				ミズワラビ	○				
	ツミ	○	○	○	○			ヤナギヌカボ	○				
	ハイタカ	○	○					ヌカボタデ	○	○			
	ノスリ	○	○	○	○			ノカラマツ	○	○			
	ハヤブサ	○	○					タコノアシ	○	○			
	クイナ	○	○	○				ナガボノアカワレモコウ	○				
	ヒクイナ	○	○	○				ナガボノシロワレモコウ	○				
	タゲリ	○	○	○				ノウルシ	○				
	カワセミ	○	○	○				シムラニンジン	○				
	アゲラ	○	○		○			チョウジソウ	○				
	ウグイス	○	○		○			ハナムグラ	○	○			
	シマクイナ	○			○			ミゾコウジュ	○	○			
	トラフズク	○		○				ゴマノハグサ	○				
	コミミスク	○		○				キキョウ	○			○	
	オオコノハズク	○			○			アマナ	○				
	アオバズク	○		○	○			ヒロハノアマナ	○				
	フクロウ	○						ノハナショウブ	○				
	ルリビタキ	○						カワランニンジン	○	○			
	ミヤマホオジロ	○			○			シュンラン	○			○	
	ベニマシコ	○						クチナシグサ				○	
	エナガ				○			オミナエシ				○	
	ヨシゴイ				○			キンラン				○	
	チョウゲンボウ				○			レンリソウ				○	
タマシギ				○		ヒシ					○		
アカアシギ				○		ホサキノフサモ					○		
ツバメチドリ				○		エキサイゼリ					○		
爬虫類	イシガメ		○	○			カワジシャ				○		
	マムシ			○			ミズアオイ				○		
両生類	シェレーゲルアオガエル	○	○	○			ミクリ				○		
	ツチガエル		○				ヤマトミクリ				○		
魚類	ホトケドジョウ	○					カンエンガヤツリ				○		
	メダカ	○		○			マイヅルテンナンショウ					○	
	ジュズカケハゼ			○			バーソブ					○	

資料：上尾市緑の基本計画（前計画）

希少動植物確認位置図



凡 例

	希少動植物確認地点
	河川・水路
	河川・水路（暗渠部）
	鉄 道
	主 要 幹 線 道 路
	主 要 幹 線 道 路（計 画）
	主 要 道 路

注) 市民等の報告に基づき、上尾市西部で確認された希少動植物の位置を示す。

資料：上尾市緑の基本計画（前計画）を一部修正

(3) 土地利用

①土地利用現況

市街化区域における土地利用の構成と推移をみると、平成 18 年に 252.07ha であった農地(田及び畑)が、平成 27 年には 171.11ha にまで減少し、変動状況は▲32.1%となっていました。山林についても▲56.4%と半減している一方で、市街化区域面積の 44.4%(1,118.23ha)を占める住宅用地は、8.0%の増加となるなど、自然的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいます。

市街化調整区域においては、平成 18 年から平成 27 年にかけて田が 22.45ha(▲17.7%)、畑が 31.04ha(▲5.9%)、山林が 37.84ha(▲20.3%)の減少となっている一方で、工業用地が 20.08ha(25.5%)、道路用地が 17.36ha(10.9%)の増加となっており、市街化調整区域と同様に、自然的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいる状況がみられます。

②市街化区域内における農地・未利用地

平成 28 年における市街化区域内の農地は 171.11ha、未利用地は 187.34ha、合計で 358.45ha となっており、市街化区域面積の 14.2%を占めています。

市街化区域内農地面積の推移をみると、平成 18 年の 252.07ha から平成 28 年にかけて 80.96ha の減少となっており、箇所数の減少と規模の縮小の両方がみられます。一方、市街化区域内未利用地面積の推移をみると、平成 18 年の 215.65ha から平成 28 年にかけて 28.31ha の減少となっていますが、2ha 未満については箇所数・面積の増加がみられる状況にあります。

③生産緑地地区

「生産緑地地区制度」は、市街化区域内にある農地を緑地としての多面的機能に着目し、都市環境の保全等に寄与する農地を計画的に保全する制度です。上尾市においては、令和元年現在(令和 2 年 3 月 31 日時点)で、439 地区、105.93ha が指定されています。

なお、生産緑地法が平成 29(2017)年に改正され、これまでの指定可能な面積要件が 500㎡から 300㎡までに、また、複数箇所をまとめて指定することができるなど、指定する規模要件が地方自治体の条例を制定することで緩和されるようになったほか、農家レストランや野菜の直売所などの施設も可能となりました。

④農業振興地域

上尾市において、農業振興地域に指定している土地の面積は、平成 22 年以降、市街化調整区域のうちの 1,366ha です。そのうち、農業施策を重点的に実施し、その施策の有効性を確保するため原則として農地転用が許可されない「農用地区域」として、平成 27 年現在 561.65ha を指定しています。ただし、農家のための住宅や周辺住民のための施設等の必要性の高いものに限って除外を認めていることから、平成 22 年と比較して約 4ha の減少となっています。

(4) 都市公園（都市計画公園）

i) 都市公園の種類

都市公園の名称と内容については、以下の通りです。

【都市公園の種類】

種類	種別	内容
基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で街区内に居住する者が容易に利用することができるように面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣に居在する者が容易に利用することができるように面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で徒歩圏域内に居在する者が容易に利用することができるように面積4haを標準として配置する。
	総合公園	都市住民全般の休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積15～75haを標準として配置する。
特殊公園	風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。
	動植物園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で都市規模に応じて適切に配置する。
	歴史公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で文化財の立地に応じ適宜配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに1箇所あたり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な都市公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に全面積1,000haのうち都市計画公園500haを標準として配置する。
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じて配置する。
都市林		市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図るよう十分配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha以上を標準として配置する。 但し既成市街地等において良好な樹木地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。
緑道		災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
国の設置に係る都市公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所あたり面積おおむね300ha以上を標準として配置し、国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するよう整備する。

資料：埼玉県都市公園調査

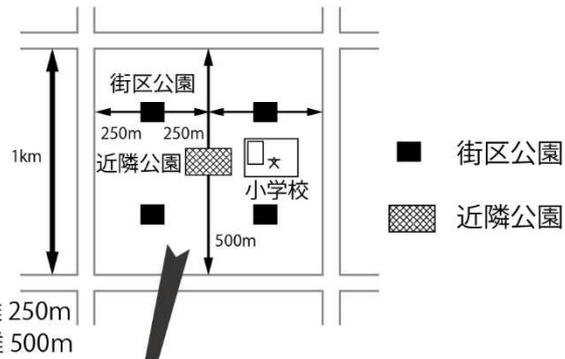
住区レベル（1近隣住区）

標準面積：100ha（1km×1km）

標準人口：10,000人

街区公園 4箇所

近隣公園 1箇所



街区公園：標準面積 0.25ha 誘致距離 250m

近隣公園：標準面積 2ha 誘致距離 500m

地区レベル（4近隣住区）

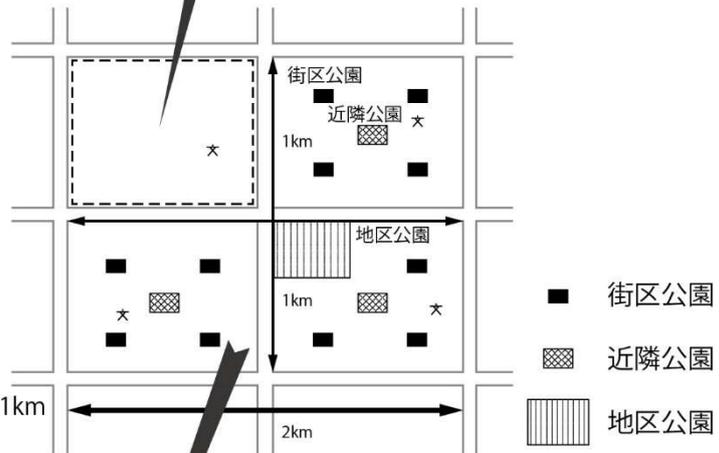
標準面積：400ha

標準人口：40,000人

街区公園 16箇所

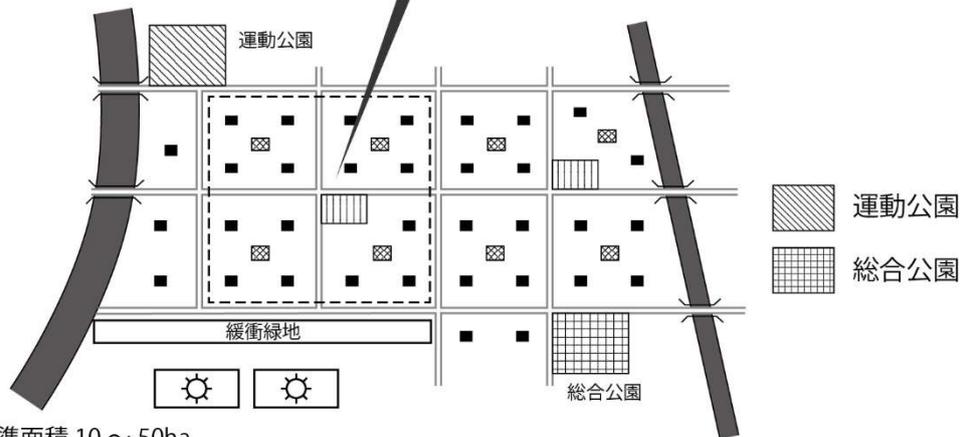
近隣公園 4箇所

地区公園 1箇所



地区公園：標準面積 45ha 誘致距離 1km

都市レベル



総合公園：標準面積 10～50ha

運動公園：標準面積 15～75ha

都市の規模に応じて配置

資料：平成 29 年度版公園緑地マニュアル

【都市公園の配置の目安】

ii) 市内の都市公園

都市公園については、計画的に配置、整備を進めています。

都市計画に基づく公園としては、住区基幹公園として街区公園 61ヶ所(13.05ha)、近隣公園 4ヶ所(7.00ha)、地区公園 1ヶ所(5.00ha)を都市計画決定しており、住区基幹公園以外の都市基幹公園として総合公園 2ヶ所(39.60ha)、運動公園 1ヶ所(39.20ha)が都市計画決定されています。

さらに、都市計画に基づかないものを併せると、開設済の都市公園は 133ヶ所あり、面積は 93.86ha に及びます。これは、市民 1人当たり 4.10㎡に該当します。

【都市公園総括表（令和 2 年 3 月 31 日現在）】

種類種別			都市計画決定公園		開設公園		内 容
			箇所	面積 (ha)	箇所	面積	
基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	街区公園	61	13.01	123	15.09	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1カ所当たり面積0.25haを標準とする。
		近隣公園	4	7.00	4	5.85	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1カ所当たり面積2haを標準とする。
		地区公園	1	5.00	2	7.93	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1カ所当たり面積4haを標準とする。
	都 市 基 幹 公 園	総合公園	2	39.60	2	26.99	都市住民全般の休息、観賞、散歩、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積10～50haを標準とする。
		運動公園	1	39.20	1	37.10	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積15～75haを標準とする。
都 市 緑 地			1	0.90	1	0.90	
計			70	104.71	133	93.86	
上尾市の人口			229,037 人			令和 2 年 3 月 31 日現在	
1人当り公園面積			4.57 ㎡		4.10 ㎡		上尾市都市公園条例第2条で規定された標準面積 市町村内 10㎡/人 市街地内 5㎡/人

資料：上尾の都市計画

(5) 上尾市緑のアンケート調査

①アンケート調査の実施状況

緑に対する市民意識を把握するため、令和2（2020）年1月下旬から2月中旬に、市民アンケートを実施しました。

【市民アンケート実施要領】

調査対象地域：上尾市全域

調査対象：市内在住の18歳以上の男女

標本数：3,000人

抽出方法：住民基本台帳による無作為抽出

調査方法：郵送配布・郵送回収調査方法

調査期間：令和2（2020）年1月29日～2月12日

【アンケートの回収状況】

配布数：3,000票

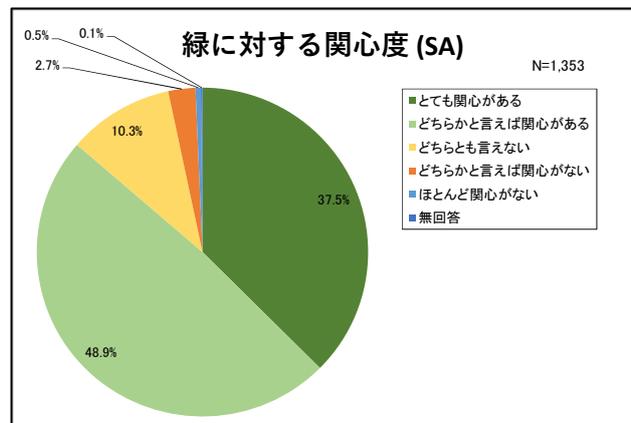
回収票数：1,341票（回収率：44.7%）

有効回答数：1,341票（有効回答率：44.7%）

②アンケート調査結果（※結果の表記 SA＝単一回答 MA＝複数回答 N＝回答数）

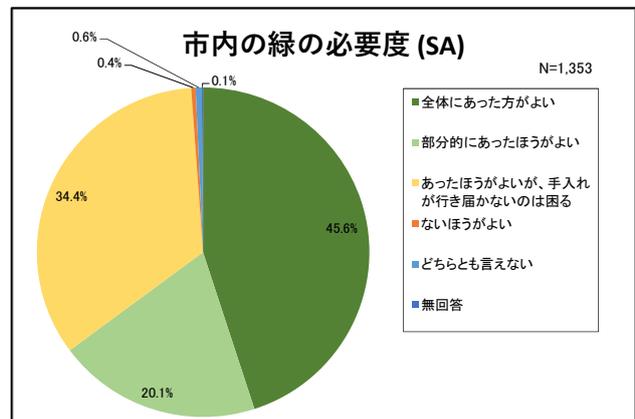
問1）あなたは、緑に関心がありますか。

「とても関心がある」及び「どちらかと言えば関心がある」と答えた割合が約9割であり、緑に関心を持っている人が多くなっています。



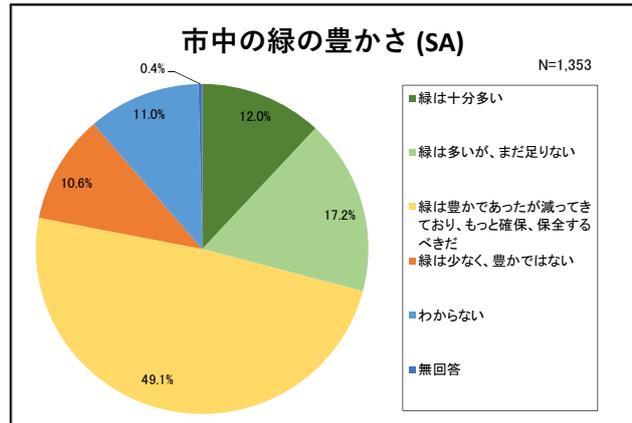
問2）まちなかに緑が必要だと思いますか。

「全体にあったほうがよい」及び「部分的にあったほうがよい」と答えた割合が約6割であり、緑が必要だと思っている人が多くなっています。



問3) 市内の緑の豊かさについて、ご回答ください。

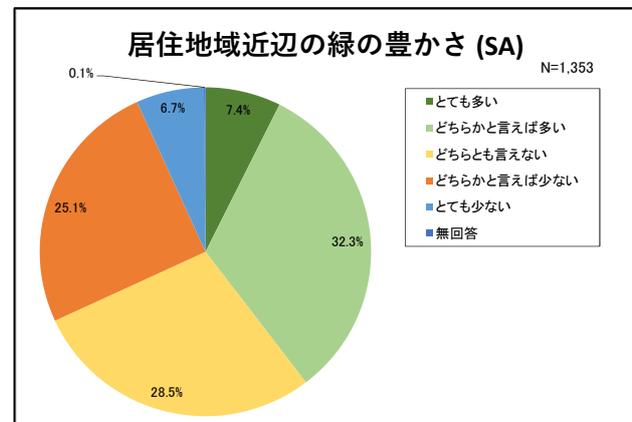
「緑は十分多い」、「緑は多いが、まだ足りない」と答えた割合が約3割で、「緑は豊かであったが減ってきており、もっと確保、保全するべきだ」と答えた割合が約5割で、「緑は少なく、豊かではない」と答えた割合が約1割でした。



問4) あなたがお住いの地域周辺の緑について、ご回答ください。

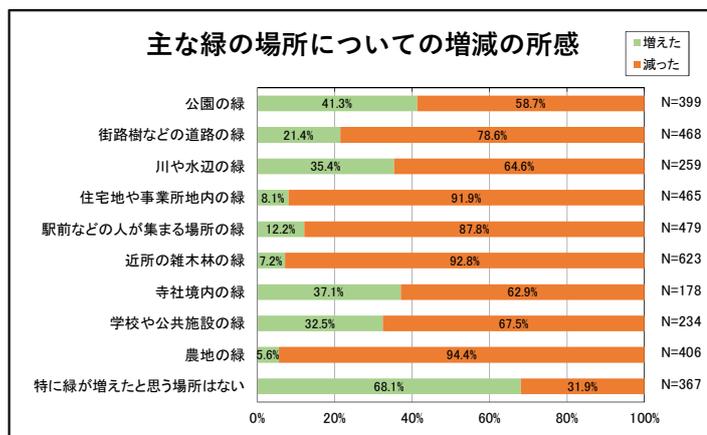
「とても多い」、「どちらかと言えば多い」と答えた割合が約4割で、「どちらとも言えない」と答えた割合が約3割でした。一方で、「どちらかと言えば少ない」、「とても少ない」と答えた割合は約3割でした。

なお、本回答について居住地属性とクロス集計した結果、平方地区に居住の方は緑が多いと感じていらっしゃる方が多く、上尾地区に居住の方はそう感じてない方が多い結果となりました。



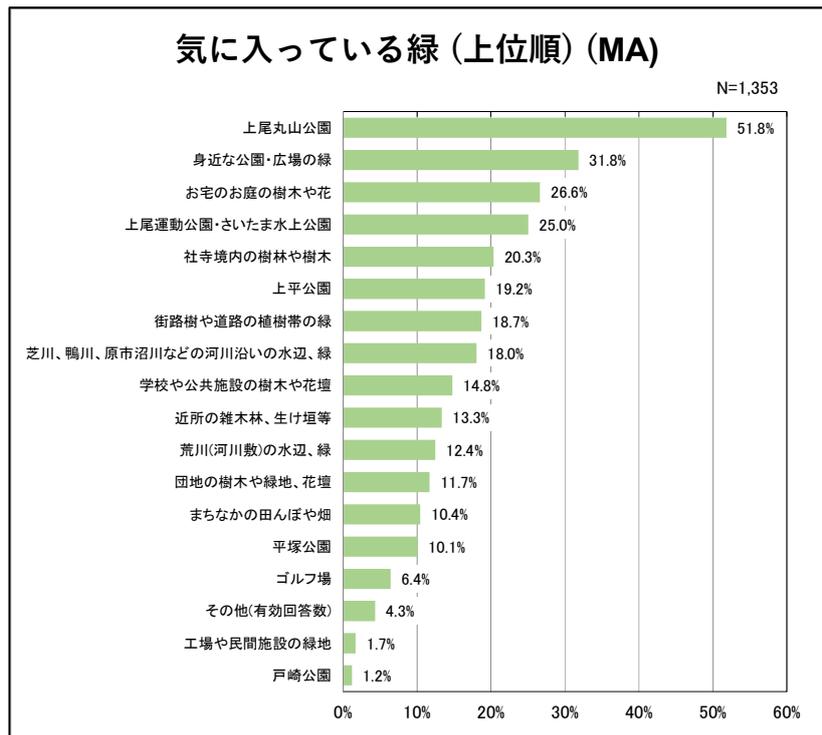
問5) あなたは特にどの場所の緑の量が増えた、または減ったと感じますか（それぞれ3つまで回答可）。

全ての項目で緑が減ったという回答が多くなっていました。特に、「住宅地や事業所地内の緑」、「近所の雑木林の緑」及び「農地の緑」については、「減った」と感じている回答が9割を超えました。



問6) あなたが気に入っている「緑」を選んでください(複数回答可)。

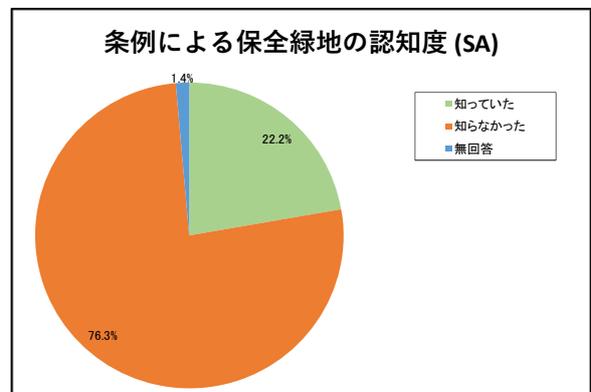
気に入っている「緑」に「上尾丸山公園」が最も多く挙げられ、回答の半数を超えました。次いで、「身近な公園・広場の緑」、「お宅のお庭の樹木や花」、「上尾運動公園・さいたま水上公園」、「社寺境内の樹林や樹木や花」、「上尾運動公園・さいたま水上公園」、「社寺境内の樹林や樹木」の順に回答が多く、約2割から3割の人が回答しました。



問7) 上尾市内には条例で保全されている緑地があります。主なものとして「ふるさと
の緑の景観地」、「ふれあいの森」です。

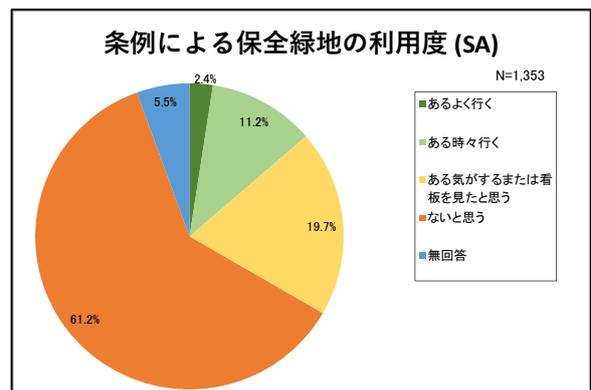
問7-1) あなたは条例による保全緑地の制度をご存知でしたか。

問7-1については、「知っていた」と答えたのが約2割で、「知らなかった」と答えたのが7割を超え、保全緑地の制度を知らない人の方が多い結果となりました。



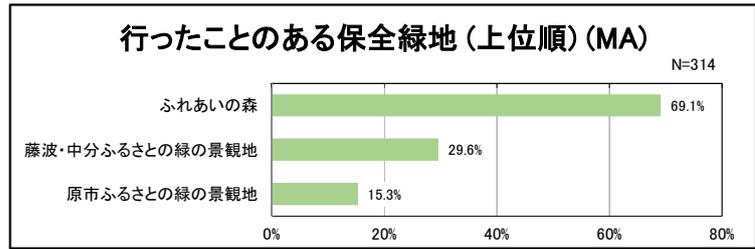
問7-2) 条例による保全緑地に行かれたことはありますか。

問7-2については、「ある。よく行く」、「ある。時々行く」と答えたのが約1割でした。「ある気がする。または看板を見たと思う」と答えたのが約2割でした。最も回答が多かったのは「ないと思う」で約6割でした。



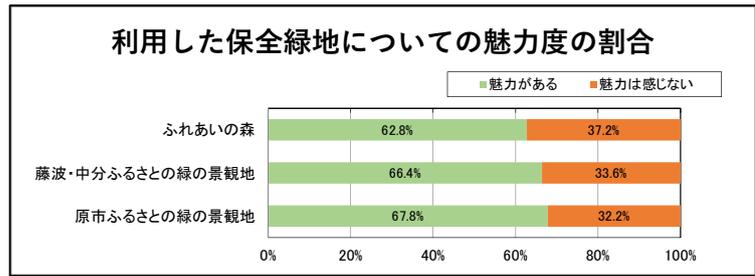
問7-3) 行かれたことのある保全緑地は、次のうちどれですか（複数回答可）。

「ふれあいの森」が最も多く約7割でした。次に「藤波・中分ふるさとの緑の景観地」が多く、約3割でした。「原市ふるさとの緑の景観地」は1割強でした。



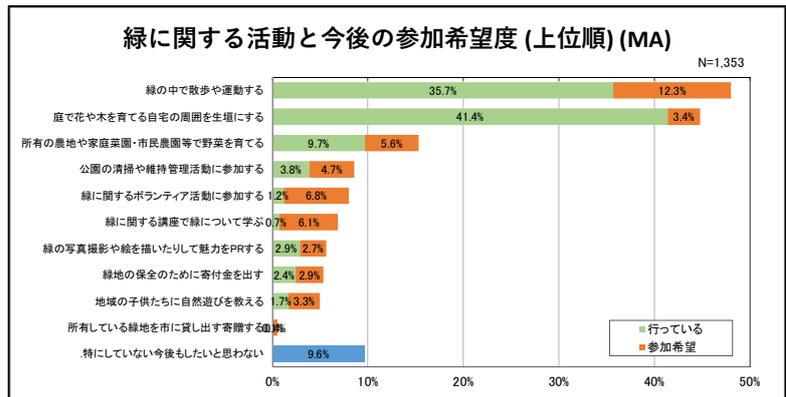
問7-4) また、行かれたことのある保全緑地が魅力のある場所でしたか。

「ふれあいの森」、「藤波・中分ふるさとの緑の景観地」、「原市ふるさとの緑の景観地」の全てで「魅力がある」と回答した方が多く、約6割でした。



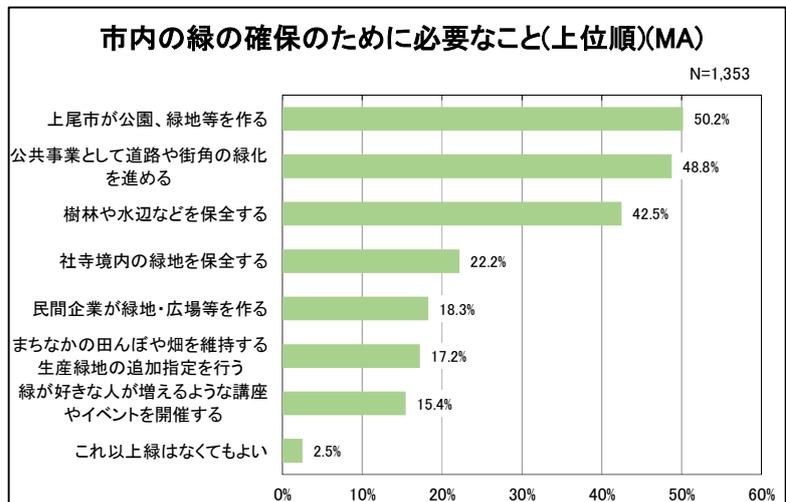
問8) あなたは緑に関する活動としてどんなことを行っていますか。また、今後参加を希望する活動はありますか（複数回答可）。

「緑の中で散歩や運動する」と答えた割合が約5割で最も多く、「庭で花や木を育てる。自宅の周囲を生垣にする」が約4割を超えました。



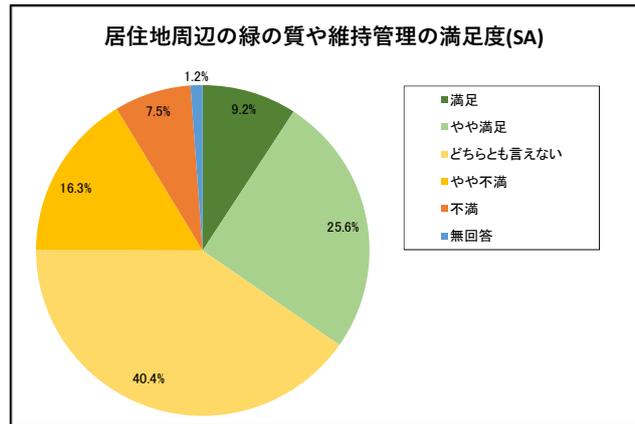
問10) 市内の緑を確保するために必要なことは何だと思えますか（3つまで回答可）。

「上尾市が公園、緑地等を作る」と答えた割合が最も多く半数を超えました。次に「公共事業として道路や街角の緑化を進める」と答えた割合が多く約5割でした。「樹林や水辺などを保全する」と答えた割合も4割を超えました。



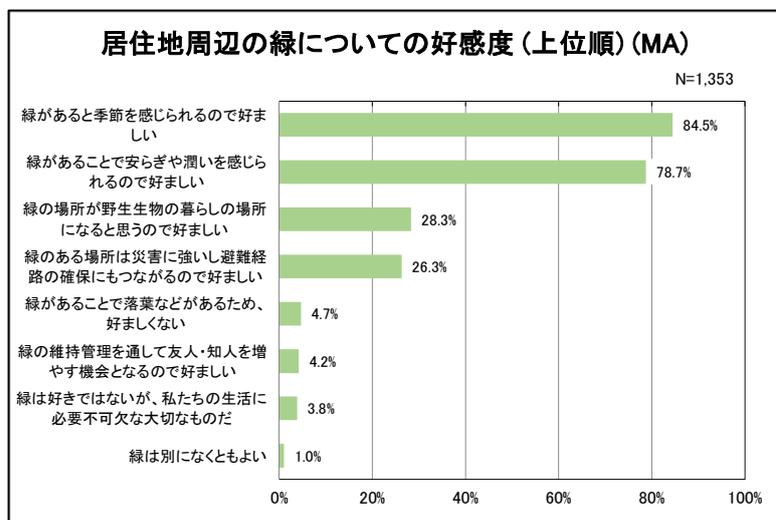
問 11) お住まいの周りの緑の質や維持管理に満足していますか。

「満足」、「やや満足」と答えた割合が3割を超え、「どちらとも言えない」と答えたのが約4割でした。「やや不満」、「不満」と答えたのが2割でした。



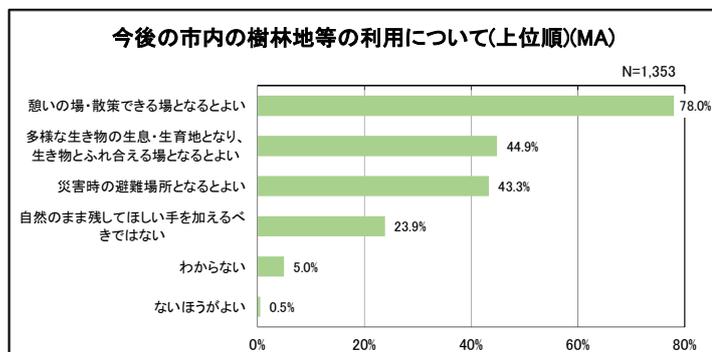
問 12) お住まいの周りに緑があることを好ましいと思いますか（3つまで回答可）。

「緑があると季節を感じられるので好ましい」、「緑があることで安らぎやうるおいを感じられるので好ましい」と答えた割合が約8割でした。次いで「緑の場所が野生生物の暮らしの場所になると思うので好ましい」、「緑のある場所は災害に強い避難経路の確保にもつながるので好ましい」と答えた割合が多く、約3割でした。



問 13) 市内に残っている樹林地等の緑地を、今後どのようにしたいと思いますか（3つまで回答可）。

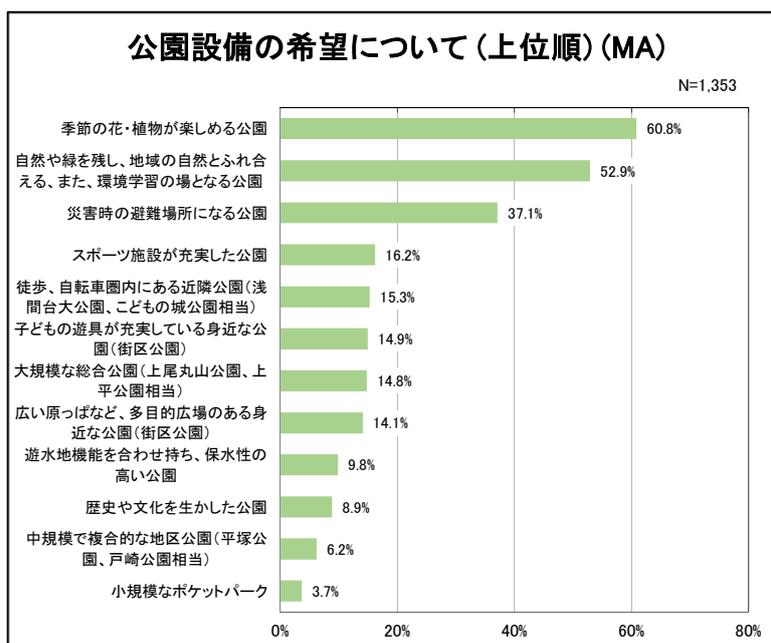
「憩いの場・散策できる場となるとよい」と答えた割合が最も多く約8割でした。次いで、「多様な生き物の生息・生育地となり、生き物とふれ合える場となるとよい」、「災害時の避難場所となるとよい」、「自然のまま残してほしい手を加えるべきではない」と答えた割合が多く4割を超えました。



問 14) どのような公園があったらよいと思いますか（3つまで回答可）。

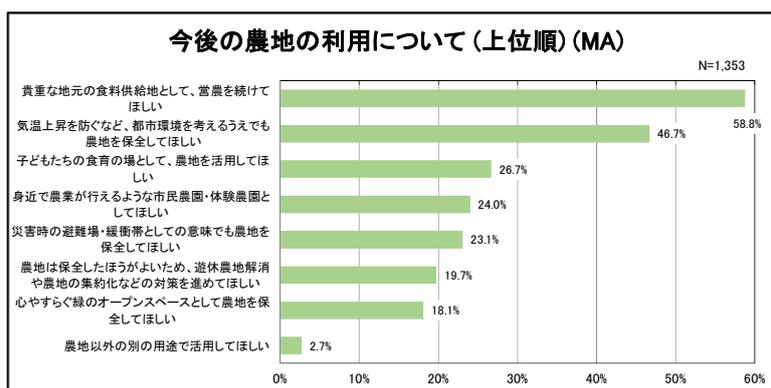
「季節の花・植物が楽しめる公園」と答えた割合が最も多く、約6割でした。次いで、「自然や緑を残し、地域の自然とふれ合える、また、環境学習の場となる公園」と答えた割合が多く半数を超えました。

「災害時の避難場所になる公園」と答えた割合も約4割でした。



問 15) 農地が、今後どのようになればよいと思いますか（3つまで回答可）。

「貴重な地元の食料供給地として、営農を続けてほしい」と答えた割合が最も多く約6割でした。次いで「気温上昇を防ぐなど、都市環境を考えるうえでも農地を保全してほしい」と答えた割合が多く、4割を超えました。



問 16) あなたは「上尾市緑の基本計画（平成 13 年）」について、ご存知でしたか。

緑の基本計画があることを知っていたと答えた割合は約1割でした。「聞いたことがあったかもしれない」と答えた割合が約3割でした。「聞いたこともなかった」と答えた割合が最も多く半数を超えました。

